

## 基本計画書

基本計画										
事項	記入欄						備考			
計画の区分	研究科の専攻の設置									
フリガナ設置者	コクリツカクイカクホジシヤイタマダク 国立大学法人埼玉大学									
フリガナ大学の名称	サイタマダクイカクダクイン 埼玉大学大学院（Graduate School of Saitama University）									
大学本部の位置	埼玉県さいたま市桜区下大久保255									
大学の目的	国立大学法人埼玉大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。									
新設学部等の目的	教育現場の経験や学部での学修を基盤に、高度な専門性に裏打ちされた理論と実践の融合型カリキュラム、研究者教員と実務家教員とがタイアップした指導体制と授業、教育現場における実地研究（課題探求及び検証）を整備し、①教科指導等における高度な理論に基づく優れた実践力・展開力を備え中核的・指導的役割を担える教員と、学校教育の改革・改善・充実をめざして管理職や指導主事等として活躍できる教育経営リーダーを養成する、②いじめ、不登校等の現代的な教育課題に対応できる高度な理論に基づく確かな実践力を備え、中核的・指導的役割を担える教員の養成を行う。									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	教職大学院 14条特例の実施	
	教育学研究科 [Graduate School of Education]  教職実践専攻 [Department of Teacher Training and Practice]	2年	20人	— 年次人	40人	教職修士（専門職）	平成28年4月 第1年次	埼玉県さいたま市桜区 下大久保255		
計			20	—	40					
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	教育学研究科修士課程（定員20人減〔予定〕） 学校教育専攻〔定員減〕 (△2) (平成28年4月) 特別支援教育専攻〔廃止〕 (△5) (平成28年4月学生募集停止) 教科教育専攻〔定員減〕 (△13) (平成28年4月)  理工学研究科博士前期課程（定員50人増〔予定〕） 生命科学系専攻〔定員増〕 (10) (平成28年4月) 物理機能系専攻〔定員増〕 (10) (平成28年4月) 化学系専攻〔定員増〕 (10) (平成28年4月) 数理電子情報系専攻〔定員増〕 (15) (平成28年4月) 機械科学系専攻〔定員増〕 (10) (平成28年4月) 環境システム工学系専攻〔定員減〕 (△5) (平成28年4月)									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
	教育学研究科 教職実践専攻 (教職大学院)	講義 科目	0	演習 科目	41	実験・実習 科目	4	計 科目	45	単位

教	学 部 等 の 名 称		専任教員等					兼 任 教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計		助手
新 設	教育学研究科 教職実践専攻 (教職大学院)		9人 (9)	6人 (6)	0人 (0)	0人 (0)	15人 (15)	0人 (0)	81人 (81)
	計		9 (9)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	— (—)
員	人文社会科学研究科 (博士前期課程)		人	人	人	人	人	人	
	文化環境専攻		26 (26)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	33 (33)	0 (0)	3 (3)
組	国際日本アジア専攻		28 (28)	21 (21)	0 (0)	0 (0)	49 (49)	0 (0)	9 (9)
	経済経営専攻		24 (24)	15 (15)	2 (2)	0 (0)	41 (41)	0 (0)	18 (18)
織	(博士後期課程)								
	日本アジア文化専攻		16 (16)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	21 (21)	0 (0)	0 (0)
設	経済経営専攻		24 (24)	11 (11)	1 (1)	0 (0)	36 (36)	0 (0)	7 (7)
	教育学研究科 (修士課程)								
の	学校教育専攻		14 (14)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	25 (25)	0 (0)	3 (3)
	特別支援教育専攻		2 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	0 (0)
概	教科教育専攻		32 (32)	31 (31)	0 (0)	0 (0)	63 (63)	0 (0)	0 (0)
	理工学研究科 (博士前期課程)								
要	生命科学系専攻		11 (11)	8 (8)	3 (3)	6 (6)	28 (28)	0 (0)	12 (12)
	物理機能系専攻		13 (13)	12 (12)	0 (0)	4 (4)	29 (29)	0 (0)	7 (7)
分	化学系専攻		12 (12)	7 (7)	3 (3)	9 (9)	31 (31)	0 (0)	6 (6)
	数理電子情報系専攻		19 (19)	20 (20)	1 (1)	12 (12)	52 (52)	0 (0)	7 (7)
の	機械科学系専攻		13 (13)	8 (8)	0 (0)	10 (10)	31 (31)	0 (0)	0 (0)
	環境システム工学系専攻		15 (15)	13 (13)	0 (0)	11 (11)	39 (39)	0 (0)	5 (5)
要	(博士後期課程)								
	理工学専攻		83 (83)	68 (68)	7 (7)	52 (52)	210 (210)	0 (0)	51 (51)
計		209 (209)	155 (155)	9 (9)	52 (52)	425 (425)	0 (0)	— (—)	
合 計		218 (218)	161 (161)	9 (9)	52 (52)	436 (436)	0 (0)	— (—)	
教 員 以 外 の 職 員 の 概 要	職 種		専 任		兼 任		計		
	事 務 職 員		175 (175)		0 (0)		175 (175)		
	技 術 職 員		41 (41)		0 (0)		41 (41)		
	図 書 館 専 門 職 員		7 (7)		0 (0)		7 (7)		
	そ の 他 の 職 員		1 (1)		0 (0)		1 (1)		
計		224 (224)		0 (0)		224 (224)			

平成28年度より学生募集停止予定

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
	校 舎 敷 地	167,509 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	167,509 m <sup>2</sup>				
	運 動 場 用 地	95,531 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	95,531 m <sup>2</sup>				
	小 計	263,040 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	263,040 m <sup>2</sup>				
	そ の 他	131,504 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	131,504 m <sup>2</sup>				
合 計	394,544 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	394,544 m <sup>2</sup>					
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
		138,532 m <sup>2</sup> ( 138,532 m <sup>2</sup> )	0 m <sup>2</sup> ( 0 m <sup>2</sup> )	0 m <sup>2</sup> ( 0 m <sup>2</sup> )	138,532 m <sup>2</sup> ( 138,532 m <sup>2</sup> )				
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体			
	98室	83 室	272 室	3 室 (補助職員 0 人)	2 室 (補助職員 1 人)				
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数					
		教育学研究科		108 室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 点	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
	教育学研究科	892,625 [277,923] (880,119 [275,385])	22,233 [5,585] (21,925 [5,547])	20,383 [19,293] (16,843 [16,005])	6,900 (6,850)	781 (687)	0 0		
	計	892,625 [277,923] (880,119 [275,385])	22,233 [5,585] (21,925 [5,547])	20,383 [19,293] (16,843 [16,005])	6,900 (6,850)	781 (687)	0 0		
図 書 館		面積	閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数					
		6,834 m <sup>2</sup>	814	827,722	大学全体				
体 育 館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要						
		4,537 m <sup>2</sup>	野球場	テニスコート他					
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
	教員1人当り研究費等		—	—	—	—	—	—	
	共同研究費等		—	—	—	—	—	—	
	図 書 購 入 費	—	—	—	—	—	—	—	
	設 備 購 入 費	—	—	—	—	—	—	—	
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円		
学生納付金以外の維持方法の概要		—							
大 学 の 名 称		埼玉大学							
学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所 在 地
教養学部		年	人	人	人		倍		
教養学科		4	160	30	700	学士(教養)	1.08	昭和40年度	埼玉県さいたま市 桜区下大久保255
教育学部									
学校教育教員養成課程		4	410	—	1,784	学士(教育学)	1.03	平成11年度	埼玉県さいたま市 桜区下大久保255
養護教諭養成課程		4	20	5	96	学士(教育学)	1.06	平成18年度	
経済学部									
経済学科(昼間コース)		4	280	10	280	学士(経済学)	1.07	平成27年度	埼玉県さいたま市 桜区下大久保255
(夜間主コース)		4	15	—	15		1.06	平成27年度	
経済学科(昼間コース)		4	—	—	—	学士(経済学)	—	平成4年度	平成27年度より学 生募集停止
(夜間主コース)		4	—	—	—	学士(経済学)	—	平成4年度	
経営学科(昼間コース)		4	—	—	—	学士(経済学)	—	平成4年度	平成27年度より学 生募集停止
(夜間主コース)		4	—	—	—	学士(経済学)	—	平成4年度	
社会環境設計学科 (昼間コース)		4	—	—	—	学士(経済学)	—	平成4年度	平成27年度より学 生募集停止
(夜間主コース)		4	—	—	—	学士(経済学)	—	平成4年度	



(博士後期課程)								
理工学専攻	3	56	—	168	博士(学術・理学・工学)	0.76	平成18年度	
合計		572	—	1,104				
	<p>名称：教育学部附属幼稚園          附属学校の基本的な社会的使命（教育の研究と実践・実証、学生の教育実習ならびに研究の指導、地方教育への協力と指導）を達成することを重視し、かつ地域のモデル校としての業務を推進することを目的とする。          所在地：埼玉県さいたま市浦和区常盤8-13-1          設置年月：昭和26年4月          規模等：土地 4,198㎡ 建物 690㎡</p>							
	<p>名称：教育学部附属小学校          附属学校の基本的な社会的使命（教育の研究と実践・実証、学生の教育実習ならびに研究の指導、地方教育への協力と指導）を達成することを重視し、かつ地域のモデル校としての業務を推進することを目的とする。          所在地：埼玉県さいたま市浦和区常盤6-9-44          設置年月：昭和24年5月          規模等：土地 19,553㎡ 建物 7,485㎡</p>							
	<p>名称：教育学部附属中学校          附属学校の基本的な社会的使命（教育の研究と実践・実証、学生の教育実習ならびに研究の指導、地方教育への協力と指導）を達成することを重視し、かつ地域のモデル校としての業務を推進することを目的とする。          所在地：埼玉県さいたま市南区別所4-2-5          設置年月：昭和24年5月          規模等：土地 33,399㎡ 建物 7,109㎡</p>							
	<p>名称：教育学部附属特別支援学校          附属学校の基本的な社会的使命（教育の研究と実践・実証、学生の教育実習ならびに研究の指導、地方教育への協力と指導）を達成することを重視し、かつ地域のモデル校としての業務を推進することを目的とする。          所在地：埼玉県さいたま市日進町2-480          設置年月：昭和47年4月          規模等：土地 14,445㎡ 建物 3,638㎡</p>							
	<p>名称：教育機構基盤教育研究センター          目的：全学的な教育に係る事項の企画案の作成及び決定された企画の実施を行うことを目的とする。          所在地：埼玉県さいたま市桜区下大久保255          設置年月：平成25年10月          規模等：—</p>							
	<p>名称：教育機構英語教育開発センター          目的：埼玉大学における英語教育の質の向上を図るため、英語教育に関する企画・立案を行い、実施することを目的とする。          所在地：埼玉県さいたま市桜区下大久保255          設置年月：平成24年 4月          規模等：—</p>							
	<p>名称：教育機構日本語教育センター          目的：埼玉大学における学生の日本語力の向上を図るため、質の高い教育を提供することを目的とする。          所在地：埼玉県さいたま市桜区下大久保255          設置年月：平成24年 4月          規模等：—</p>							
	<p>名称：教育機構社会調査研究センター          目的：センターの活動を通して教育の質の向上及び地域社会への貢献並びに学術上での寄与を図ることを目的とする。          所在地：埼玉県さいたま市桜区下大久保255          設置年月：平成25年10月          規模等：—</p>							
	<p>名称：教育機構アドミッションセンター          目的：アドミッション・ポリシーに応じた入学選抜を実現するための具体的方策を企画・立案し、円滑な入学選抜の実施を図ることを目的とする。          所在地：埼玉県さいたま市桜区下大久保255          設置年月：平成24年 4月          規模等：—</p>							

附属施設の概要

<p>名 称： 教育機構学生支援センター</p> <p>目 的： 学生支援に関して総合的な企画・立案を行い、実施することを目的とする。</p> <p>所 在 地： 埼玉県さいたま市桜区下大久保255</p> <p>設置年月： 平成24年 4月</p> <p>規 模 等： ー</p>
<p>名 称： 教育機構保健センター</p> <p>目 的： 学生及び教職員の保健管理に関する業務を行うことを目的とする。</p> <p>所 在 地： 埼玉県さいたま市桜区下大久保255</p> <p>設置年月： 平成24年 4月</p> <p>規 模 等： 土地 167,509㎡ 建物 424㎡</p>
<p>名 称： 教育機構教員免許センター</p> <p>目 的： 免許状更新講習を実施することを目的とする。</p> <p>所 在 地： 埼玉県さいたま市桜区下大久保255</p> <p>設置年月： 平成24年 4月</p> <p>規 模 等： ー</p>
<p>名 称： オープンイノベーションセンター</p> <p>目 的： 企業等の法人、地方公共団体等公的機関、他大学などとの共同研究及び研究交流を推進するとともに、埼玉大学における知的財産の創出、取得及び管理並びに技術移転の促進を図り、地域の企業等における技術革新、生産革新、経営革新、事業革新、情報革新、組織革新等のオープンイノベーションに対して中核機関として貢献することにより、埼玉大学の教育研究の進展に寄与するとともに地域社会の産業、文化、福祉及び教育の向上に資することを目的とする。</p> <p>所 在 地： 埼玉県さいたま市桜区下大久保255</p> <p>設置年月： 平成 6年 6月</p> <p>規 模 等： 土地 167,509㎡ 建物 1,141㎡</p>
<p>名 称： 脳末梢科学研究センター</p> <p>目 的： 埼玉大学における研究拠点として、脳科学、脳末梢機能関連研究及び脳科学関連技術研究の推進を図るため、生命科学、理学及び工学的見地から脳機能の解明と応用、並びに脳と末梢の機能関連及び脳の発生・発達、そして脳・神経疾患の原因や診断・治療に関する研究を行い、その成果の社会への還元を目指すことを目的とする。</p> <p>所 在 地： 埼玉県さいたま市桜区下大久保255</p> <p>設置年月： 平成21年 1月</p> <p>規 模 等： ー</p>
<p>名 称： 環境科学研究センター</p> <p>目 的： 埼玉大学における研究拠点として、環境科学及び環境科学関連技術研究の推進を図るため、複合科学的見地から環境動態や環境機能の解明と応用に関する研究を行い、その成果の社会への還元を目指すことを目的とする。</p> <p>所 在 地： 埼玉県さいたま市桜区下大久保255</p> <p>設置年月： 平成21年 4月</p> <p>規 模 等： ー</p>
<p>名 称： アンビエント・モビリティ・インターフェイス研究センター</p> <p>目 的： 埼玉大学における研究拠点として、人が意識せずに、安全、安心、快適でエコな空間や移動を実現するための先進的なインターフェイス技術について研究を行い、その研究成果を積極的に発信し、埼玉大学の研究上の強化・個性化に繋げること及び工学をベースに地域社会・産業界への貢献を目指すことを目的とする。</p> <p>所 在 地： 埼玉県さいたま市桜区下大久保255</p> <p>設置年月： 平成24年 4月</p> <p>規 模 等： ー</p>
<p>名 称： レジリエント社会研究センター</p> <p>目 的： 埼玉大学における研究拠点として、激甚災害の世界的な増加を背景に、防災・減災工学にかかわる研究に加え、災害から社会が速やかに回復するために、リスク発生前後の人間の行動学、リスクの対応主体である住民の意識改革や政策面での改革まで含めた研究の推進を図るため、複合科学的見地から真のレジリエント社会構築に向けて必要な研究を行い、その成果の社会への還元を目指すことを目的とする。</p> <p>所 在 地： 埼玉県さいたま市桜区下大久保255</p> <p>設置年月： 平成26年 4月</p> <p>規 模 等： 土地 167,509㎡ 建物 1,744㎡</p>

<p>名 称： 科学分析支援センター</p> <p>目 的： 生命科学分析、機器分析及び環境分析に関わる各分野が有機的な連携を保ちつつ、埼玉大学内における教育・研究のための共同利用を支援するとともに、科学分析技術の研究・開発を行うことを目的とする。</p> <p>所 在 地： 埼玉県さいたま市桜区下大久保255</p> <p>設置年月： 昭和55年 4月</p> <p>規 模 等： 土地 167,509㎡ 建物 1,771㎡</p>
<p>名 称： 総合技術支援センター</p> <p>目 的： 埼玉大学の各部局等の要請に応え、埼玉大学における教育・研究・大学運営の充実・高度化及び教育・研究活動に係る基盤の整備・強化を専門的・技術的に支援し、埼玉大学の目的・目標の達成に資することを目的とする。</p> <p>所 在 地： 埼玉県さいたま市桜区下大久保255</p> <p>設置年月： 平成24年 4月</p> <p>規 模 等： ー</p>
<p>名 称： リサーチ・アドミニストレーターオフィス</p> <p>目 的： 埼玉大学における研究推進体制・機能の充実強化及び研究者の研究活動の支援強化を目指すことを目的とする。</p> <p>所 在 地： 埼玉県さいたま市桜区下大久保255</p> <p>設置年月： 平成26年 1月</p> <p>規 模 等： ー</p>
<p>名 称： 情報メディア基盤センター</p> <p>目 的： 埼玉大学における全学的な情報基盤の整備・運用及び情報基盤に係る研究開発を行うことを目的とする。</p> <p>所 在 地： 埼玉県さいたま市桜区下大久保255</p> <p>設置年月： 平成16年10月</p> <p>規 模 等： 土地 167,509㎡ 建物 962㎡</p>
<p>名 称： 国際開発教育研究センター</p> <p>目 的： 世界の平和と持続的な経済・社会の発展に寄与するため、教育・研究に関する企画・立案を行い、実施することを目的とする。</p> <p>所 在 地： 埼玉県さいたま市桜区下大久保255</p> <p>設置年月： 平成24年 4月</p> <p>規 模 等： ー</p>
<p>名 称： 大学会館</p> <p>目 的： 埼玉大学の学生及び教職員の人間関係を緊密にし、学生の課外活動の発展を図り、かつ学生及び教職員の福利・厚生に寄与することを目的とする。</p> <p>所 在 地： 埼玉県さいたま市桜区下大久保255</p> <p>設置年月： 昭和62年 2月</p> <p>規 模 等： 土地 167,509㎡ 建物 2,225㎡</p>
<p>名 称： 国際交流会館</p> <p>目 的： 建物、設備を外国人研究者及び外国人留学生の居住の用に供し、もって埼玉大学が推進する諸外国との研究・教育上の国際交流に寄与することを目的とする。</p> <p>所 在 地： 埼玉県さいたま市桜区下大久保645</p> <p>設置年月： 昭和59年 9月、昭和63年11月、平成 7年 3月</p> <p>規 模 等： 土地 5,378㎡ 建物 7,794㎡</p>
<p>名 称： 学生宿舎</p> <p>目 的： 埼玉大学に在学する学生に対し、修学に適する良好な環境を提供し、自主的な生活を通じて、自立性を培うとともに、規律ある社会性を育む機会を与えることを目的とする。</p> <p>所 在 地： 埼玉県さいたま市桜区下大久保542</p> <p>設置年月： 平成22年10月</p> <p>規 模 等： 土地 29,757㎡ 建物 6,438㎡</p>
<p>名 称： 体育施設</p> <p>目 的： ー</p> <p>所 在 地： 埼玉県さいたま市桜区下大久保255</p> <p>設置年月： ー</p> <p>規 模 等： 土地 167,509㎡ 建物 6,136㎡</p>

	<p>名 称： 課外活動共用施設          目 的： 学生の課外活動環境の整備を目的とする。          所 在 地： 埼玉県さいたま市桜区下大久保255          設置年月： 平成 7年 1月          規 模 等： 土地 167,509㎡ 建物 2,085㎡</p>	
	<p>名 称： 軽井沢荘          目 的： 埼玉大学の授業、課外教育・活動等及び教職員の福利厚生のために使用させることを目的とする。          所 在 地： 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉字赤岩2148-167          設置年月： 平成13年 3月          規 模 等： 土地 933㎡ 建物 217㎡</p>	

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校は、収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。



授 業 科 目 の 概 要			
(教育学研究科教職実践専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
共通科目	教育課程の編成及び実施 教育課程の課題探求	<p>a)カリキュラム分析、b)学力評価分析、c)学習時間分析、d)学習環境分析、e)個をのばす教育、f)学校外との連携について学修する。</p> <p>到達目標は、教育課程の編成と実施に関する深い理論的知識を獲得するとともに実践的力量的基礎を獲得することである。</p> <p>学期末の課題により講義で扱った理論に関する理解の程度を、演習におけるプレゼンテーションや議論の内容により実践的応用の理解の程度を評価する。</p> <p>(共同方式/全30回)  (研究者教員 ⑦ 小倉 康/主担当8回；全教員共同を含む)  主にa)c)について担当する。  (研究者教員 ③ 宇佐見香代/主担当8回；全教員共同を含む)  主にb)について担当する。  (実務家教員 ⑭ 井上 馨/主担当8回；全教員共同を含む)  主にd)f)について担当する。  (実務家教員 ⑰ 加賀谷徳之/主担当8回；全教員共同を含む)  主にd)e)について担当する。  (実務家教員 ⑯ 河野秀樹/主担当8回；全教員共同を含む)  主にe)f)について担当する。</p> <p>全30回のうち2回以上は全教員の共同とし、他の回も主担当と連携して研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する。</p>	共同
教科等の実践的な指導方法	教科指導の課題探求	<p>実践的な教科指導力の育成を目標とする。具体的事例として、英語、家庭、技術が中心となるが、どの教科指導にも応用可能な基礎力の育成に注力する。a)授業づくり、b)教材作成、c)授業分析・授業評価、d)現代的教育課題の教材化、について学修する。</p> <p>到達目標は、適切な授業設計と実践力の育成を目指す。</p> <p>学期末の課題により講義で扱った理論に関する理解の程度を、演習におけるプレゼンテーションや議論の内容により実践的応用の理解の程度を評価する。</p> <p>(共同方式/全30回)  (研究者教員 ⑧ 及川 賢/主担当9回；全教員共同を含む)  主に英語の授業づくり・教材開発について担当する。  (研究者教員 ⑥ 河村美穂/主担当8回；全教員共同を含む)  主に家庭科を事例に授業分析・授業評価について担当する。  (研究者教員 ⑤ 山本利一/主担当6回；全教員共同を含む)  主に技術科を事例にICTを活用した授業づくりについて担当する。  (実務家教員 ⑮ 松澤勇治/主担当7回；全教員共同を含む)  主に授業づくり・授業分析について担当する。  (実務家教員 ⑯ 河野秀樹/主担当7回；全教員共同を含む)  主に授業設計について担当する。  (実務家教員 ⑰ 加賀谷徳之/主担当7回；全教員共同を含む)  主に授業づくり・授業分析・授業評価・ICTを活用した授業づくり・現代的教育課題の教材化について担当する。</p> <p>全30回のうち2回以上は全教員の共同とし、他の回も主担当と連携して研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する。</p>	共同

生徒指導 及び教育 相談	生徒指導・ 教育相談の 課題探求	<p>a) 児童生徒理解の意義と方法、b) 学級集団をとらえる視点と手法、c) 問題行動の理解と組織的対応の構築、d) 教育相談の理論的基盤と手法、e) 他機関との連携、について学修する。</p> <p>到達目標は、生徒指導と教育相談に関する深い理論的知識を獲得するとともに、実践的力量的基礎を獲得することである。</p> <p>学期末の課題により講義で扱った理論に関する理解の程度を、演習におけるプレゼンテーションや議論の内容により実践的応用の理解の程度を評価する。</p> <p>(共同方式／全30回) (研究者教員 ① 澤崎俊之／主担当10回；全教員共同を含む) 主に生徒指導の諸問題、教育相談の理論的基盤について担当する。</p> <p>(研究者教員 ⑨ 名越斉子／主担当9回；全教員共同を含む) 主に児童生徒理解の理論的基盤及び体罰・懲戒について担当する。</p> <p>(実務家教員 ⑫ 櫻井康博／主担当11回；全教員共同を含む) 主に非行の理解と組織的対応について担当する。</p> <p>全30回のうち1回以上は全教員の共同とし、他の回も主担当と連携して研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する。</p>	共同
学級経営 及び学校 経営	教育経営の 課題探求	<p>主として、a) 学級経営、b) 学校経営、c) 教員研修、について学修する。</p> <p>学校のリーダーあるいはミドルリーダーとして、授業と学びの創造ならびに学校の管理・運営とファシリテートをトータルなビジョンを有しつつ進められる力量を育成することを目的とする。</p> <p>a) については、授業と一体化した学級経営=教師と児童・生徒、児童・生徒相互の協働関係を育てながら、学習をコーディネートする力量を高める。b) については、国内外の学校(創造)改革・運営事例を含めて、学校と教職員組織のビジョンに基づくマネジメントとファシリテートについて理解し、力量を高める。c) については、教職員組織の同僚性を高め、児童生徒の学習を効率的に進めながら、学校全体の協働を構築することについて、国内外の先進的事例に学びつつ、理解を深め、その核となる力量を育成する。</p> <p>到達目標は、学級・学校におけるマネジメントの基本的知識と技能を実践的な事例を通して獲得することとともに、現場での推進、適用力を身につける。学期末の課題により講義で扱った理論に関する理解の程度を、演習におけるプレゼンテーションや議論の内容により実践的応用の理解の程度を評価する。</p> <p>(共同方式／全30回) (研究者教員 ② 庄司康生／主担当12回；全教員共同を含む) 主にa)とc)について担当する。</p> <p>(実務家教員 ⑩ 桐淵 博／主担当13回；全教員共同を含む) 主にa)とb)について担当する。</p> <p>(実務家教員 ⑪ 大澤利彦／主担当13回；全教員共同を含む) 主にb)とc)について担当する。</p> <p>全30回のうち4回以上は全教員の共同とし、他の回も主担当と連携して研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する。</p>	共同

<p>学校教育 と教員の 在り方</p>	<p>学校と教職 の課題探求</p>	<p>a)教師像の類型、b)教師文化と教師のアイデンティティ、 c)反省的实践家、d)教師の同僚性、e)今日の教師が抱える課 題について学修する。 到達目標は 教職専門性とは何か、そのあり方についての基礎 的な理論についての理解を深めるとともに、専門的力量をいかに 形成することができるのかについて実践的知識を獲得することで ある。 学期末の課題により講義で扱った理論に関する理解の程度を、 演習におけるプレゼンテーションや議論の内容により実践的応用 の理解の程度を評価する。</p> <p>(共同方式／全30回) (研究者教員 ④ 磯田三津子／主担当12回；全教員共同を含む) 主にb)c)について担当する。 (研究者教員 ③ 宇佐見香代／主担当3回；全教員共同を含む) 主にb)について担当する。 (実務家教員 ⑩ 桐淵 博／主担当11回；全教員共同を含む) 主にa)d)について担当する。 (実務家教員 ⑪ 大澤利彦／主担当11回；全教員共同を含む) 主にa)e)について担当する。</p> <p>全30回のうち3回以上は全教員の共同とし、他の回も主担当 と連携して研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する。</p>	<p>共同</p>
<p>学校に おける 実習科 目</p>	<p>実地研究I</p>	<p>学卒院生と現職院生との入学時点での異なる学修課題に対応す るために、別個の授業計画を設定する。 学卒院生は、附属小学校・中学校・特別支援学校・幼稚園の4 校園から研究対象校を設定し、継続的に訪問して学校教育の全体 構造への理解を深め、課題を明確にする。以下の研究・観察視点 を視野において、活動計画への関与や、観察と臨床的関わり、実 践検討や事例検討などを行う。 a)教育課程、b)教科等の授業実践、c)道徳、特別活動の実 践、d)学級経営、e)生徒指導・教育相談、f)保護者活動 指導教員は、実習校に出向き実習校教員とともに指導にあた る。 現職院生は、これまでの授業実践や教育課題への省察を基礎 に、県内の研究推進校などでのフィールドワークを行う。その結 果について実地研究I報告書を作成する。 授業の到達目標及びテーマについては、児童生徒の実態及び発 達の理解と学校教育の全体構造とを関連づけ、学校教育における 実践を深く理解することを到達目標とする。具体的には、a)教 育課程、b)校内体制、c)指導計画の作成と学習指導、d)行動 特性の理解、e)児童生徒支援の実際等について基礎的な事柄を 理解することである。 そのために、学校における様々な教育場面において実践的・臨 床的に関わる経験をふまえ、各自が研究テーマを明確にすると同 時に、学校組織の一員としての実践力の育成も図る。</p>	<p>クラス分け</p>

実地研究II		<p>学卒院生は所属コース及び研究テーマに応じて連携協力校に配属される。そして、事前指導をふまえて大学院指導教員・協力校指導教員の指導助言や現職院生の助言を受けながら、研究テーマの深化を図る実践と検証を行う。</p> <p>現職院生は勤務校において課題解決に向けて実践的に研究を継続する。1年次の研究実践計画書を生かした学校課題の明確化とその分析に基づき、学校内外と協働して課題解決に取り組む力量と、授業改善や多様な教育的ニーズに応じた学習支援等を組織化して学校全体の授業力向上と学習支援等の充実を図る力量とを培う。</p> <p>各受講者の課題研究の指導教員（研究者教員と実務家教員の各1名）が指導にあたる。</p> <p>授業の到達目標は、学校教育における自らの課題追究に向けた実践の遂行と省察の態度形成である。具体的には、a)課題追求の方法の習得、b)実践における児童・生徒の実態把握方法の習得、c)実践研究の検証に関する理論と実践の学修である。そのために各自が課題追究計画を立案し、実践的に実地研究を行う。それゆえ実地研究の具体的内容は各院生の課題テーマにより個別に計画されるが、教科等の指導、学級経営、児童生徒指導などの多角的実践を含めるように計画を立てる。また、特に学校全体の教育活動や運営に関するテーマなどでは、研究協力校等における年間教育計画に対応させ、学校での教育活動における位置づけを明確にする必要がある。</p>	クラス分け
実地研究I (特別支援教育)		<p>通常の学級又は特別支援学校において、特別な支援を必要とする児童生徒の教育実践に携わることを通して、特別支援教育の実践に関する課題意識を明確にすることを目的とする。</p> <p>到達目標は、a)特別な支援を必要とする児童生徒の教育課程、b)校内支援体制、c)支援計画の作成、d)行動特性の理解、e)支援の実際等について基礎的な事柄を理解することである。</p>	クラス分け
実地研究II (特別支援教育)		<p>通常の学級又は特別支援学校において、特別な支援を必要とする児童生徒の教育実践上の課題解決を目指した実践研究を行う。このことを通して、特別な支援を必要とする児童生徒の発達支援に必要とされる理論と技術を修得することを目的とする。</p> <p>到達目標は、a)各種心理教育アセスメントの理論と実施方法の学修、b)対象児の発達状態の総合的評価と支援目標の設定に関する理論と実践の学修、c)支援の実践、d)支援効果の検証に関する理論と実践の学修である。</p>	クラス分け

課題研究	課題研究I	<p>学校教育現場での教育実践に携わることを通して、教育実践に係わる基礎的事項の学修を進めるとともに、教育実践に関する課題意識を明確にする。実地研究Iとの往還により授業を進め、指導教員との協議のもと、定期的に教育実践のリフレクションを行いながら、研究実践報告書をまとめる。</p> <p>到達目標は、a)教育課程、b)教科指導、c)生徒指導及び教育相談、d)教育経営、e)学校教育と教員の在り方について、実地研究Iでの幅広い実践経験の中から具体的な課題意識を明確化することである。</p> <p>個別課題の追究と集団的検討を適宜組み合わせることで追究の深化を図る。</p>	クラス分け
	課題研究II	<p>課題研究Iで明確にした課題意識に基づき、教育実践上の課題解決を目指した実践研究を行うことを通して、教育実践に必要な理論と技術を修得する。</p> <p>研究者教員・実務家教員・研究協力校の教員との協議を定期的に行いつつ進める実地研究IIとの往還により、学校教育現場での課題解決のための理論と技術を検証・実証し、研究実践報告書をまとめる。</p> <p>到達目標は、課題研究Iにおいて明確にした、a)教育課程、b)教科指導、c)生徒指導及び教育相談、d)教育経営、e)学校教育と教員の在り方に関する課題を解決する具体的な方策を立案し、実践を通してその検証を行うことである。</p> <p>個別課題の追究と集団的検討を適宜組み合わせることで追究の深化を図る。</p>	クラス分け
	課題研究I (特別支援教育)	<p>通常の学級又は特別支援学校において、特別な支援を必要とする児童生徒の教育実践に携わることを通して、特別支援教育の実践に係わる基礎的事項の学修を進めるとともに、教育実践に関する課題意識を明確にする。実地研究I(特別支援教育)との往還により授業を進め、研究実践報告書をまとめる。</p> <p>到達目標は、a)特別な支援を必要とする児童生徒の教育課程、b)校内支援体制、c)支援計画の作成、d)行動特性の理解、e)支援の実践等について基礎的な事柄を理解することである。</p>	クラス分け
	課題研究II (特別支援教育)	<p>通常の学級又は特別支援学校において、特別な支援を必要とする児童生徒の教育実践上の課題解決を目指した実践研究を行う。このことを通して、特別な支援を必要とする児童生徒の発達支援に必要なとされる理論と技術を修得することを目的とする。</p> <p>到達目標は、a)各種心理教育アセスメント理論と実施方法の学修、b)対象児の発達状態の総合的評価と支援目標の設定に関する理論と実践の学修、c)支援の実践、d)支援効果の検証に関する理論と実践の学修である。</p>	クラス分け

<p>教育実践力高度化コース科目</p>	<p>教科の学習指導と実践</p>	<p>本授業では、教育を支える理論をおさえつつ、それらを授業実践でより効果的に指導する方法等を学ぶことを目標とする。          本授業は全体学習3回とグループ学習で構成される。          全体学習においては、小・中・高等学校における教育課程の編成、改善の一連のカリキュラムマネジメントなどの教科教育に共通する主題について学習し、教育課程全般の課題理解を図る。          グループ学習は教科ごとに行われ、教育課程への理解を図る全教科共通内容3回と、教科独自内容9回からなる。共通内容では、例えば教科教育の課題（育成すべき資質・能力、学習のあり方、評価方法の改善）などを学ぶ。          授業は講義形式のみでなく、演習形式を交えて行う。</p> <p>(共同方式／全15回)          (実務家教員 ⑩ 桐淵 博) 全体学習と数学グループを担当          (実務家教員 ⑪ 大澤利彦) 全体学習と社会科グループを担当          (実務家教員 ⑭ 井上 馨) 全体学習と保健体育グループを担当          (実務家教員 ⑮ 松澤勇治) 全体学習と国語グループを担当          (研究者教員 ③⑧ 戸田 功, ④④ 飯泉 健司, ⑤⑦ 山本 良, ③⑩ 薄井 俊二, ⑥⑧ 本橋 幸康) 国語グループを担当          (研究者教員 ⑤③ 桐谷正信, ②⑥ 大友秀明, ④⑩ 小林 聡, ⑥⑨ 清水 亮, ⑥⑥ 谷 謙二, ②⑨ 田村 均, ⑦④ 高橋雅也, ⑦⑧ 中川 律) 社会科グループを担当          (研究者教員 ④① 二宮裕之, ⑦③ 松寄昭雄, ②② 道工 勇, ③⑤ 木村 孝, ④⑥ 飛田明彦) 数学グループを担当          (研究者教員 ⑦ 小倉 康, ③⑥ 近藤一史, ⑤⑧ 大向隆三, ④② 富岡寛顕, ⑥③ 松岡圭介, ③① 金子康子, ⑦⑩ 日比野拓, ④⑤ 岡本和明, ⑦① 大朝由美子) 理科グループを担当          (研究者教員 ②⑩ 野瀬清喜, ①⑨ 野田寿美子, ③⑨ 有川秀之, ④③ 細川江利子, ⑥⑤ 菊原伸郎, ⑦⑦ 古田 久, ⑤⑨ 松本 真) 保健体育グループを担当</p> <p>(研究者教員 ②④ 伊藤 誠, ②③ 鈴木静哉, ③② 蛭多令子, ④⑨ 竹澤栄祐, ⑥⑦ 小野和彦) 音楽グループを担当          (研究者教員 ②① 吉岡正人, ③⑦ 小澤基弘, ②⑦ 横尾哲生, ⑤⑩ 高須賀昌志, ⑥① 石上城行, ③③ 池内慈朗, ⑥② 内田裕子) 図画工作・美術グループを担当          (研究者教員 ⑤ 山本利一, ⑤① 浅田茂裕, ⑥⑩ 内海能亜, ⑦② 荻窪光慈, ⑦⑤ 荒木祐二) 技術科グループを担当          (研究者教員 ⑥ 河村美穂, ④⑧ 重川純子, ③④ 川端博子, ⑤⑥ 島田玲子, ⑦⑥ 上野茂昭, ⑤⑤ 亀崎美苗, ④⑦ 吉川はる奈) 家庭科グループを担当          (研究者教員 ⑧ 及川賢, ①⑧ 宇田和子, ⑤④ 武田ちあき, ⑥④ 田子内健介, ②⑤ 牛江一裕) 英語科グループを担当</p>	<p>共同</p>
----------------------	-------------------	---	-----------

	<p>学校教育と 進路選択</p>	<p>わが国の将来を担う優れた科学技術人材は、初等中等教育段階から高等教育までの継続的な質の高い理数系教育によって育成が図られる。この人材育成政策が、どのような法的根拠をもつか、学校教育の場でいかに具体化されてきたか、実態はどうなっており、どのような課題があるのか、また、今後、いかなる方向に展開されつつあるのかについて、義務教育段階を中心に探索的理解を深めるとともに、必要な環境整備や指導者養成、社会との連携などの実践上の諸要件について具体例も参照しつつ考究する。最終的に、現在の学校の教育計画（教育課程と教育課程外）をふり返り必要な改善点を特定するとともに改善の方策についての見通しをもつことを目標とする。</p> <p>(共同方式／全15回) (研究者教員 ⑦ 小倉 康／主担当10回) 主に理論面について担当する。 (実務家教員 ⑭ 井上 馨／主担当7回) 主に実践面について担当する。 (実務家教員 ⑰ 加賀谷徳之／主担当7回) 主に実践面について担当する。</p> <p>全15回において適宜両教員が共同し、研究者教員と実務家教員が効果的に参画する。</p>	<p>共同</p>
	<p>授業研究方 法論演習</p>	<p>本科目では、実践校での授業において可能なデータの収集を行い、その分析を通して授業評価およびカリキュラム評価を行う方法を習得する。具体的には、児童生徒の実態把握としての質問紙調査の方法、児童生徒による授業記録からデータを収集する方法を授業実践で実施可能な方法に限定して学び、量的分析・質的分析の方法の特徴とその融合について学ぶ。特に児童生徒の授業記録を質的データとして扱う方法やその分析について実際の研究データをもとに演習方式で学ぶ。 到達目標は、授業者が研究的視点をもって授業を分析し、カリキュラム開発につなげる方法を習得することである。</p> <p>(共同方式／全15回) (研究者教員 ⑥ 河村美穂／主担当10回) 主に授業方法論の解説・演習について担当する。 (実務家教員 ⑱ 河野秀樹／主担当5回) 主に授業観察の視点をふまえた観察準備・振り返りを担当する。</p> <p>全15回において適宜両教員が共同し、研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する。</p>	<p>共同</p>

<p>教育実践の研究</p>	<p>学校課題改善演習</p>	<p>【目的】学校現場の抱える具体的な課題をテーマとし、各学校の実態や取組、全国の先進的取組等を参考に解決策を検討することを通して、学卒者は現実的・実践的な方策を学習し、現職者は課題解決能力を高めることを目的とする。</p> <p>【内容】 a) 「小（中）学校の学力向上」や「小中を一貫した教育の推進」といった学校現場の具体的な課題を取り上げる。 b) データ分析による実態把握等を基にした具体的な解決策についてレポートを作成し、解決策について議論する。 c) 議論を基にレポートを修正し、よりよい解決策をまとめる。現職者は管理職の立場からまとめる。例えば、学力向上に関して、現職者は学校現場の実態を基に、学卒者は国内の先進事例等を基にしてレポートを作成することにより、学校現場経験のある・なしを生かして議論の活性化を促す。</p> <p>(共同方式／全15回)  (実務家教員 ⑪ 大澤利彦／主担当6回：研究者教員との共同4回以上を含む) 主に実態把握，課題解決の具体策を担当する。  (実務家教員 ⑫ 松澤勇治／主担当6回：研究者教員との共同4回以上を含む) 主に実態把握，課題解決の具体策を担当する。  (研究者教員 ⑬ 山本利一／主担当7回：実務家教員との共同4回以上を含む) 主に教員研修の在り方を担当する。</p> <p>全15回において適宜両教員が共同し、研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する。</p>	<p>共同</p>
<p>教育実践の研究</p>	<p>学校の安全と危機管理</p>	<p>【目的】学校事故や東日本大震災の具体的事例などから、子どもの安全確保の方策と危機管理の在り方について考察し、学校安全計画の設計、安全教育や防災教育のカリキュラム開発などについて研究し、現職者は課題解決能力向上を図り、学卒者は実践的指導力の向上を図る。</p> <p>【内容】 a) 学校事故の実例から、学校や教師の緊急対応、心肺蘇生、組織的な対応、事故防止策など、子どものいのちを守る方策と危機管理の在り方、教師の役割等について検討し考察する。 b) 石巻市立大川小学校など具体的な事例をもとに、子どもの安全を確保するための方策と教師の役割、防災教育の在り方について考察する。 c) 事例研究を踏まえて、学校安全計画の設計、安全教育や防災教育のカリキュラムを開発する。 d) 現地視察など実践的な研究も取り入れ、議論を中心として研究活動を進める。現職者は管理職の立場からまとめ、学卒者はカリキュラムの展開、学習指導案の作成など実践的立場からの研究を重視する。</p> <p>(共同方式／全15回)  (実務家教員 ⑭ 桐淵 博／主担当14回：研究者教員との共同5回以上を含む)  主に緊急対応，安全教育を担当する。  (研究者教員 28 馬場久志／主担当6回：実務家教員との共同5回以上を含む)  主に学校組織での対応を担当する。</p> <p>全15回において適宜両教員が共同し、研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する。</p>	<p>共同</p>

<p>学校経営の研究</p>	<p>校内研究会 アクション・リサーチ</p>	<p>授業(教室)を互いに開き、相互に参加観察・検討し合う校内研究会は、授業改善に資するとともに、学校改革の中核となる。 また、今回のOECD・TALIS国際調査にも明らかのように、このような校内研究会は、わが国の教師の成長と、自己効力感、同僚性の構築に、伝統的に大きく寄与してきた。 担当者・庄司の、のべ数十の小・中学校での校内研究会への参加経験をふまえて、受講者とともに、学校改革と授業改善の事例を検討し合う。 また、実際に成果を上げている学校の校内研究会に参加研究(アクション・リサーチ)するとともに、自校での取り組みの推進について検討する。</p> <p>(共同方式/全15回) (研究者教員 ② 庄司康生/主担当13回) 主に校内研究会への参加研究及び事例研究を担当する。 (実務家教員 ⑩ 河野秀樹/主担当 4回) 主に事例検討を担当する。</p> <p>全15回のうち2回以上は両教員主担当の共同とし、他の回も主担当と連携して研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する。</p>	<p>共同</p>
	<p>外国人教育と多文化共生</p>	<p>授業の到達目標及び、テーマは、以下の4点である。1. 外国人の子どもたちが日本の学校の中で抱える課題についての理解を深める。2. 1で把握した課題に対して、どのような教育実践を行っているのかいくつかの自治体の取り組みについて知識を得る。3. 教科教育、学級活動等における多様な文化を尊重し、理解するための授業実践の実際について学ぶ。4. 外国人の子どもをめぐる実践の在り方について学び、多文化共生、国際理解をめざす授業・学級づくりを行うために実践的な知識と技能を育成する。</p> <p>授業においては、次の4つの内容について学修する。a)1970年以降の外国人の子どもをめぐる課題に対する日本の学校における課題を探究する。b)小・中・高等学校において外国人の子どもたちが抱える問題を1)日本語、2)アイデンティティ、3)生活習慣、4)人間関係、5)保護者との関係という観点から話し合い、議論を深める。c)いくつかの自治体の外国人教育方針の内容を検討する。d)外国にルーツのある子どもたちをめぐる行われた授業実践を分析・検討し、これまでの教育の成果と課題を明らかにする。e)多文化共生、国際理解を目指す学校や授業づくりの在り方について議論する。</p> <p>(共同方式/全15回) (研究者教員 ④ 磯田三津子/主担当10回) 主にa) b) c) e)を担当する。 (実務家教員 ⑪ 加賀谷徳之/主担当6回) 主にd)を担当する。</p> <p>全15回のうち1回以上は両教員主担当の共同とし、他の回も主担当と連携して研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する。</p>	<p>共同</p>

	言語活動と教材開発	<p>【目的】言語活動は現行学習指導要領の理念を形成する重要な柱の一つであり、一つの教科に偏らず、全教科を通じて育成されるべきものとされている。この授業では、言語活動の具体例を通して、その意義や役割を分析するとともに、受講者一人ひとりが適切で効果的な元活動を作成できるようにする</p> <p>【内容】小学校における外国語活動と中学校における英語での言語活動を中心に扱うが、受講者の希望を取り入れながら他教科の言語活動の例も扱う。演習形式を進めるため受講者は毎回課題を提出する。</p> <p>(共同方式／全15回)  (研究者教員 ⑧ 及川 賢／主担当10回)  主に言語活動や教材の理論と実践例について担当する。  (実務家教員 ⑩ 河野秀樹／主担当6回)  主に教材開発事例について担当する。</p> <p>全15回のうち1回以上は両教員主担当の共同とし、他の回も主担当と連携して研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する。</p>	共同
	教育実践と教育学	<p>本授業では、教育実践を支える教育学に関する理論をおさえつつ、子どもの実態、学校を取り巻く環境の変化、教育政策の最新事情を学ぶことを目的とする。</p> <p>具体的には a) 社会問題としての教育、 b) 日本の教育文化史、 c) 教育政策の最新事情、 d) 授業研究と教育実践、 e) ジェンダー平等と教育、 f) いのちと福祉の教育、 g) 環境と教育について学修する。到達目標は、理論に裏付けられた実践的指導力を身につけることである。</p> <p>授業は講義形式のみでなく、演習形式を交えて行う。講義内容の理解度を、演習でのディスカッションやミニレポートの作成、及び学期末に行う最終レポートによって評価する。</p> <p>(共同方式／全15回)  (研究者教員 93 高橋哲／主担当2回)  主に a) c) について担当する。  (研究者教員 73 山田恵吾／主担当4回)  主に b) について担当する。  (研究者教員 70 北田佳子／主担当2回)  主に d) について担当する。  (研究者教員 50 田代美江子／主担当6回)  主に e) について担当する。  (研究者教員 63 川元克秀／主担当6回)  主に f) について担当する。  (研究者教員 38 安藤聡彦／主担当7回)  主に g) について担当する。</p> <p>全15回を複数教員の共同とし、主担当と連携して効果的に共同参画する。</p>	共同

	<p>教育臨床学の理論と実践</p>	<p>本授業では教育臨床学を支える理論をおさえつつ、授業実践を通してより効果的な授業づくり、指導方法等について、授業研究や授業改善を進めるための方法論を学ぶことを目標とする。</p> <p>具体的には a) 教育臨床学の基礎基本、b) 教材開発の理論と実際、c) 授業作りとワークショップ、d) 教育工学と教育臨床学、e) フィールドワークの理論と実際、f) 授業研究の理論と実際について学修する。到達目標は、理論に裏付けられた授業計画を適切に立案する力及び実践力を身につけることである。</p> <p>授業は講義形式のみでなく、演習形式を交えて行う。理論の理解の程度を、演習でのディスカッションや授業計画立案の内容、及び学期末に行う試験によって評価する。</p> <p>(共同方式／全15回)  (研究者教員 43 岩川直樹／主担当 5 回)  主に a)、e) について担当する。  (研究者教員 80 野村泰朗／主担当 5 回)  主に c)、d) について担当する。  (研究者教員 39 船橋一男／主担当 5 回)  主に フィールドワーク、b)、f) について担当する。</p> <p>適宜複数教員の共同とし、主担当と連携して効果的に共同参画する。</p>	<p>共同</p>
	<p>総合学習カリキュラム開発演習</p>	<p>【目的】 総合学習の学習材やカリキュラムの開発を主な対象として、各学校の課題に即した教育計画を適切に組織し、効果的に学習指導を展開する方策を探究する。学卒者については、カリキュラム開発先進校の事例検討から、これからの実践に資する力量形成に結びつくところを学習する。現職者については、勤務した校種の実践や課題を振り返りながら、この領域における教育課程・学習指導法の開発に先導的な役割を果たす力量の形成をめざす。</p> <p>【内容】</p> <p>a) 総合学習に関する学習材開発・カリキュラム開発やその実施の中で、一般によく指摘されている課題を概観し、具体的な解決の方策を探究する。</p> <p>b) 様々な先進校の事例を解説・分析しながら、各学校の課題の抱えていた課題と、その解決のための実際のカリキュラム開発や学習展開を実際を検討し、その価値を明確にする。</p> <p>c) 上記のプロセスをまとめて表現したもの（レポート・ポスターなど）を持ち寄り、受講生が、それぞれの立場や専門性を元に互いに意見を加えながら、議論を深める。</p> <p>d) その議論を基にレポートを修正し、よりよい解決策をまとめる。特に、現職者は管理職や先導的な指導役の立場からまとめる。学卒者は未経験ながらも、自分の将来の実践の具体的なイメージを持ちながら、一方で新しい発想を持ち込み、学校現場経験の有無の枠を越えた創造的な議論・探究を進めることを心がけたい。</p> <p>(共同／全15回)  (研究者教員 ③ 宇佐見香代／主担当11回)  主に a) b) の指導を担当する。  (実務家教員 ⑰ 加賀谷徳之／主担当6回)  主に c) d) の指導を担当する。</p> <p>全15回のうち2回以上は両教員主担当の共同とし、他の回も主担当と連携して研究者教員と実務家教員が効果的に参画する。</p>	<p>共同</p>

	<p>幼児教育実践研究</p>	<p>本授業では幼児教育を支える理論をおさえつつ、それらを保育実践でより効果的に指導する方法等を学ぶことを目標とする。  具体的には a) 幼児教育理論の歴史的変遷と幼児教育課程論、  b) 幼児の発育における支援と課題、 c) 幼児期の発達的特徴と幼児理解、 d) 保育内容と幼児教育方法、 e) 幼児期の家庭教育支援とその課題について学修する。到達目標は、教育、心理、保健の面から理論に裏付けられた指導計画を適切に立案する力及び応用的な実践力を身につけることである。  授業は講義形式のみでなく、演習形式を交えて行う。理論の理解の程度を、演習でのディスカッションや授業計画立案の内容、及び学期末に行う試験によって評価する。</p> <p>(共同・一部分担方式／全15回)  (研究者教員 34 首藤敏元／主担当 5回)  主に c)、 e) について担当する。  (研究者教員 87 小田倉 泉／主担当 5回)  主に a)、 d) について担当する。  (研究者教員 79 寺藪さおり／主担当 5回)  主に b)、 e) について担当する。</p> <p>適宜、複数教員の共同とし、主担当と連携して効果的に参画する。</p>	<p>共同 (一部分担)</p>
<p>発達臨床支援高度化コース科目</p>	<p>学校コンサルテーション・教育相談演習</p>	<p>臨床心理学における様々な知見を事例研究などを通して実践的に学び、学校現場に活かすことを目的とする。  本授業で取り上げる主要なテーマは以下の5点である。  a) 事例研究、 b) 保護者理解と対応、 c) 学校コンサルテーションのあり方、 d) 校内委員会の有効な運用、 e) 他機関との連携、専門家との協働のあり方である。  文献研究の他、受講者それぞれの立場での学校における実践を報告し、討論を通して子ども理解を深めると同時に、様々な支援策を検討する。</p> <p>(共同方式／全15回)  (研究者教員 44 尾崎啓子／主担当10回)  上記5つのテーマに関して、理論と実践について担当する。  (実務家教員 ⑫ 櫻井康博／主担当7回)  上記5つのテーマに関して、主に学校現場での対応を基にした内容を担当する。</p> <p>全15回のうち2回以上は両教員主担当の共同とし、他の回も主担当と連携して研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する。</p>	<p>共同</p>

<p>発達障害心理学の実践と課題</p>		<p>知的障害児の教育実践においては、児童生徒の心理特性を的確に把握することが求められる。本演習では、近年の認知科学の成果を踏まえ、それを知的障害児等（LD・ADHD・自閉症スペクトラム児を含む）の教育実践に生かす方法論を学ぶことを目的とする。</p> <p>a) 実行機能、ワーキングメモリ、メタ認知に関する近年の認知科学の成果を学ぶ。</p> <p>b) 上記の内容が知的障害児等の認知特性把握のための心理検査等にどのように生かされているかを学ぶ。</p> <p>c) 実行機能、ワーキングメモリ、メタ認知の障害に配慮した教育実践を学ぶ。</p> <p>d) 知的障害児の教育実践における、認知科学の研究成果の生かし方を議論する。</p> <p>(共同方式／全15回)  (研究者教員 ⑤② 葉石光一／主担当13回)  主に a) b) c) を担当する。  (実務家教員 ⑬ 長江清和／主担当3回)  主に d) を担当する。</p> <p>全15回のうち1回以上は両教員主担当の共同とし、他の回も主担当と連携して研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する。</p>	<p>共同</p>
<p>重度・重複障害児の教育実践と課題</p>		<p>特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の重度化、重複化が進行している。とりわけ肢体不自由校では濃厚な医療的ケアを要する児童生徒への教育的対応が喫緊の課題となっている。そこで本授業では医療的ケアを要する児童生徒の教育実践研究を通じて、授業づくりの力量を高めることを目的とする。</p> <p>a) 医療的ケアを要する児童生徒について、近隣の特別支援学校（肢体不自由）の見学を通して把握するとともに、重症児教育の歴史・現状・課題について討議する。</p> <p>b) 医療的ケアの内容と方法について理解を深め、その教育的意義を討議する。</p> <p>c) 医療的ケアを要する児童生徒の授業に参加し、授業づくりの内容と方法について討議する。</p> <p>(共同方式／全15回)  (研究者教員 ⑳ 細渕富夫／主担当12回)  主に a) b) c) を担当する。  (実務家教員 ⑫ 櫻井康博／主担当4回)  主に c) を担当する。</p> <p>全15回のうち1回以上は両教員主担当の共同とし、他の回も主担当と連携して研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する。</p>	<p>共同</p>

	<p>ソーシャルサポート・ネットワーク演習</p>	<p>特別支援教育に係わる児童生徒への連携支援について、学校がマネジメント機関となる場合と、学校以外の機関がマネジメント機関となる場合の双方を踏まえた上で、連携の中で学校が果たさなければならない固有の役割を明らかにし、学校・教員が地域の諸機関と連携支援を実施するための専門性と実務的力量を高めることを目的とする。</p> <p>貧困や虐待など特別の困難を抱える障害のある子どもへの地域における連携支援について、a)学校教育・保健・福祉・医療等の連携支援に関する先行諸研究を明らかにし、b)貧困・虐待の連携支援に関する詳細な事例検討を実施し、c)学校の教育的に支援の充実に資するソーシャルサポート・ネットワークの構築と連携の在り方を検討する。</p> <p>(共同方式／全15回)  (研究者教員 60 宗澤忠雄／主担当13時間)  主にa) b) c)を担当する。  (実務家教員 ⑫ 櫻井康博／主担当3時間)  主にc)を担当する。</p> <p>全15回のうち1回以上は両教員主担当の共同とし、他の回も主担当と連携して研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する。</p>	<p>共同</p>
	<p>特別支援教育コーディネーター演習</p>	<p>1. 特別支援学校が行う地域の学校園への学校コンサルテーションの力量、及び2. その活用の力量を高めることを目的とする。それぞれについて、a)過去の先行研究を参考に、エビデンスに基づく学校コンサルテーションの在り方を議論し、b)それぞれの立場で学校コンサルテーションの提供、活用を行い、c)実地事例の報告・協議を通じて、より効果的な学校コンサルテーションの在り方を検討する。</p> <p>(共同方式／全15回)  (研究者教員 ⑨ 名越斉子／主担当9回)  主にa) b) c)について担当する。  (実務家教員 ⑬ 長江清和／主担当11回)  主にb) c)について担当する。</p> <p>全15回のうち5回以上は両教員主担当の共同とし、他の回も主担当と連携して研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する。</p>	<p>共同</p>

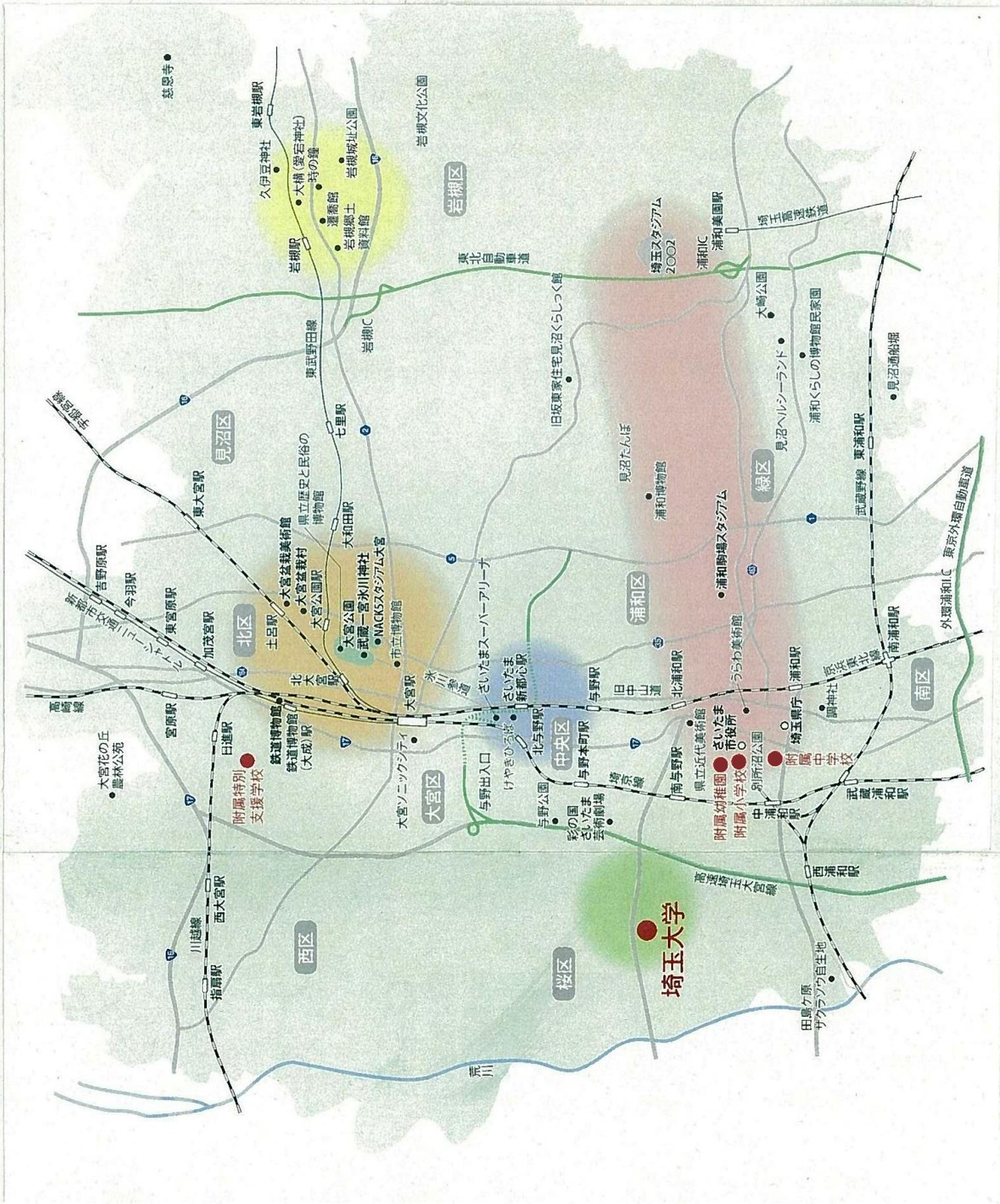
特別支援教育実践研究	<p>履修者自身による実践報告とそれについての集団的議論を通して、教員自ら実践を高めるための実践研究の在り方について検討することを目的とする。</p> <p>a)教育実践論、教員の専門性などに関する研究の到達点を学習する。また特別支援学校学習指導要領の変遷とポイントを、学部ごとに学ぶ。</p> <p>b)履修者が自らの実践を記録化し報告、それをもとに集団で議論する。この議論を受けて、履修者は実践記録を刷新する。</p> <p>c)以上を通して、教育実践を高めるための実践検討の在り方について検討する。</p> <p>(共同方式／全15回)  (研究者教員 88 山中冴子／主担当12回)  主に a) b) c) を担当する。  (実務家教員 ⑫ 櫻井康博／主担当3回)  主に c) を担当する。</p> <p>全15回のうち1回以上は両教員主担当の共同とし、他の回も主担当と連携して研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する。</p>	共同
知的障害心理学の実践と課題	<p>本授業では、知的障害児の教育支援において必要となる心理学的事項を理解し、それを支援の実践に役立てる方法を学ぶことを目的とする。</p> <p>具体的には、a)知的障害児の教育的支援の実践において配慮すべき「動機付け」「自己効力感」「自尊感情」「メタ認知」「実行機能」について基礎知識を整理し、b)知的障害児の心理特性にそった支援計画の立案について学習する。</p> <p>(共同方式／全15回)  (研究者教員 ⑫ 葉石光一／主担当13回)  主に a) を担当する。  (実務家教員 ⑬ 長江清和／主担当3回)  主に b) を担当する。</p> <p>全15回のうち1回以上は両教員主担当の共同とし、他の回も主担当と連携して研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する。</p>	共同
発達臨床アセスメント演習	<p>特別な教育的ニーズのある子どもに見られる困難について、その背景にある子どもに内在する要因や環境の要因との関連を理解し、困難を軽減するための効果的な支援のあり方を見出す力の向上をねらいとする。</p> <p>a)子どもの認知・学力・行動のアセスメントのあり方について、最新の研究知見を踏まえて議論し、b)それぞれの立場で子どもの困難の背景要因を把握するためのアセスメントを実施し、c)アセスメント結果と解釈について報告し、適切な支援のあり方について具体的に協議する。</p> <p>(共同方式／全15回)  (研究者教員 ⑨ 名越斉子／主担当13回)  主に a) b) を担当する。  (実務家教員 ⑬ 長江清和／主担当3回)  主に c) を担当する。</p> <p>全15回のうち1回以上は両教員主担当の共同とし、他の回も主担当と連携して研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する。</p>	共同

	インクルーシブ教育演習	<p>本授業では、インクルーシブ教育をより高度に実践することをテーマに、インクルーシブ教育の理論動向を理解し、多様なインクルーシブ教育の実践について学ぶ。</p> <p>具体的には、国内外の論文等から、a)インクルーシブ教育研究の到達点を学ぶこと、b)インクルーシブ教育実践の意義と困難を学ぶこと、c)インクルーシブ教育における教員の専門性や、それを高めるための手だてを検討することから構成される。</p> <p>(共同方式／全15回)  (研究者教員 88 山中冴子／主担当12回)  主にa) b)を担当する。  (実務家教員 ⑫ 櫻井康博／主担当4回)  主にc)を担当する。</p> <p>全15回のうち1回以上は両教員主担当の共同とし、他の回も主担当と連携して研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する。</p>	共同
	学校臨床心理学実践演習	<p>生徒指導、教育相談に関する実践的力量的の向上をさせるためには、学校臨床心理学に関する深い理論的知識を獲得することが不可欠である。</p> <p>本演習では、そのため、a)児童生徒理解の意義と方法、b)問題行動および発達障害児の理解と組織的対応、c)教育相談・生徒指導の理論的基盤と手法、d)予防的／主担当開発的の生徒指導・教育相談の意義と方法、e)教師の成長、について学修する。</p> <p>(共同方式／全15回)  (研究者教員 ① 澤崎俊之／主担当主担当11回)  主にa) c) d) e)について担当する。  (実務家教員 ⑬ 長江清和／主担当主担当5回)  主にb)について担当する。</p> <p>全15回のうち1回以上は両教員主担当の共同とし、他の回も主担当と連携して研究者教員と実務家教員が効果的に共同参画する。</p>	共同

	<p>カウンセリング実践演習</p>	<p>教育相談に活かすカウンセリング技法を実践的に訓練することを目的とした演習である。さらに、事例検討論文を作成できるようになることも目指す。</p> <p>本演習では、a)学校現場で有効活用できるカウンセリング技法についての理論を学ぶとともに、b)紙上応答構成法、c)ロールプレイ、d)試行カウンセリング、(e)熟達者はカウンセリングを行う。b)～e)については、各々、体験的訓練と、それについてのグループスーパービジョンの形をとる。また、カウンセリング技法としては、①来談者中心療法を基本に、②認知行動療法、③精神分析・夢分析、④フォーカシング・自律訓練法、⑤芸術療法などをとりあげ、学校現場で深い生徒理解、正確な見立てを行っただうえで、必要な技法を統合して用いることができるようになることを目指す。また、自分の学校の児童生徒に関する事例検討会を行い、アセスメントの実際、教育相談の実際、事例研究の手法を学び、事例検討論文を執筆できるようにする。</p> <p>(共同方式／全15回)  (研究者教員 40 堀田香織／主担当15回)  a)～e)について担当する。  (実務家教員 65 椋田容世／主担当2回)  事例検討会に加わり、スーパービジョンを行う。</p> <p>全15回のうち2回以上は両教員主担当の共同とし、他の回も連携して効果的に共同参画する。</p>	<p>共同</p>
--	--------------------	--	-----------

(注)

- 1 開設する授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校の出定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合類を作成する必要はない。



慈恩寺

東岩槻駅

久伊豆神社

大構(愛宕神社)

岩槻城址公園

岩槻文化公園

岩槻区

東北自動車道

埼玉スタジアム 2002

浦和IC

浦和美園駅

埼玉高速鉄道

大崎公園

博物館民家園

見沼通船堀

見沼区

東大宮駅

七里駅

岩槻IC

東武野田線

大和田駅

大宮公園

大宮益裁美術館

大宮益裁村

大宮公園駅

大宮一宮氷川神社

武蔵一宮氷川神社

NAACKSスタジアム大宮

市立博物館

大宮駅

さいたまスーパーアリーナ

さいたま新都心駅

浦和博物館

見沼たんぼ

旧坂東家住宅見沼くらしく館

北区

土呂駅

大宮公園

大宮益裁美術館

大宮益裁村

大宮公園駅

大宮一宮氷川神社

武蔵一宮氷川神社

NAACKSスタジアム大宮

市立博物館

大宮駅

さいたまスーパーアリーナ

さいたま新都心駅

浦和博物館

見沼たんぼ

旧坂東家住宅見沼くらしく館

浦和駅

浦和IC

浦和美園駅

埼玉高速鉄道

大宮区

大宮駅

さいたま新都心駅

さいたまスーパーアリーナ

浦和博物館

見沼たんぼ

旧坂東家住宅見沼くらしく館

浦和駅

浦和IC

浦和美園駅

埼玉高速鉄道

大崎公園

博物館民家園

見沼通船堀

浦和駅

浦和IC

浦和美園駅

埼玉高速鉄道

大崎公園

博物館民家園

西区

指扇駅

川越線

西大宮駅

大宮駅

さいたま新都心駅

さいたまスーパーアリーナ

浦和博物館

見沼たんぼ

旧坂東家住宅見沼くらしく館

浦和駅

浦和IC

浦和美園駅

埼玉高速鉄道

大崎公園

博物館民家園

見沼通船堀

浦和駅

浦和IC

浦和美園駅

桜区

さいたま新都心駅

さいたまスーパーアリーナ

浦和博物館

見沼たんぼ

旧坂東家住宅見沼くらしく館

浦和駅

浦和IC

浦和美園駅

埼玉高速鉄道

大崎公園

博物館民家園

見沼通船堀

浦和駅

浦和IC

浦和美園駅

埼玉高速鉄道

大崎公園

博物館民家園

見沼通船堀

埼玉大学

附属幼稚園

さいたま市役所

附属小学校

別所沼公園

附属中学校

埼玉県庁

浦和駅

浦和IC

浦和美園駅

磯辺線

高崎線

川越線

高崎線

荒川

吉野原駅

今羽駅

東宮原駅

加茂宮駅

北大宮駅

大宮駅

さいたま新都心駅

さいたまスーパーアリーナ

浦和博物館

見沼たんぼ

旧坂東家住宅見沼くらしく館

浦和駅

浦和IC

浦和美園駅

埼玉高速鉄道

大崎公園

博物館民家園

見沼通船堀

浦和駅

浦和IC

浦和美園駅

埼玉高速鉄道

大宮花の丘

農林公園

大宮公園

大宮益裁美術館

大宮益裁村

大宮公園駅

大宮一宮氷川神社

武蔵一宮氷川神社

NAACKSスタジアム大宮

市立博物館

大宮駅

さいたまスーパーアリーナ

さいたま新都心駅

浦和博物館

見沼たんぼ

旧坂東家住宅見沼くらしく館

浦和駅

浦和IC

浦和美園駅

埼玉高速鉄道

大崎公園

博物館民家園

田島ヶ原

サクラゾウ自生地

西浦和駅

武蔵浦和駅

浦和駅

浦和IC

浦和美園駅

埼玉高速鉄道

大崎公園

博物館民家園

見沼通船堀

浦和駅

浦和IC

浦和美園駅

埼玉高速鉄道

大崎公園

博物館民家園

見沼通船堀

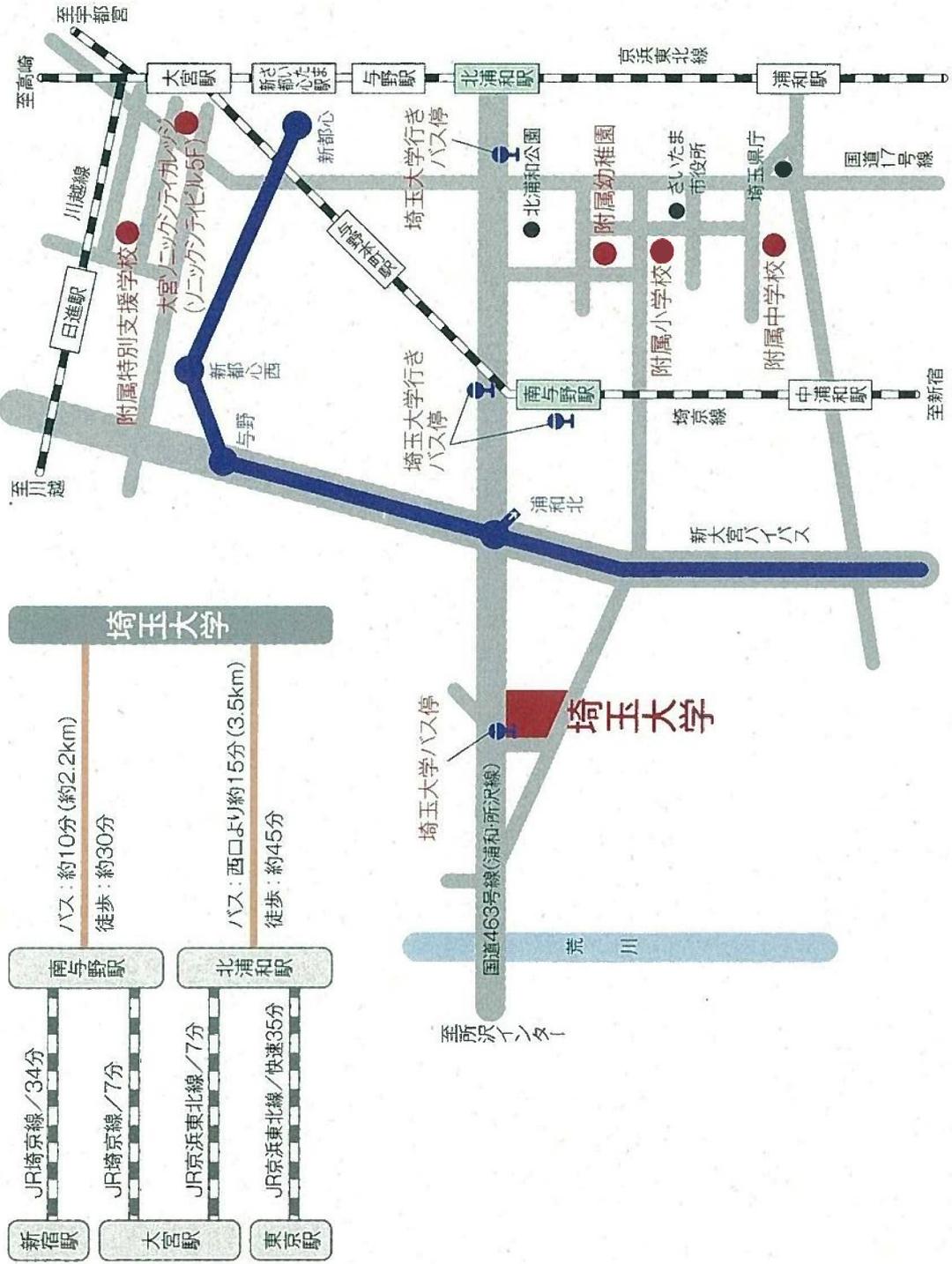
浦和駅

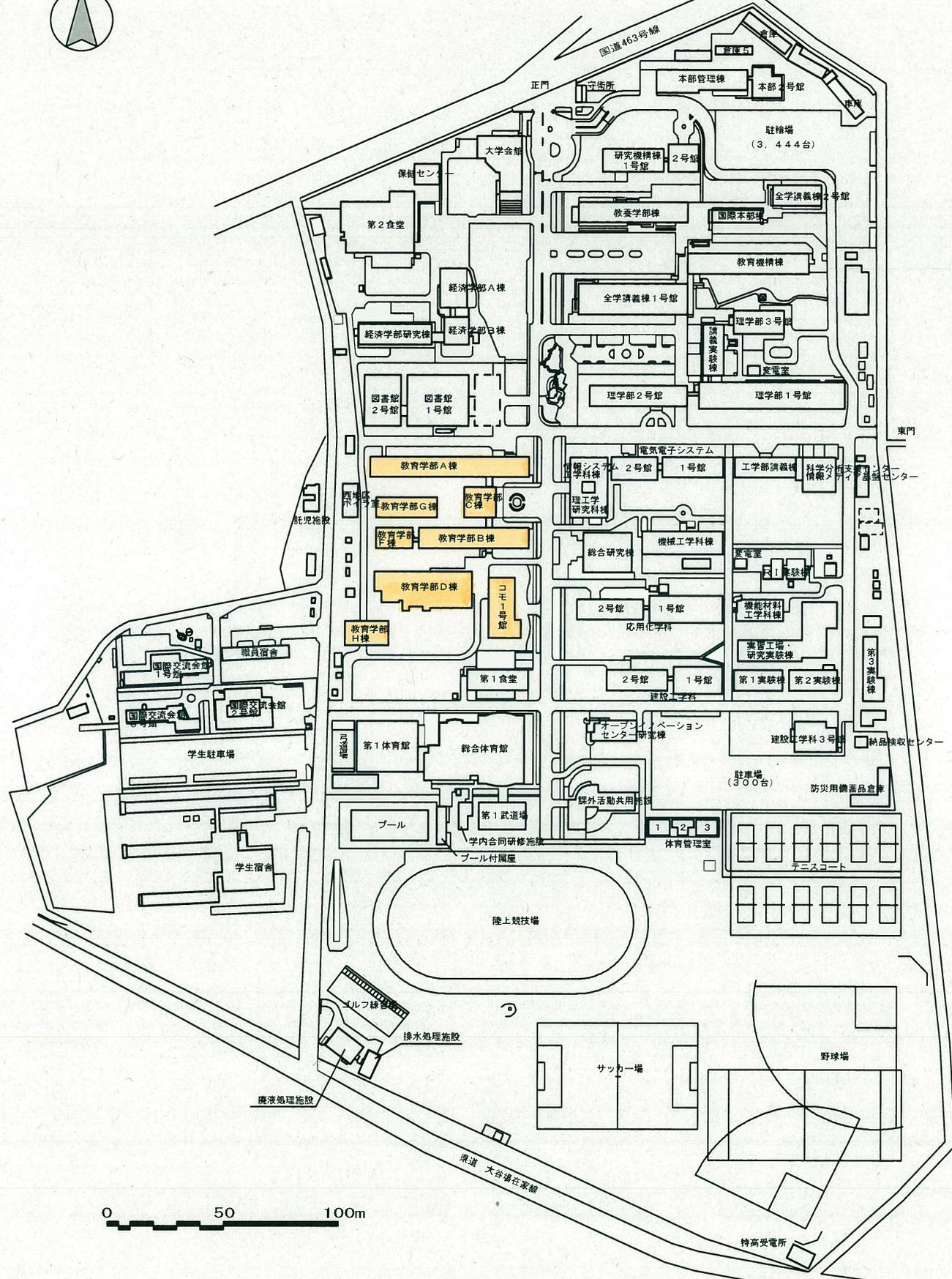
浦和IC

浦和美園駅

埼玉高速鉄道

## ■ 埼玉大学への交通案内





埼玉大学大久保団地配置図 S=1/3500

# ○国立大学法人埼玉大学大学院学則（案）

〔平成16年4月1日〕  
規則第2号

## 目次

### 第1章 総則

第1節 設置の目的（第1条－第3条の2）

第2節 構成（第4条）

第3節 研究科の目的（第5条）

第4節 研究科長及び研究科教授会等（第6条－第8条）

### 第2章 大学院通則

第1節 学年及び学期（第9条）

第2節 修業年限及び在学年限（第10条・第11条）

第3節 入学及び進学（第12条－第21条）

第4節 授業科目及び履修方法等（第22条－第29条）

第5節 単位修得及び課程修了の認定（第30条・第31条）

第6節 学位（第32条）

第7節 転入学、再入学、転専攻、留学、退学、転学、除籍及び休学  
（第33条－第36条）

第8節 科目等履修生、特別科目等履修学生、研究生、外国人留学生及び特別  
研究学生（第37条・第38条）

第9節 授業料等（第39条－第41条）

第10節 賞罰（第42条）

第11節 補則（第43条・第44条）

## 附則

### 第1章 総則

#### 第1節 設置の目的

（設置の目的）

**第1条** 国立大学法人埼玉大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

（修士課程及び博士前期課程の目的）

**第2条** 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

(博士後期課程の目的)

**第3条** 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

(専門職学位課程の目的)

**第3条の2** 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。

## 第2節 構成

(研究科及び課程)

**第4条** 本学大学院に、次の研究科を置く。

人文社会科学研究科

教育学研究科

理工学研究科

2 人文社会科学研究科及び理工学研究科の課程は、博士課程とし、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する。この場合において、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

3 教育学研究科の課程は、修士課程及び専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第26条第1項に規定する教職大学院の課程(以下「教職大学院の課程」という。)とする。

(専攻及び収容定員等)

**第4条の2** 研究科に置く専攻及び収容定員等は、別表1のとおりとする。

## 第3節 研究科の目的

(修士課程及び博士前期課程)

**第5条** 人文社会科学研究科博士前期課程においては、人文学・社会科学の幅広い研究を基礎とし、知識基盤社会の知的担い手となる高度専門職業人、修士の学位を持つ社会人、日本・アジアの視点を軸にグローバルに活躍しうる人材の育成を教育研究上の目的とする。

2 教育学研究科修士課程においては、人間・社会・自然に関する広い視野を保ちながら、学校教育に関わる理論的かつ実践的な研究及び教育を行うことにより、わが国の教育水準の向上に必要な専門的力量及び研究能力を豊かに備えた人材を育成することを教育研究上の目的とする。

3 理工学研究科博士前期課程においては、学部における専門基礎教育をもとに、専門分野のみならず基礎から応用にわたる広い関連知識の修得を目指す高度専門教育を通して、独創性のある国際的なレベルの研究者へ成長するための基礎を備

えた人材又は国際的な知識基盤社会において指導的役割を果たすことができる高度専門職業人の育成を教育研究上の目的とする。

(博士後期課程)

**第5条の2** 人文社会科学研究科博士後期課程においては、博士前期課程の目的に加え、問題把握能力に優れ、広い視野と総合的な判断力を備え、新しい知を創造できる自立した研究者としての能力を有する高度専門職業人の育成を教育研究上の目的とする。

2 理工学研究科博士後期課程においては、博士前期課程までに培ってきた基礎から応用にあたる知識・学力をもとに、専門分野への深い洞察力、関連分野への理解及びそれを活用する能力並びにたゆまず自己研鑽を続ける能力を磨くことを通して、学問の新しい潮流又は社会及び産業の動向に対応できる知識を備え、学問の新領域又は新技術・新産業を創出することのできる研究者及び技術者の育成を教育研究上の目的とする。

(教職大学院の課程)

**第5条の3** 教職大学院の課程においては、教育現場の諸課題を解決できる高度な専門性と実践的指導力の要素として、最新の理論を踏まえた高度な教育実践力、将来社会を見据え学校の可能性を高める教育構想力、幼児・児童・生徒の心理と行動の深い理解と対応力、発達障害の理解を含む特別支援教育の実践力を身につけることを目的とする。

#### 第4節 研究科長及び研究科教授会等

(研究科長)

**第6条** 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を掌理する。

3 人文社会科学研究科長及び理工学研究科長は、別に定めるところにより選考する。

4 教育学研究科長は、教育学部長をもって充てる。

(副研究科長)

**第6条の2** 人文社会科学研究科及び理工学研究科に、副研究科長を置くことができる。

(研究部長)

**第6条の3** 人文社会科学研究科及び理工学研究科の研究部に、研究部長を置くことができる。

(副研究部長)

**第6条の4** 人文社会科学研究科及び理工学研究科の研究部に、副研究部長を置くことができる。

(研究部門長)

**第6条の5** 理工学研究科の研究部門に、研究部門長を置くことができる。

(研究領域長)

**第6条の6** 人文社会科学研究科の研究部に、研究領域長を置くことができる。

(教育部長)

**第6条の7** 人文社会科学研究科及び理工学研究科の教育部に、教育部長を置くことができる。

(副教育部長)

**第6条の8** 人文社会科学研究科及び理工学研究科の教育部に、副教育部長を置くことができる。

(博士後期課程専攻長)

**第6条の9** 人文社会科学研究科博士後期課程及び理工学研究科博士後期課程の専攻に、専攻長を置くことができる。

(博士後期課程コース長)

**第6条の10** 理工学研究科博士後期課程の専攻の各コースに、コース長を置くことができる。

(博士前期課程専攻長)

**第6条の11** 人文社会科学研究科博士前期課程及び理工学研究科博士前期課程の各専攻に、専攻長を置くことができる。

(博士前期課程コース長)

**第6条の12** 理工学研究科博士前期課程の各専攻の各コースに、コース長を置くことができる。

(研究科教授会)

**第7条** 人文社会科学研究科及び理工学研究科に、研究科の教育研究に関する事項を審議するため、研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関する事項は、別に定める。

(研究科委員会)

**第7条の2** 教育学研究科に、研究科の教育研究に関する事項を審議するため、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関する事項は、別に定める。

(東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における教育研究の実施)

**第8条** 東京学芸大学大学院に設置される連合学校教育学研究科の教育研究の実施に当たっては、埼玉大学は千葉大学、横浜国立大学及び東京学芸大学とともに協力するものとする。

2 前項の連合学校教育学研究科に置かれる連合講座は、千葉大学、横浜国立大学

及び東京学芸大学の教員とともに、埼玉大学教育学部の教員が担当するものとする。

## 第2章 大学院通則

### 第1節 学年及び学期

(学年、学期、年間の授業期間及び休業日)

**第9条** 学年、学期、年間の授業期間及び休業日については、国立大学法人埼玉大学学則（以下「大学学則」という。）の規定を準用する。

### 第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

**第10条** 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

3 博士前期課程の標準修業年限は2年とし、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

4 前3項の規定にかかわらず、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻、又は学生の履修上の区分に応じて、標準修業年限を変更することができる。

(在学年限)

**第11条** 修士課程、博士前期課程、博士後期課程及び教職大学院の課程の学生は、標準修業年限の2倍を超えて在学することができない。

### 第3節 入学及び進学

(入学の時期)

**第12条** 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(修士課程、博士前期課程及び教職大学院の課程への入学資格)

**第13条** 修士課程、博士前期課程及び教職大学院の課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者

(7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者  
(博士後期課程への入学資格)

**第14条** 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者  
(入学出願手続)

**第15条** 入学を志願する者は、所定の出願書類に検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。ただし、風水害等特別の事情により、検定料の納付が困難な者に対しては、検定料を免除することがある。検定料の免除については、別に定める。

2 既納の検定料は、還付しない。ただし、風水害等特別の事情により、検定料を還付することがある。検定料の還付については別に定める。  
(入学志願者の選考)

**第16条** 入学志願者については、選考の上、研究科教授会（教育学研究科にあっては、研究科委員会をいう。以下同じ。）の議を経て、学長が合格者を決定する。  
(入学の手続)

**第17条** 合格者は、所定の書類に入学料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を願い出ようとする者は、国立大学法人埼玉大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規則により、所定の書類を提出しなければならない。

2 既納の入学料は、いかなる事情があっても還付しない。  
(入学の許可)

**第18条** 学長は、前条第1項に規定する入学手続を完了した者に入学を許可する。  
(博士後期課程への進学資格)

**第19条** 博士後期課程に進学することのできる者は、本学大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者とする。  
(進学出願手続)

**第20条** 進学を志願する者は、所定の出願書類を指定の期日までに提出しなけれ

ばならない。

(進学志願者の選考及び進学 of 許可)

**第 2 1 条** 進学志願者については、選考の上、研究科教授会の議を経て、学長が進学を許可する。

#### **第 4 節** 授業科目及び履修方法等

(授業科目及び単位)

**第 2 2 条** 研究科は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するものとする。

2 研究科における専攻ごとの授業科目及び単位数は、各研究科規程の定めるところによる。

3 単位の算定については、国立大学法人埼玉大学単位修得に関する規則の規定を準用する。

(授業の方法等)

**第 2 3 条** 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項により修得する単位数は、各研究科規程の定めるところによる。

(履修方法)

**第 2 4 条** 修士課程及び博士前期課程の学生は、別に定める履修方法により30単位以上修得しなければならない。

2 教職大学院の課程の学生は、別に定める履修方法により46単位以上修得しなければならない。

3 博士後期課程の学生は、別に定める履修方法により12単位以上修得しなければならない。

4 研究科において教育上有益と認めるときは、本学大学院の他の研究科との協議に基づき、学生に当該研究科の授業科目を履修させることができる。ただし、博士後期課程については、この限りでない。

5 前3項の履修方法は、各研究科規程の定めるところによる。

(他大学の大学院における授業科目の履修)

**第 2 5 条** 研究科において教育上有益と認めるときは、他大学の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項により履修した授業科目について修得した単位については、修士課程、博士前期課程及び教職大学院の課程にあつては10単位を、博士後期課程にあつては6単位を超えない範囲で研究科における授業科目の履修により修得したもののみ

なすことができる。

3 第1項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(他大学の大学院等における研究指導)

**第26条** 研究科において教育上有益と認めるときは、他大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等との協議に基づき、学生に当該他大学院又は当該他研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定により受けた研究指導は、修了の要件となる研究指導として認めることができる。

3 前2項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

**第27条** 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条の規定に基づき準用する科目等履修生として修得した単位を含む。)を入学した後に修得したものとみなし、単位を認定することができる。

2 前項により修得したものとみなし、認定することのできる単位数は、修士課程及び博士前期課程にあつては10単位を、博士後期課程にあつては6単位を、教職大学院の課程にあつては12単位を超えないものとする。

(他大学の大学院等における修得単位の取扱い)

**第28条** 第24条第3項、第25条第1項第2項、第27条並びに第35条の規定により履修した授業科目の単位については、修士課程及び博士前期課程にあつては合わせて20単位を、博士後期課程にあつては合わせて12単位を、教職大学院の課程にあつては合わせて22単位を限度として修了の要件となる単位として認めることができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

**第28条の2** 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項により計画的な履修を認められた者(以下「長期履修学生」という。)に係る修業年限は、第11条に定める在学年限を超えることはできない。

3 その他長期履修学生に関する事項は、別に定める。

(教員免許状授与の所要資格の取得)

**第29条** 教員の免許状の授与を受ける所要資格を取得しようとする者は、教育職

員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 研究科において取得できる教員の免許状の種類及び教科は、各研究科の定めるところによる。

### 第5節 単位修得及び課程修了の認定

（単位修得の認定）

**第30条** 単位修得の認定は、試験又は研究報告書による。

- 2 試験又は研究報告書の成績により合格と認定された者には、所定の単位を与える。
- 3 前項の成績の評価については、各研究科規程の定めるところによる。

（課程修了の要件及び認定）

**第31条** 修士課程及び博士前期課程を修了するためには、第10条第1項及び第3項に規定する標準修業年限以上在学し、専攻ごとの授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと認められる者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士後期課程を修了するためには、第10条第3項に規定する標準修業年限以上在学し、専攻ごとの授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、すぐれた研究業績を上げたと認められる者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。ただし、第1項ただし書の規定に該当する者の在学期間に関しては、当該課程に2年以上在学しなければならない。
- 4 教職大学院の課程を修了するためには、第10条第1項に規定する標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得しなければならない。
- 5 修士課程、博士前期課程、博士後期課程及び教職大学院の課程修了の認定は、研究科教授会の議を経て学長が行う。

- 6 学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験については、国立大学法人埼玉大学学位規則（以下「学位規則」という。）の定めるところによる。

### 第6節 学位

（学位の授与）

**第32条** 修士課程及び博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 博士後期課程を修了した者及び本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、か

つ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者には、博士の学位を授与する。

- 3 教職大学院の課程を修了した者には、教職修士（専門職）の学位を授与する。
- 4 その他学位に関する事項は、学位規則の定めるところによる。

#### 第7節 転入学、再入学、転専攻、留学、退学、転学、除籍及び休学 (転入学及び再入学)

**第33条** 学長は、次の各号の一に該当する者があるときは、研究科教授会の議を経て、転入学及び再入学を許可することができる。

- (1) 他大学の大学院から転入学を志願する者
- (2) 本学大学院を退学した者で、再入学を志願する者

- 2 前項の規定により転入学及び再入学を許可した者の履修単位及び在学期間の通算については、研究科教授会の議を経て研究科長の定めるところによる。

#### (転専攻)

**第34条** 研究科内において転専攻を志願する者については、当該研究科の定めるところにより許可することができる。

#### (留学)

**第35条** 外国の大学の大学院に留学を志願する者は、別に定めるところにより、あらかじめ学長の許可を受けて留学することができる。

- 2 留学した期間は、在学年数に通算する。
- 3 第25条及び第26条の規定は、留学の場合について準用する。

#### (退学、転学、除籍及び休学)

**第36条** 退学、転学、除籍及び休学については、大学学則の規定を準用する。

#### 第8節 科目等履修生、特別科目等履修学生、研究生、外国人留學生及び特別研究学生

#### (科目等履修生、特別科目等履修学生、研究生及び外国人留學生)

**第37条** 科目等履修生、特別科目等履修学生、研究生及び外国人留學生については、別に定める。

#### (特別研究学生)

**第38条** 他大学又は外国の大学の大学院の学生で、研究科において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

- 2 前項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第9節 授業料等

#### (授業料の納付)

**第39条** 授業料の納付方法については、大学学則の規定を準用する。

(授業料等の額)

第40条 検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

(免除及び徴収猶予)

第41条 経済的理由によって入学料若しくは授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又は風水害等特別の事情により、入学料若しくは授業料の納付が困難な者に対しては、入学料にあつては入学時に、授業料にあつては各期ごとに全額若しくは半額を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 前項に定めるもののほか、学業及び人物ともに特に優秀と認められる者に対して、授業料を免除することがある。

3 入学料及び授業料の免除並びに徴収猶予に関する事項は、別に定める。

#### 第10節 賞罰

(表彰及び懲戒)

第42条 表彰及び懲戒については、大学学則の規定を準用する。

#### 第11節 補則

(準用規定)

第43条 大学院学生については、第2章の規定を除くほか、大学学則第2章の規定を準用する。

(読替)

第44条 大学学則をこの学則に準用する場合は、「大学」を「大学院」に、「学部」を「研究科」に、「学部長」を「研究科長」に、「教授会」を「研究科教授会(教育学研究科にあつては研究科委員会)」にそれぞれ読み替えるものとする。

#### 附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 第5条の別表に定める収容定員は、文化科学研究科にあつては、平成16年度は次表のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程・ 博士前期程 修士課程	博士後 期程	合計
文化科学研究科	文化構造研究専攻	26人	人	人
	日本・アジア研究専攻	20		
	文化環境研究専攻	18		
	計	64		64
	日本・アジア文化研究専攻		8	
	計		8	8
合	計	750	167	917

附 則 (平成17.3.23 16規則218)

- この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 第5条の別表1に定める収容定員は、経済科学研究科経済科学専攻にあつては、平成17年度及び平成18年度は次表のとおりとする。

専攻	課程	収容定員	
		平成17年度	平成18年度
経済科学専攻	博士後期課程	人 21	人 24
(博士後期課程小計)		174	177
合計		924	927

附 則 (平成18.4.1 18規則13)

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 理工学研究科博士前期課程数学専攻、物理学専攻、基礎化学専攻、分子生物学専攻、生体制御学専攻、機械工学専攻、電気電子システム工学専攻、情報システム工学専攻、応用化学専攻、機能材料工学専攻、建設工学専攻及び環境制御工学専攻並びに博士後期課程物質科学専攻、生産科学専攻、生物環境科学専攻及び情報数理科学専攻は、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 第5条の別表1に定める収容定員は、理工学研究科博士前期課程及び博士後期課程にあつては、平成18年度及び平成19年度は、次表のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員		
		修士課程・ 博士前期課程	博士後期課程	
		平成18年度	平成18年度	平成19年度
理工学研究科	数 学 専 攻	14人	人	人
	物 理 学 専 攻	14		
	基 礎 化 学 専 攻	16		
	分 子 生 物 学 専 攻	12		
	生 体 制 御 学 専 攻	12		
	機 械 工 学 専 攻	40		
	電 気 電 子 シ ス テ ム 工 学 専 攻	24		
	情 報 シ ス テ ム 工 学 専 攻	28		
	応 用 化 学 専 攻	21		
	機 能 材 料 工 学 専 攻	15		
	建 設 工 学 専 攻	31		
	環 境 制 御 工 学 専 攻	26		
	生 命 科 学 系 専 攻	30		
	物 理 機 能 系 専 攻	35		
	化 学 系 専 攻	42		
	数 理 電 子 情 報 系 専 攻	71		
	機 械 科 学 系 専 攻	46		
	環 境 シ ス テ ム 工 学 系 専 攻	57		
	計	534		
		物 質 科 学 専 攻		18
	生 産 科 学 専 攻		18	9
	生 物 環 境 科 学 専 攻		20	10

	情報数理学専攻		16	8
	環境制御工学専攻		22	11
	理工学専攻		56	112
	計		150	159
合	計	778	186	198

附 則（平成19.4.1 19規則14）

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 第5条の別表1に定める収容定員は、教育学研究科にあつては、平成19年度は次表のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程・ 博士前期課程	合計
教育学 研究科	学校教育専攻	34	122
	障害児教育専攻	3	
	特別支援教育専攻	5	
	教科教育専攻	80	
	計	122	
合	計	808	1,006

附 則（平成19.10.25 19規則79）

この学則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成20.1.24 19規則88）

この学則は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成20.3.1 19規則95）

この学則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20.4.1 20規則11）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21.7.23 21規則41）

この学則は、平成21年7月23日から施行する。

附 則（平成23.4.28 23規則1）

- この学則は、平成23年4月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 第4条の2の別表1に定める収容定員は、理工学研究科博士前期課程にあつては、平成23年度は次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程・ 博士前期課程	収容定員 合計
	生命科学系専攻	65	
	分子生物学コース 生体制御学コース 物理機能系専攻	74	

理 工 学 研 究 科	物 理 学 コ ー ス	92		
	機 能 材 料 工 学 コ ー ス			
	化 学 系 専 攻			
	基 礎 化 学 コ ー ス			
	応 用 化 学 コ ー ス			
	数 理 電 子 情 報 系 専 攻			154
	数 学 コ ー ス			
	電 気 電 子 シ ス テ ム 工 学 コ ー ス			
	情 報 シ ス テ ム 工 学 コ ー ス			
	機 械 科 学 系 専 攻			
機 械 工 学 コ ー ス				
メ カ ノ ロ ボ ッ ト 工 学 コ ー ス				
環 境 シ ス テ ム 工 学 系 専 攻	114			
環 境 社 会 基 盤 国 際 コ ー ス				
環 境 制 御 シ ス テ ム コ ー ス				
計		589	589	
合 計		837	1,044	

附 則（平成24.10.25 24規則40）

この学則は、平成24年10月25日から施行する。

附 則（平成26. 4.24 26規則1）

- この学則は、平成26年4月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 第4条の2の別表1に定める収容定員は、理工学研究科博士前期課程にあっては、平成26年度は次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	修士課程・ 博士前期課程	収容定員 合 計
理 工 学 研 究 科	生 命 科 学 系 専 攻	80	
	分 子 生 物 学 コ ー ス		
	生 体 制 御 学 コ ー ス		
	物 理 機 能 系 専 攻	88	
	物 理 学 コ ー ス		
	機 能 材 料 工 学 コ ー ス		
	化 学 系 専 攻	105	
	基 礎 化 学 コ ー ス		
	応 用 化 学 コ ー ス		
	数 理 電 子 情 報 系 専 攻	176	
	数 学 コ ー ス		
	電 気 電 子 シ ス テ ム 工 学 コ ー ス		
	情 報 シ ス テ ム 工 学 コ ー ス	93	
機 械 科 学 系 専 攻			
機 械 工 学 コ ー ス			
メ カ ノ ロ ボ ッ ト 工 学 コ ー ス	124		
環 境 シ ス テ ム 工 学 系 専 攻			
環 境 社 会 基 盤 国 際 コ ー ス			
環 境 制 御 シ ス テ ム コ ー ス			

	計	666	666
合	計	914	1,121

附 則（平成27. 1.22 26規則24）

- この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 文化科学研究科修士課程文化構造研究専攻、日本・アジア研究専攻及び文化環境研究専攻並びに博士後期課程日本・アジア文化研究専攻並びに経済科学研究科博士前期課程経済科学専攻並びに博士後期課程経済科学専攻は、改正後の第4条の2の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 第4条の2の別表1に定める収容定員は、人文社会科学研究所博士前期課程及び博士後期課程並びに文化科学研究科修士課程及び博士後期課程並びに経済科学研究科博士前期課程及び博士後期課程にあつては、平成27年度及び平成28年度は、次表のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員		
		修士課程・ 博士前期課程	博士後期課程	
		平成27年度	平成27年度	平成28年度
人文社会科学 研究所	文化環境専攻	20		
	国際日本アジア専攻	38		
	経済経営専攻 計	22 80		
	日本アジア文化専攻		4	8
	経済経営専攻		12	24
	計		16	32
文化科学 研究所	文化構造研究専攻	13		
	日本・アジア研究専攻	10		
	文化環境研究専攻 計	9 32		
	日本・アジア文化研究専攻		8	4
	計		8	4
	経済科学 研究所	経済科学専攻	30	
計		30		
経済科学専攻			18	9
合	計		18	9
	計	982	210	213

附 則（平成27. 2.19 26規則40）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 教育学研究科特別支援教育専攻は、改正後の第4条の2の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 第4条の2の別表1に定める収容定員は、教育学研究科及び理工学研究科にあつては、平成28年度は次表のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程・ 博士前期課程	専門職学位課程
教育学 研究科	学校教育専攻	32	
	特別支援教育専攻	5	
	教科教育専攻	67	
	計	104	
	教職実践専攻		20
	計		20
理工学 研究科	生命科学系専攻	100	
	物理機能系専攻	108	
	化学系専攻	120	
	数理電子情報系専攻	201	
	機械科学系専攻	108	
	環境システム工学系専攻	129	
	計	766	
合 計		1,030	20

別表 1

研究科	専攻	修士課程・博士前期課程		博士後期課程		専門職学位課程		収容合計 容員計 (人)
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	
人文社会科学 研究科	文化環境専攻	20	40					160
	国際日本アジア専攻	38	76					
	経済経営専攻	22	44					48
	計	80	160					
	日本アジア文化専攻			4	12			84
	経済経営専攻			12	36			
	計			16	48			
教育学 研究科	学校教育専攻	15	30					84
	教科教育専攻	27	54					
	計	42	84					40
	教職実践専攻					20	40	
	計					20	40	
理工学 研究科	生命科学系専攻	55	110					816
	分子生物学コース							
	生体制御学コース							
	物理機能系専攻	59	118					
	物理学コース							
	機能材料工学コース							
	化学系専攻	65	130					
	基礎化学コース							
	応用化学コース							
	数理電子情報系専攻	108	216					
	数学コース							
	電気電子システム工学コース							
	情報システム工学コース							
機械科学系専攻	59	118						
機械工学コース								
メカノロボット工学コース								
環境システム工学系専攻	62	124						
環境社会基盤国際コース								
環境制御システムコース								
計	408	816						
	理工学専攻			56	168			816
	生命科学コース							
	物質科学コース							

	数理電子情報コース 人間支援・生産科学コース 環境科学・社会基盤コース 連携先端研究コース 計			56	168			168
合	計	530	1,060	72	216	20	40	1,316

## 国立大学法人埼玉大学大学院学則の一部改正について

### ○趣旨

大学院教育学研究科教職実践専攻（教職大学院）の設置に伴い、大学院学則の一部を改正するものである。

### ○概要

下記に掲げる箇所について、所要の改正を行う。

#### 記

- ◇第3条の2 専門職学位課程の目的〔新設〕
- ◇第4条 研究科及び課程
- ◇第5条の3 教職大学院の課程〔新設〕
- ◇第10条 修業年限
- ◇第11条 在学年限
- ◇第13条 修士課程、博士前期課程及び教職大学院の課程への入学資格
- ◇第24条 履修方法
- ◇第25条 他大学の大学院における授業科目の履修
- ◇第27条 入学前の既修得単位の認定
- ◇第28条 他大学の大学院等における修得単位の取扱い
- ◇第31条 課程修了の要件及び認定
- ◇第32条 学位の授与
- ◇附則 施行日等
- ◇別表1 専攻及び収容定員等

国立大学法人埼玉大学大学院学則の一部を改正する学則（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p><u>(専門職学位課程の目的)</u></p>	
<p><b>第3条の2</b> <u>専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(研究科及び課程)</p>	<p>(研究科及び課程)</p>
<p><b>第4条</b> 本学大学院に、次の研究科を置く。                  人文社会科学研究科                  教育学研究科                  理工学研究科</p>	<p><b>第4条</b> 本学大学院に、次の研究科を置く。                  人文社会科学研究科                  教育学研究科                  理工学研究科</p>
<p>2 人文社会科学研究科及び理工学研究科の<u>課程</u>は、博士課程とし、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。この場合において、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。</p>	<p>2 人文社会科学研究科及び理工学研究科は、博士課程とし、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。この場合において、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。</p>
<p>3 教育学研究科の<u>課程</u>は、<u>修士課程及び専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第26条第1項に規定する教職大学院の課程（以下「教職大学院の課程」という。）とする。</u></p>	<p>3 教育学研究科は、修士課程とする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><u>(教職大学院の課程)</u></p>	
<p><b>第5条の3</b> <u>教職大学院の課程においては、教育現場の諸課題を解決できる高度な専門性と実践的指導力の要素として、最新の理論を踏まえた高度な教育実践力、将来社会を見据え学校の可能性を高める教育構想力、幼児・児童・生徒の心理と行動の深い理解と対応力、発達障害の理解を</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

含む特別支援教育の実践力を身につけることを目的とする。

(略)

(修業年限)

**第10条** 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。
- 3 博士前期課程の標準修業年限は2年とし、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻、又は学生の履修上の区分に応じて、標準修業年限を変更することができる。

(在学年限)

**第11条** 修士課程、博士前期課程、博士後期課程及び教職大学院の課程の学生は、標準修業年限の2倍を超えて在学することができない。

(略)

(修士課程、博士前期課程及び教職大学院の課程への入学資格)

**第13条** 修士課程、博士前期課程及び教職大学院の課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(略)

(履修方法)

**第24条** 修士課程及び博士前期課程の学生は、別に定める履修方法により30単位以上修得しなければならない。

- 2 教職大学院の課程の学生は、別に定める履修方法により46単位以上修得しなければならない。

(略)

(修業年限)

**第10条** 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。
- 3 博士前期課程の標準修業年限は2年とし、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻、又は学生の履修上の区分に応じて、標準修業年限を変更することができる。

(在学年限)

**第11条** 修士課程、博士前期課程及び博士後期課程の学生は、標準修業年限の2倍を超えて在学することができない。

(略)

(修士課程及び博士前期課程への入学資格)

**第13条** 修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(略)

(履修方法)

**第24条** 修士課程及び博士前期課程の学生は、別に定める履修方法により30単位以上修得しなければならない。

(新設)

3 博士後期課程の学生は、別に定める履修方法により12単位以上修得しなければならない。

4 研究科において教育上有益と認めるときは、本学大学院の他の研究科との協議に基づき、学生に当該研究科の授業科目を履修させることができる。ただし、博士後期課程については、この限りでない。

5 前3項の履修方法は、各研究科規程の定めるところによる。

(他大学の大学院における授業科目の履修)

**第25条** 研究科において教育上有益と認めるときは、他大学の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項により履修した授業科目について修得した単位については、修士課程、博士前期課程及び教職大学院の課程にあつては10単位を、博士後期課程にあつては6単位を超えない範囲で研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 第1項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(略)

(入学前の既修得単位の認定)

**第27条** 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条の規定に基づき準用する科目等履修生として修得した単位を含む。)を入学した後、に修得したものとみなし、単位を認定することができる。

2 前項により修得したものとみなし、認定することのできる単位数は、修士課程及び博士前期課程にあつては10単位を、博士後期課程に

2 博士後期課程の学生は、別に定める履修方法により12単位以上修得しなければならない。

3 研究科において教育上有益と認めるときは、本学大学院の他の研究科との協議に基づき、学生に当該研究科の授業科目を履修させることができる。ただし、博士後期課程については、この限りでない。

4 前3項の履修方法は、各研究科規程の定めるところによる。

(他大学の大学院における授業科目の履修)

**第25条** 研究科において教育上有益と認めるときは、他大学の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項により履修した授業科目について修得した単位については、修士課程及び博士前期課程にあつては10単位を、博士後期課程にあつては6単位を超えない範囲で研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 第1項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(略)

(入学前の既修得単位の認定)

**第27条** 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条の規定に基づき準用する科目等履修生として修得した単位を含む。)を入学した後、に修得したものとみなし、単位を認定することができる。

2 前項により修得したものとみなし、認定することのできる単位数は、修士課程及び博士前期課程にあつては10単位を、博士後期課程に

あつては6単位を、教職大学院の課程にあつては12単位を超えないものとする。

(他大学の大学院等における修得単位の取扱い)

**第28条** 第24条第3項、第25条第1項第2項、第27条並びに第35条の規定により履修した授業科目の単位については、修士課程及び博士前期課程にあつては合わせて20単位を、博士後期課程にあつては合わせて12単位を、教職大学院の課程にあつては合わせて22単位を限度として修了の要件となる単位として認めることができる。

(略)

(課程修了の要件及び認定)

**第31条** 修士課程及び博士前期課程を修了するためには、第10条第1項及び第3項に規定する標準修業年限以上在学し、専攻ごとの授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと認められる者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程を修了するためには、第10条第3項に規定する標準修業年限以上在学し、専攻ごとの授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、すぐれた研究業績を上げたと認められる者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りる

あつては6単位を超えないものとする。

(他大学の大学院等における修得単位の取扱い)

**第28条** 第24条第3項、第25条第1項第2項、第27条並びに第35条の規定により履修した授業科目の単位については、修士課程及び博士前期課程にあつては合わせて20単位を限度として修了の要件となる単位として認めることができる。また、博士後期課程にあつては合わせて12単位を限度として修了の要件となる単位として認めることができる。

(略)

(課程修了の要件及び認定)

**第31条** 修士課程及び博士前期課程を修了するためには、第10条第1項及び第3項に規定する標準修業年限以上在学し、専攻ごとの授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと認められる者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程を修了するためには、第10条第3項に規定する標準修業年限以上在学し、専攻ごとの授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、すぐれた研究業績を上げたと認められる者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りる

ものとする。ただし、第1項ただし書の規定に該当する者の在学期間に関しては、当該課程に2年以上在学しなければならない。

4 教職大学院の課程を修了するためには、第10条第1項に規定する標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得しなければならない。

5 修士課程、博士前期課程、博士後期課程及び教職大学院の課程修了の認定は、研究科教授会の議を経て学長が行う。

6 学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験については、国立大学法人埼玉大学学位規則（以下「学位規則」という。）の定めるところによる。

(学位の授与)

**第32条** 修士課程及び博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程を修了した者及び本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者には、博士の学位を授与する。

3 教職大学院の課程を修了した者には、教職修士（専門職）の学位を授与する。

4 その他学位に関する事項は、学位規則の定めるところによる。  
(略)

### 附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 教育学研究科特別支援教育専攻は、改正後の第4条の2の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

ものとする。ただし、第1項ただし書の規定に該当する者の在学期間に関しては、当該課程に2年以上在学しなければならない。

(新設)

4 修士課程、博士前期課程及び博士後期課程修了の認定は、研究科教授会の議を経て学長が行う。

5 学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験については、国立大学法人埼玉大学学位規則（以下「学位規則」という。）の定めるところによる。

(学位の授与)

**第32条** 修士課程及び博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程を修了した者及び本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者には、博士の学位を授与する。

(新設)

3 その他学位に関する事項は、学位規則の定めるところによる。  
(略)

3 第4条の2の別表1に定める収容定員は、教育学研究科及び理工学研究科にあっては、平成28年度は次表のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程・ 博士前期課程	専門職学位課程
教育学 研究科	学校教育専攻	32	
	特別支援教育専攻	5	
	教科教育専攻 計	67 104	
	教職実践専攻 計		20 20
理工学 研究科	生命科学系専攻	100	
	物理機能系専攻	108	
	化学系専攻	120	
	数理電子情報系専攻	201	
	機械科学系専攻	108	
	環境システム工学系専攻	129	
	計	766	
合計		1,030	20

(別表1)

研究科	専攻	修士課程・博士前期課程		博士後期課程		専門職学位課程		収容定員 合計 (人)
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	
人文社会科学 研究科	文化環境専攻 国際日本アジア専攻 経済経営専攻 計	20 38 22 80	40 76 44 160					160
	日本アジア文化専攻 経済経営専攻 計			4 12 16	12 36 48			48
教育学 研究科	学校教育専攻 教科教育専攻 計	15 27 42	30 54 84					34
	教職実践専攻 計				20 20	40 40		40
理工学 研究科	生命科学系専攻 分子生物学コース 生体制御学コース 物理機能系専攻 物理学コース 機能材料工学コース 化学系専攻 基礎化学コース 応用化学コース 数理電子情報系専攻 数学コース 電気電子システム工学コース 情報システム工学コース 機械科学系専攻 機械工学コース メカノロボット工学コース 環境システム工学系専攻 環境社会基盤国際コース 環境制御システムコース 計	55   59  65  108  59  82  408	110   118  130  216  118  124  816					816
	理工学専攻 生命科学コース 物質科学コース			56 168				

(別表1)

研究科	専攻	修士課程・博士前期課程		博士後期課程		収容定員 合計 (人)
		入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	
人文社会科学 研究科	文化環境専攻 国際日本アジア専攻 経済経営専攻 計	20 38 22 80	40 76 44 160			160
	日本アジア文化専攻 経済経営専攻 計			4 12 16	12 36 48	48
教育学 研究科	学校教育専攻 特別支援教育専攻 教科教育専攻 計	17 5 40 62	34 10 80 124			124
	生命科学系専攻 分子生物学コース 生体制御学コース 物理機能系専攻 物理学コース 機能材料工学コース 化学系専攻 基礎化学コース 応用化学コース 数理電子情報系専攻 数学コース 電気電子システム工学コース 情報システム工学コース 機械科学系専攻 機械工学コース メカノロボット工学コース 環境システム工学系専攻 環境社会基盤国際コース 環境制御システムコース 計	45   49  55  93  49  67  358	90   98  110  186  98  134  716			716
理工学 研究科	理工学専攻 生命科学コース 物質科学コース 数理電子情報コース 人間支援・生産科学コース			56 168		

	数理電子情報コース							
	人間支援・生産科学コース							
	環境科学・社会基盤コース							
	連携先端研究コース							
	計			56	168			168
合	計	530	1,060	72	216	20	40	1,316

	環境科学・社会基盤コース						
	連携先端研究コース						
	計			56	168		168
合	計	500	1,000	72	216		1,216

# ○国立大学法人埼玉大学教育学部教授会規程

〔平成16年4月1日〕  
規則第8号  
改正 平成18. 4. 1 18規則17  
平成19. 4. 1 19規則32  
平成27. 2. 19 26規則41

(趣旨)

**第1条** 国立大学法人埼玉大学学則第25条第2項の規定に基づく教育学部教授会に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(構成)

**第2条** 教育学部教授会は、次に掲げる教員をもって組織する。

(1) 学部長及び副学部長

(2) 教育学部の専任の教授、准教授、講師及び助教

2 前項の規定にかかわらず、教育学部教授会は、教育学部以外の本学専任の教授、准教授、講師及び助教を加えて組織することができる。この場合、その都度、理由を付して教育研究評議会に報告するものとする。

3 教育学部教授会は、その定めるところにより、教育学部教授会構成員のうち一部の者をもって構成される代議員会を置くことができる。この場合、教育学部教授会の定めるところにより、代議員会の議決をもって、教育学部教授会の議決とすることができる。ただし、教育学部教授会が定める代議員会の審議事項については、教育研究評議会に報告し、学長の下承を得るものとする。

(審議事項等)

**第3条** 教育学部教授会は、学長が次に掲げる教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、学長が定める教育研究に関する重要な事項

2 教育学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び教育学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(会議)

**第4条** 教育学部教授会に議長を置き、教育学部長をもって充てる。ただし、学部長に事故あるときは、副学部長がこれに代わる。

2 議長は、教育学部教授会を主宰する。

3 教育学部教授会は、原則として毎月、日を定めて、議長が招集する。

4 前項に定めるもののほか、議長が必要と認めたとき又は教育学部教授会構成員

の3分の1以上の請求があったときは、議長は臨時に教育学部教授会を招集する。

5 教育学部教授会は、教育学部教授会構成員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。ただし、外国出張、研修旅行、長期療養等により出席できない旨をあらかじめ教育学部長に届け出た者は、教育学部教授会の議を経て、教育学部教授会構成員の数に算入しないものとする。

6 議事は、出席した教育学部教授会構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 教育学部教授会は、教育学部教授会構成員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

**第5条** 教育学部教授会の事務は、学務部教育学部支援室において処理する。

#### 附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の適用日前に、埼玉大学教授会規程による教授会の議決事項は、この規程中の相当する規定により教授会が行った議決事項とみなす。

#### 附 則 (平成18. 4. 1 18規則17)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成19. 4. 1 19規則32)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成27. 2. 19 26規則41)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

# ○国立大学法人埼玉大学大学院教育学研究科委員会規程

改正 

	〔平成16年4月1日〕	
	規則第9号	
	平成18. 4. 1	18規則18
	平成19. 4. 1	19規則32
	平成27. 2. 19	26規則45

(趣旨)

**第1条** 国立大学法人埼玉大学大学院学則第7条の2第2項の規定に基づく教育学研究科委員会（以下「委員会」という。）に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(構成)

**第2条** 委員会は、次に掲げる教員をもって組織する。

(1) 研究科長

(2) 研究科担当の専任の教授、准教授、講師及び助教

2 委員会は、その定めるところにより、委員会構成員のうち一部の者をもって構成される代議員会を置くことができる。この場合、委員会の定めるところにより、代議員会の議決をもって、委員会の議決とすることができる。ただし、委員会が定める代議員会の審議事項については、教育研究評議会に報告し、学長の下承を得るものとする。

3 委員会は、その定めるところにより、委員会構成員のうち一部の者をもって構成される分科会を置くことができる。この場合、委員会の定めるところにより、分科会の議決をもって、委員会の議決とすることができる。

(審議事項等)

**第3条** 委員会は、学長が次に掲げる教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 大学院学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、学長が定める教育研究に関する重要な事項

2 委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(会議)

**第4条** 委員会に議長を置き、研究科長をもって充てる。ただし、研究科長に事故あるときは、研究科長があらかじめ指名した委員がこれに代わる。

2 議長は、委員会を招集し、主宰する。

3 議長は、議長が必要と認めたとき、又は委員会構成員の3分の1以上の請求が

あったときは、委員会を招集する。

- 4 委員会は、委員会構成員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。ただし、外国出張、研修旅行、長期療養等により出席できない旨をあらかじめ研究科長に届け出た者は、委員会の議を経て、委員会構成員の数に算入しないものとする。
- 5 議事は、出席した委員会構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 委員会は、委員会構成員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

**第5条** 委員会の事務は、学務部教育学部支援室において処理する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の適用日前に、埼玉大学大学院研究科委員会規程による研究科委員会の議決事項は、この規程中の相当する規定により研究科委員会が行った議決事項とみなす。

#### 附 則 (平成18. 4. 1 18規則18)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成19. 4. 1 19規則32)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成27. 2. 19 26規則45)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## ① 設置の趣旨及び必要性

### (a) 教育上の理念、目的

#### [1] 理念及び目的

今日の学校教育には、これからの時代を担う次世代を育てるために、グローバル化をはじめ社会の大きな変化に対応できる資質・能力の確実な育成が求められている。それは単に知識や技能を習得させることにとどまるものではなく、協働的で課題探究的な学習を経て、思考力や判断力、能動的態度などの育成を図る新しい学習のあり方を必要とするものである。

また学校現場においては、いじめ問題や不登校への対応、英語教育、道徳教育、特別支援教育の充実、外国人児童生徒への対応、ICT活用、保護者の多様なニーズへの対応など、多くの喫緊の課題が山積している。これらに対して、学校は地域や専門機関との連携をとりながら、チームとして対応することが必要となっている。

学校教育が直面するこうした複雑で新しい社会的要請に応えるためには、児童生徒に育成すべき資質・能力についての深い理解や、課題探究的な学習活動の指導力、学校の諸課題への的確な対応力をもつ高度専門職業人としての教員資質が不可欠である。ここにおいては、社会の変化とともに学び続ける教員集団の中核として活躍する実践的探究力と課題解決力をもった教員の養成が望まれる。

そこで、これを実現するために、新たに教職大学院を設置する。教職大学院は、新しい学校づくりを担う新人教員とその中核となる現職教員の養成を基本とし、学校が直面する諸課題の構造的・総合的な理解に立って幅広く指導性を発揮できる教員の養成を目的とする。

そのために、教育現場の経験や学部での学修を基盤に、高度な専門性に裏打ちされた理論と実践の融合型カリキュラム、研究者教員と実務家教員とがタイアップした指導体制と授業、教育現場における実地研究（課題探求及び検証）を整備し、①教科指導等における高度な理論に基づく優れた実践力・展開力を備え、中核的・指導的役割を担える教員と、学校教育の改革・改善・充実にめざして管理職や指導主事等として活躍できるミドルリーダーの養成及び、②いじめ、不登校、発達障害等の現代的教育課題に対応できる高度な理論に基づく確かな実践力を備え、中核的・指導的役割を担える教員の養成を行う。

以上より、埼玉大学大学院教育学研究科に、社会のニーズに応える高度専門職業人の養成に特化し、教育現場の諸課題を解決できる高度な専門性と実践的指導力を備えた教員養成を目的として、「教育実践力高度化コース」と「発達臨床支援高度化コース」の2コースを設置することとする。

その中でも現職院生については、スクールリーダーとしての資質を身につけさせたいと考えている。スクールリーダーに必要なことは、強いリーダーシップと教職員一人一人の個性を生かし能力を活かす組織マネジメント能力である。ベテラン教職員の指導技術を伝承し優れた教職員を育成するために校内研修の活性化を図り、学び合い学び続ける教職員集団づくりをリードする力や、想定できないような突然の事態に対してもチームで迅速かつ的確に対応することのできるリスクマネジメント・クライシスマネジメント能力等がスクールリーダーに求められる。それらに対応する講義（具体的な講義は、③教育課程の編成の考え方及び特色 [1] 教育課程の編成に記す）を設定し、埼玉県、さいたま市から要請された、学校マネジメント能力やチーム力を形成したいと考えている。

さらに、既存の修士課程についても見直しを行い、現在の3専攻15専修（（1）学校教育専攻〈募集17名〉、（2）特別支援教育専攻〈募集5名〉、（3）教科教育専攻〈募集40名〉）を、2専攻10専修（（1）学校教育専攻〈募集15名〉、（2）教科教育専攻〈募集27名〉）と改め、それぞれ教育関連諸科学と各教科のエキスパートを養成する専攻と位置付け、それを達成するためにカリキュラムの抜本的改革を実施する。

#### [2] 教職大学院の中心的学問分野

教育現場の諸課題を解決できる高度な専門性と実践的指導力の要素として、①最新の理論を踏まえた高度な教育実践力、②将来社会を見据え学校の可能性を高める教育構想力、③幼児・児童・生徒の

心理と行動の深い理解と対応力、④発達障害の理解を含む特別支援教育の実践力が求められる。これらの養成を図るために必要となる中心的学問分野は、教科教育や教育実践研究にも支えられた実践性の高い教育学、発達や臨床領域にわたる心理学と教育相談学、そして特別支援教育学である。

本学にはほぼすべての校園種及び教科教員に加えて養護教員や保育者をも養成する総合的教員養成課程としての実践的で多彩な教育学と、教育・発達・社会・臨床相談領域にわたる心理学の教育・研究体制があり、これらを生かすことによって教職大学院に必要な学問分野を十分に満たすことができる。

### 〔3〕設置の背景

現在、学校は様々な課題に直面しており、しかもそれらの複雑・多様化の傾向は、今後も社会の変化とともに高じていくと考えられる。こうしたなかで、学校は諸課題の対応に追われ、国民の学校教育への期待に十分応えきれていないと言いがたい。この現状を打破するためには、学校教育の今日的諸課題に対応できる高度な力量ある教員の養成が急務である。

埼玉大学教育学部では、埼玉県教育委員会並びにさいたま市教育委員会との間で連携協定を結び、これに基づき、平成 17 年度から毎年連携協議会を開催し、教員の養成・採用・研修等についての情報交換や協議等を継続している。ここから次の事柄が明らかとなってきた。

1 つは、埼玉大学教育学部及び教育学研究科が埼玉県・さいたま市教育委員会のニーズに十分には応えていなかったということである。例えば教員就職率（大学院は現職教員を含む）は、学部では平成 24 年 3 月卒業者 51.5 %、平成 25 年同 49.6 %、平成 26 年同 50.0 %であり、卒業生の約半数が教職に就いていない。また教育学研究科では、平成 24 年 3 月修了者 53 %、平成 25 年同 61 %、平成 26 年同 66 %であり、県内外の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に毎年コンスタントに就職しているものの、学部・研究科あわせても小学校教員の県内占有率は 10 %程度にすぎない。しかも、実践的指導力のある教員として輩出できていたかと言うと、これも十分であるとは言えない。

こうした状況において、現在求められている「高度専門職業人」としての教員を養成するためには、大学院修士課程の在り方を抜本的に見直す必要がある。これからの教員養成には、いわゆる「学力の三要素」に対応しうる新たな学びを保障するカリキュラム改革、能動的学修（アクティブ・ラーニング）の導入等が必要との認識も学部内に広がりつつある。

また、埼玉県・さいたま市では教職員が大量退職する時期を迎えており、優れた指導技術の継承が困難になってきている。このため、新人教員の資質を高めるとともに、スクールリーダーとなりうる人材を育成していくことが喫緊の課題となっている。子どもたちに「生きる力」を確実に育むとともに、地域の保護者から信頼される学校運営、学級経営を進めていくため、優れた実践的指導力と使命感を兼ね備えた教職員を養成することが、埼玉大学教育学部・教育学研究科に課せられた大きな使命である。

本教育学研究科修士課程は、学校教育に関する理論的・実践的研究能力を持って教育研究の推進及び教育実践の向上に資する専門性を備えた人材の養成を目的としていたが、その実態としては、それぞれの学問分野の枠組みを超えた学習の機会が少なく、各分野の理論的学習を深めながらも、学校現場の諸課題の解決に向けた実践的な学びも十分ではなかったと言わざるを得ない。教科専門の個別分野における学問的知識・能力の向上が重視され、専門的知識や理論を実際の授業でどのように活用していくのかという、理論と実践を統合した実践力・応用力の育成が不十分であった。修士課程での理論研究と学校現場の実践的課題とが遊離していたため、修士課程は学校現場で生きて働く知識・技能をもった教員を養成し、埼玉県・さいたま市の教育に寄与するという役割を十分には果たしていなかったのである。

もうひとつは、学校教育にかかわる諸課題の解決には、単なる実践の積み重ねによる経験的な実践知だけでは十分な対応が難しく、これからの教員には、教育現場の置かれている状況や児童生徒の現状などを的確に分析・把握し、その理解のもとに対応策を構築し、他者との協働のもとで実践し、評

価・再考察できる資質能力が必要であるということである。

これらは、中央教育審議会教員の資質能力向上特別部会から出された「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）平成 24 年 8 月 28 日」においても指摘されているように、これからの社会と学校に期待される役割やこれからの教員に求められる資質能力としての、今後取り組むべき方向を示している。

さらに、「大学院段階の教員養成の改革と充実等について（報告）平成 25 年 10 月 15 日」のなかでは、社会の急激な変化に伴う学校教育を取り巻く現状として、①新しい学びへの対応、②学校現場での今日的課題への対応、③教員の大量退職・大量採用等を踏まえた対応、④スクールリーダー養成の必要性が示され、教職課程の質の保証が求められ、大学院段階における学校現場で活躍する中核的な教員を養成する体系的なプログラムを構築することが不可欠である。

その中でも、特に急務とされるのは、通常学級において特別の教育的支援を要する児童生徒への適切な指導力を持つ中堅教員の養成である。文部科学省の調査によると、こうした児童生徒の割合は 6.5 % であるが、埼玉県は独自の調査で 10.5 % という結果を得ており、このことが当県の認識の重さを示している。この問題への取り組みには、児童生徒の個々の課題を的確にとらえながら学級や学校全体の教育水準の向上を図るための、教科指導、生徒指導や学校教育マネジメントの視野をもつ力量ある教員が求められる。

また、30 歳未満の教員が小学校 20 %、中学校 16 %（平成 25 年度）と全国（小学校 15 %、中学校 14 %）に比して若年教員が高率である当県においては、今後教員資質の一層の向上のために実践と理論を統合させた専門性の高い研修機会が必要となる。

本学教職大学院は、これらの埼玉県内の教員資質の向上に寄与することが期待される。

## **(b) 学部における教員養成の改革**

### **[1] 学部の改革**

本学部では、養成する教師像として「力量ある質の高い教員像」を掲げ、教員養成に努めてきた。具体的には、学部の時代に、①学び続ける姿勢を形成する、②教職の専門性（Professionality）と学問・文化の専門性（Speciality）の統合を追求する、③多様な教養やフィールドに触れる機会を与えて人間性や社会性を培う、などを目指してきた。

さらに平成 25 年度に定めた、ミッションの再定義において、本学部の役割や目的として「義務教育諸学校に関する地域の教員養成機能の中心的役割を担う」こと、「埼玉県における教育研究や社会貢献活動等を通じて我が国の教育の発展・向上に寄与する」ことをあげ、「実践型教員養成機能」を強めることを掲げた。

そしてこれらを実現するために、平成 27 年度より、以下の改革を行うこととする。

### **[2] 学校教育教員養成課程（学士課程）の改組**

学問分野と教科によって分かれていた「専修」を、学校種別の 4 コースに改組した。

特に小学校教員の養成に力を入れ、小学校コースでは、募集も教科ごとではなく、3 分野（文・理・実技系）で一括して行う。入学後も、1 年次は小学校教員としての学修を、1 年間じっくり行う。2 年次以降は、教育学系 2 専修と教科系 6 専修に分かれ、それぞれの専門性をも身につける一方、多様な教養やフィールドに触れる機会を多く持ちながら、実践的な学修を積む。最後に卒業研究において、それまでの様々な学習経験・学修成果の集大成を図るものとなっている。埼玉県を中心とする地域で、小学校教員として活躍できる人材を養成することを目的としている。

中学校コースでは、広い視野と専門性を持つ教員の養成をめざしており、教科はもとより生徒指導や学校経営に関する知識を備えるとともに、「分かる授業」のための指導力を身につけた教科指導・生徒指導のスペシャリストを養成する。

乳幼児教育コース、特別支援教育コース及び養護教諭養成課程においては、従来の教育システムを更に充実させるかたちでカリキュラムを組んでいる。また、学修効果をより適正化するため、学生定

員を段階的に縮減する予定である。

現行：480名→平成27年度：430名、平成30年度より、更に縮減を計画中である。

現行

学校教育教員養成課程	教育総合コース	総合教育科学専修
		教育心理カウンセリング専修
		学校臨床心理専修
	現代共生教育コース	コラボレーション教育専修
		乳幼児教育専修 特別支援教育専修
	教科教育コース	国語専修
		社会専修
		数学専修
		理科専修
		音楽専修
		美術専修
		保健体育専修
		技術専修
家政専修		
英語専修		
養護教諭養成課程		

改革後

学校教育教員養成課程	小学校コース	教育学専修
		心理・教育実践学専修
		言語文化専修(国語分野・英語分野)
		社会専修
		自然科学専修(算数分野・理科分野)
		芸術専修(音楽分野・図画工作分野)
		身体文化専修(体育分野)
		生活創造専修(ものづくりと情報分野・家庭科分野)
	中学校コース	言語文化専修(国語分野・英語分野)
		社会専修
		自然科学専修(数学分野・理科分野)
		芸術専修(音楽分野・美術分野)
		身体文化専修(体育分野)
	生活創造専修(技術分野・家庭科分野)	
	乳幼児教育コース	
	特別支援教育コース	
	養護教諭養成課程	

### 〔3〕新しい教育内容（教育課程の改革）

従来からあった「専修や分野の専門科目」と「教職専門の科目」に加え、「教職キャリア科目」を新設している。

これは実践力を重視した授業科目を強化し、体系化したもので、「参加型・実践型学習科目」「現代的教育課題科目」「教科力向上科目」「教育総合科目」「キャリア形成科目」などからなる。

これらでは教育現場での体験や教員経験者によるレクチャーをふんだんに取り入れており、4年間を通して教職を意識し続けることにつながるものとなり、卒業後に教壇に立った時に備えておくべき力を鍛えるものとなっている。

#### (c) 教育学研究科の改組

##### 〔1〕教育学研究科の改組（教職大学院新設・修士課程改編と「新教職大学院」構想）

本研究科は、「清新な学識を備え、学校教育に関する理論的・実践的研究能力を持って、教育研究の推進及び教育実践の向上に資する専門的能力を豊かに備えた人材の養成」を目的とし、2専攻の修士課程として平成2年に発足した。その後、障害児教育専攻（現、特別支援教育専攻）の新設やカリキュラム改革などを経て現在に至っている。

この間、前記の教育課題に対応できる教員の輩出をめざし、専修分野の改編や、授業内容の工夫な

どの試みがなされてきた。しかし、既存の修士課程では、それぞれの学問分野の枠組みを超えた動きが取りにくく、地域のニーズに対応した改革が成されてきたとは言えない状況であった。

そこで、こうした状況を克服するために、平成 28 年度より埼玉県・さいたま市からのニーズに応えられるものとして、教職大学院を新たに発足させる準備を進めている。

その一方、既存の修士課程についても、現場実習的な内容や現代的教育課題に対する課題解決型の学びなど、教職大学院で主として行う新しい教育内容を盛り込んだ改編を、平成 28 年度より行う準備を進めている。

また、第 3 期中期目標期間末までを、修士課程の教職大学院への段階的移行の準備期間とする。修士課程の価値やメリット、修士課程へのニーズもなお存することから、その良さを取り込んだ形の「教育学研究科」が構想されなければならない。専門職学位課程において養成する「総合力」に加えて、修士課程の持つ「研究力・創造力」を養成できるような、新たな教育課程（新教職大学院）の研究・検討を、両課程が並存する期間に行う。

一方、平成 28 年度からの改編後の大学院教育において、両課程の授業の相互乗り入れを行う。そのことを通して、実際の大学院の教育場面において、二つの課程のメリットの検証を行い、加えて課程の融合による更なる学修効果向上の可能性を明らかにする。また、両課程合同の研究発表会や論文集の作成を行い、研究の過程と成果発信についても、二つの課程のメリットの検証を行い、加えて課程の融合による更なる研究成果の向上の可能性を明らかにする。

こうした両課程それぞれのメリットの検証と、課程の融合による向上の可能性を明らかにした上で、修士課程の良さを取り込んだ、新しい教職大学院を構想する。そして第 3 期中期目標期間末の平成 33 年度をめどに、原則として修士課程から教職大学院への移行を行う予定とする。

## 〔2〕修士課程の改編

本節で述べる「修士課程の改編案」は、平成 27 年 3 月段階で構想中のものである。

### （1）新修士課程の理念及び目的

修士課程の理念と目的を次のように捉え直す。

学士課程段階で身につけた様々な知識・技能や観点に加え、それらの中で突出した力を備えており、各学校や地域の教育単位において指導的役割を担える人材を養成する。

それは教員個人としての教育力・指導力に留まらず、教員たちのチームや課題対応のためのプロジェクトにおいて、リーダー的役割を担うこと、また学校内外の教育関連諸機関とのネットワークを構築し、マネジメントして、地域社会全体で子育て・教育にあたる態勢を作り、運用していくことも含まれる。

さらに院生各自に教育関連諸科学や教科についての専門分野があり、それぞれに関する理論的また実践的な研究を深め、その成果を修士論文などの形で発信する。このことは、単に専門知識や技能を深めることだけではなく、「課題の設定・資料収集と分析・理論化とまとめ・発信」といった、「教育課題へ取り組む場合の手立て」についても深く学び身につけることができる。

またひとつの専門分野を極めることで、さらにそこを基軸として学問や教科の垣根を超え、他分野・他教科などとの交流をとおして、学びの新たな境地を生み出すことも、修士課程の目的である。

### （2）改編の内容と目的

いくつかの専修を統廃合して大括り化することにより、専門性を保ちつつも学際的な視点を持つ形に改編する。

#### ①学校教育専攻

「学校教育専修」と「学校臨床心理専修」との双方にあった「心理学系」の分野をひとつにまとめ「心理・教育実践学専修」の中に位置づける。

これにより、心理学系の教育が一貫して行われることが可能となる。またかつてより、教育委員会から要望があった「心理学系」の資格（学校心理士）取得を可能とする。

## ②特別支援教育専攻

「特別支援教育」に関する大学院での教育と、特別支援に関わる専修免許状の取得は、平成 28 年度新設の教職大学院に一本化し、修士課程では廃止する。

これにより、特別支援教育のスペシャリストを目指すものは、教職大学院において、特別支援教育に関する授業を受講し、専修免許状を取得する道を選ぶ。

特別支援教育のスペシャリストを目指さない者も、教職大学院において、特別支援教育に関する授業を受講し、特別支援教育に強みを持つ教員となる。

## ③教科教育専攻

教科教育関連については、隣接する専修を統合し、大括り化する（社会専修と保健体育専修はそのまま）。

分野として残る「教科」について、その専門性を保持しつつ、専修の大括り化による学際的な学びを促進するものとする。

この修士課程の組織は、平成 27 年度からの学部の教育組織や、連合大学院の教育組織とかなり連動するものとなり、学士課程・修士課程・博士課程の継続性を保つものとなる。

### ☆現行

#### 3 専攻 15 専修 [全体 62 名]

##### 〈1〉学校教育専攻〈募集 17 名〉

- ①学校教育専修（教育学分野・教育心理学分野・幼児教育分野）、
- ②学校臨床心理専修（＊専修内に、臨床心理学コース）
- ③学校保健学専修

##### 〈2〉特別支援教育専攻〈募集 5 名〉

- ①特別支援教育コーディネーター専修、②特別支援学校教育専修

##### 〈3〉教科教育専攻〈募集 40 名〉

- ①国語教育専修、②社会科教育専修、③数学教育専修、④理科教育専修、⑤音楽教育専修
- ⑥美術教育専修、⑦保健体育専修、⑧技術教育専修、⑨家政教育専修、⑩英語教育専修

### ★改革後

#### 2 専攻 9 専修 [全体 42 名]

##### 〈1〉学校教育専攻〈募集 15 名〉

- ①学校教育専修（教育学分野、幼児教育分野）、②心理・教育実践学専修（心理学分野、教育実践学分野）、③学校保健学専修

##### 〈2〉教科教育専攻〈募集 27 名〉

- ①言語文化専修（国語分野・英語分野）、②社会専修、③自然科学専修（数学分野・理科分野）
- ④芸術専修（音楽分野・美術分野）、⑤身体文化専修、⑥生活創造専修（技術分野・家庭分野）

### [3] 修士課程の教育課程の改編

本節で述べる「修士課程の教育課程の改編案」は、平成 27 年 3 月段階で構想中のものである。

#### (1) 教育課程の改編

地域や社会のニーズに応えるために、修士課程の改編とあわせて、教育課程も改編する。

具体的には、教育現場をフィールドとして学ぶ内容や、現代的教育課題について院生自らが「課題解決型」の学びを行うもの、研究方法の幅を広げ、自らの研究方法の確立を目指す課題研究の改善などである。

#### (2) 新たに設けたり内容を増強した科目

##### ①実践的な学びの科目（教育フィールドワーク科目）

###### (1) 目的

各専修で開講している科目の一部について、様々な教育現場へ出かけて行き、そこをフィールドとして、教育に関する課題を研究し、解決の方策を考察する内容を盛り込む。

## (2) 学習方法

まず各専修や分野に関する基礎的な事柄を学び、それぞれの課題を明確に持つ。

次いで、その課題について観察・考察する教育フィールド（教育資源）を探索・開拓する。基本的には学生が自ら探索・開拓するが、適宜教員もサポートする。選定後の訪問に至る手続きについては、教員が積極的に関わる。

その上で、教育現場を訪ね、子どもや子どもたちを観察・分析したり、子どもに関わる教育関係者（大人たち）の子どもへの関わり方や考え方を観察・分析し、さらには自ら子どもや子どもたちに関わる。このことを通して、教育現場における教育課題について、実践的に学び・思索を深め、課題解決の道を考察する。また、教育資源の活用の実態と可能性を考える。

そののち、一旦大学の教室に戻り、振り返り学習を行う。

次に、原則としてははじめとは異なる教育現場を設定し、はじめに抱いた課題を発展させた新たな課題を抱く。

この際も、学生自らが教育フィールドを探索し、選択するが、訪問に至る手続きについては、教員が積極的に関わるのは同じである。

その上で、教育現場でフィールドワークを行う。さらに大学の教室へ戻り、振り返り学習を行う。

最後に二度のフィールドワークの成果をレポートにまとめ、冊子として刊行する。

## ②課題解決演習

### (1) 目的

本科目は、現実の実践場面に於ける教育課題を、教師が見逃さず的確に発見し、同時に、その課題解決に向けた実践方法を、教師同士がチームとして協力しながら、具体的に案出する能力を獲得することを目的とする。

### (2) 学習方法

本科目は、1) 教員が提示した現実の教育課題とその解決方略に関する基本的な考え方を学ぶパートと、2) 学生がグループワークを通し現実の教育課題を発見し、その課題解決に向けた実践案を作成するパート、の二部により構成する。

グループワークでは、異なる領域・異なる分野を専攻する大学院生同士が、自らの研究的バックグラウンドや研究手法を互いに刺激として活用するチームを組み、学習する。具体的には、異なる領域・分野の研究知識を統合的に利用しながら、教育課題の発見と解決に向けた新たな視点を、チームとして案出・獲得することを目指したグループワークを行う。

最後に活動内容と研究結果を各人でまとめ、1冊の小冊子として刊行する。

## ③課題研究の充実

課題研究は、修士論文作成に関わる指導を内容とするものだが、ともすれば、当該分野の研究指導に留まり、広がりには乏しい点があった。そこで、課題研究において、課程共通の学修内容を設け、研究の幅を広げるとともに各自の研究力の確実な向上を図る。

具体的には、研究をする上での基礎的な知識や技法・倫理など、また論文の書き方・まとめ方、発表の仕方を学ぶ。

課題研究 I において、文系・理系・実技系の教員が、それぞれの研究内容・成果と研究方法を、課程全員に対して教授する。ついで、研究的実践者、もしくは実践的研究者が、やはり研究内容・成果と研究方法を教授する。こうした教員として教育実践に当たりながら、教育に関する研究を続ける教師は、学卒院生が修士課程を修了後に教員として目指す教員の姿である。教育と研究を両立させている教員から直接的にそのあり方を学ぶことになる。そののち、各専修分野ごとに分かれ、学生自身の

研究分野に即した研究方法を学びながら、各自の研究を進める。

学期末に、工程表も含む「研究計画書」を作成し、提出するものとする。これにより、研究を確実に段階的に進めていく指針を得ることとなる。

課題研究Ⅱにおいては、各専修分野ごとに分かれ、学生自身の研究分野に即した研究方法を学びながら、各自の研究を進める。

学期末に、口頭で修士論文の中間発表を行い、さらにその内容をレポートにまとめて提出するものとする。これにより、研究内容をまとめ、それを発表する力を養う。また研究を確実に段階的に進めていく指針を得ることとなる。

課題研究Ⅲ・Ⅳにおいては、各専修分野ごとに分かれ、学生自身の研究分野に即した研究方法を学びながら、各自の研究を進め、修士論文の作成につなげていく。

#### (4) 専修開設科目

教育関連諸科学や教科の専門に関する深い学問的な知識・理解を身につけさせるという目的に加え、課題探求型の授業や教材開発につながる内容など、教育実践的な要素をよりいっそう重視し、充実させていく。

例：芸術専修の専修専門科目

旧「絵画演習」→新「絵画教育演習」

## ② 研究科、専攻等の名称

### [1] 教育学研究科 教職実践専攻の骨格

教育学研究科教職実践専攻では、教育現場の経験や学部での学修を基盤に、高度な専門性に裏打ちされた理論と実践の融合型カリキュラム、研究者教員と実務家教員とがタイアップした指導体制と授業、教育現場における実地研究（課題探求及び検証）を整備し、①教科指導等における高度な理論に基づく優れた実践力・展開力を備え、中核的・指導的役割を担える教員と、学校教育の改革・改善・充実をめざして管理職や指導主事等として活躍できるミドルリーダーを養成する、②発達障害、いじめ、不登校等の現代的教育課題に対応できる高度な理論に基づく確かな実践力を備え、中核的・指導的役割を担える教員の養成を行う。これら教育学研究科教職実践専攻の骨格を検討する際にも、埼玉県教育委員会とさいたま市教育委員会からの要望を組み入れている。

### [2] 専攻の名称

教育学研究科「教職実践専攻」とする。

その中に、「教育実践力高度化コース」（英文表記：Advanced Professional Teacher Development Course in Educational Praxis）、「発達臨床支援高度化コース」（英文表記：Advanced Professional Teacher Development Course in Clinical and Developmental Support）を設置する。

### [3] 学位の名称

学位は、「教職修士（専門職）」（英文表記：M.Ed. :Master of Education）とする。

### [4] 教育実践力高度化コース

「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」（報告）において指摘されているように、グローバル化や情報化、少子高齢化などの社会の急激な変化に伴い、学校現場の抱える課題は複雑化・多様化している。そういった状況に対応するためには、まず教育の現代的課題に柔軟かつ効果的に対応しうる力量を備えた教員養成が必要である。また、複雑化・多様化した課題への対応においては、教員の個別の力量にのみ頼るのではなく、教員間の組織的協働による解決が必要である。つまり、今後の教員養成においては、まずは個々の柔軟な課題解決力を高めると同時に、個の対応力の限界を克服す

るための協働的課題解決を視野に入れることが求められる。こういった課題解決力の育成を目指した学びの刷新を図ることが、まずもって教職大学院の目的として認識されている。こういった認識は、教職大学院設置を念頭に重ねられてきた、本学と埼玉県・さいたま市教育委員会との検討会を通して丁寧に確認されてきたことでもある。例えば、埼玉県、及びさいたま市教育委員会からの教職大学院設置にあたっての要望には、「教員の大幅な世代交代が進展しており、個人的な力量が高まるだけでなく、人的ネットワークの構築ができるような、また教育技術の伝承ができる組織づくりにも寄与できるような人材の育成」が明記されている。

教育実践力高度化コースでは、上記のような状況を踏まえ、具体的には教科指導の力の向上を中心的なミッションとしている。これには、教育課程の編成、校内研修の企画・立案、教材開発、授業設計・展開・評価・分析等といった事柄が係わるが、それらを教科指導の力量の向上という目的に有機的に結びつけていくことを目指した教育を実践していく。また、こういった教育において重要なのは、先にも述べたように教員の個別の力量を高めることに留まらず、その限界を越えた課題解決力を引き出す協働的課題解決の観点を視野に入れることが必要である。つまり組織マネジメントの力量を高めることも本コースでの教育において追求される事柄の一つとなる。またこういった力量は、長期的に見ると、人材育成、地域連携や危機管理等の学校経営に求められる力へと繋がって行く。そういった力を備えた人材は、必然的に、将来の管理職として活躍することが期待されるものである。埼玉県・さいたま市教育委員会からは、とりわけ本コースで学ぶ現職院生について、大学院修了後、教科指導の要としての役割（各種研究会など）や、指導主事としての活躍が大いに期待されている。

本コースでは、こういった状況を踏まえ、教育課程の編成や校内研修の企画・立案、カリキュラム開発、教材開発、授業設計・展開・評価・分析等について、最新の理論と専門的知見に裏打ちされた高度な実践力を身につけさせるとともに、組織マネジメントや人材育成、地域連携や危機管理等、学校経営の視点に立った高度な課題解決能力を育成し、教育の改革、充実を目指す諸活動のリーダーとして活躍できる人材を養成する。

### 【5】発達臨床支援高度化コース

上述の複雑化・多様化する教育現場の課題には、いじめ、不登校、虐待、発達障害への対応といった内容が含まれる。こういった多様な教育的ニーズに対応する実践力の向上もまた、現代の重要な教育的課題の一つである。発達心理学、臨床心理学、認知科学といった、教育に係わる諸科学の近年の発展は目覚ましく、こういった多様な教育的ニーズへの対処に有用な知見を生み出しつつある。児童・生徒の認知や発達上の特性を的確に捉えた上で、教育上のニーズを分析し、適切に対応することのできる力の育成は、現代の教員養成の重要な柱の一つである。埼玉県、及びさいたま市教育委員会からの、教職大学院設置にあたっての希望においても、特別支援教育や臨床心理学等に関する専門性の向上への対応が述べられている。中でも、特別な教育的ニーズの広がり、特別支援学校に限った事ではなく、通常の学校・通常の学級の課題としてより一般的なものと認識されるようになりつつある。こういった状況を踏まえ、本コースでは、さまざまな教育的ニーズに応じた適切な学習支援や生活指導等について、現代科学の諸理論と実践力を基にした高度な問題解決能力を育成し、地域・学校においてリーダーとして活躍できる人材を養成する。特に、上述のような特別支援教育の必要性の広がりを念頭に、本コースでは、特別支援教育に強い教員を養成することのできるカリキュラムを編成している点に特色がある。これは、過去に設置されてきた教職大学院にはほとんどみられない内容である。

## ③ 教育課程の編成の考え方及び特色

### 【1】教育課程の編成

教職実践専攻の教育課程は、教育現場における様々な現代的課題に対して実践的に有効な方法で対応しうる力を養うことを目的として構成されている。

教育課程の基礎となるのは、「教育課程の編成及び実施に関する領域」「教科等の実践的な指導法に

関する領域」「生徒指導及び教育相談に関する領域」「学級経営及び学校経営に関する領域」「学校教育と教員の在り方に関する領域」の共通科目 5 領域である。それぞれの領域に対応する授業は、基礎理論の修得や教育現場の現状を確実に把握することをねらった講義部分に加え、それを基に行うディスカッションやディベート等、多様な授業形態での演習を多く取り入れて行う。講義と演習の組み合わせによる授業は、学修内容の主体的理解、様々な視点や立場からの捉え直しを促し、教育現場での課題に柔軟に対応しうる基礎力を養うことをねらいとしている。

本専攻の教育課程のもう 1 つの重要な柱は、教育現場が抱える課題の解決に向けた教育実践に取り組む実地研究（学校における実習科目）である。実地研究は附属学校に加え、連携協力校において実施する。実地研究は、教育実践上の課題に対するより効果的な思考法と対応力を身につける機会となること、学卒院生にとっては、これに加えて、授業のみでなく、学校の組織体制やその運営にも広く目を向け、教育現場をより深く理解する機会となることを期待している。

コース科目は、共通科目を通して身につけた幅広い知識の一層の深化を図るとともに、実地研究での教育実践に係わる理論とその具体的・実践的意義の理解を深め、教育実践の基盤をより確かなものとすることを目的としている。

一方、課題研究では、共通科目、コース選択科目を通して身につけた基礎力を背景に行う実地研究のプランニングと省察を繰り返しながら、大学院での学修と研究の成果を研究実践報告書としてまとめる。

また、埼玉県、さいたま市教育委員会が管理職養成で求める学校マネジメント能力やチーム力形成を保証するカリキュラムとして、下記に示す講義群を位置づける。まず、「教育経営の課題探求」（必修）の中に、学校リーダーやミドルリーダーとしての学校の管理・運営やファシリテートを総合的に捉えるビジョンを身につける講義内容が盛り込まれている。また、「学校と教職の課題探求」（必修）においても、教師の専門性や学校経営についての講義内容を盛り込んでいる。それら講義の担当者は、県市の教育行政のトップであり学校長の経験者の実務家教員 2 名と、教育学実践研究の研究者教員や心理学の研究者教員が担当する。また、コース選択科目（現職院生が選択する科目群）に「学校課題改善演習」（選択）を設定し、埼玉県やさいたま市が抱える教育上の課題を事例にその対策を検討すると共に、校内研修の在り方や、これまでの学校文化の伝承に関する講義を設定している。担当者は、学校長及び教育行政を経験している実務家教員と、教育現場や教育行政（研修行政）での指導経験のある研究者教員が担当する。その他、「学校の安全と危機管理」（選択）や「校内研修会アクション・リサーチ」（選択）などでも、学校リーダー育成に関する内容を設定している。これらより、埼玉県、さいたま市から要請された、学校マネジメント能力やチーム力形成を促すカリキュラムとなっている。

## 〔2〕理論と実践の融合を可能とする方策

本専攻では、以下の方策により理論と実践の融合を図る。

### (1) 研究者教員と実務家教員による共同での授業

本専攻で開設される授業科目は、基本的に研究者教員と実務家教員の共同（一部分担を含む）で実施する。多様な立場や観点をもつ教員が密接な連携をとりあいながら協働して授業を行うことにより、理論と実践についてバランスのとれた授業が展開できると考える。

### (2) 多様な授業形態

特に共通科目は、上述のように研究者教員と実務家教員の協働によって行われるだけでなく、講義の他に学生のディスカッション、ロールプレーイング、ディベート等の演習的要素を多く取り入れて行う。これらの演習は、講義によって学修した理論や学校教育の実態に関する知識を基盤として、その実践的意義を考察することを目的として行われる。このように、理論を実践的に捉え直すことを常に意識した授業を行うことにより、理論と実践の融合を図る。

### (3) 教育現場の活用

上述のように、理論と実践の融合は授業において常に意識されるが、この目的を達成するためのより直接的な機会となるのは、教育現場での実践活動に身を置きながら、学校教育の実践上の課題解決を図る実地研究と課題研究である。実地研究と課題研究では、大学での授業を通して獲得した理論・知識を現実的な教育実践上の課題を解決するための効果的な道具とすることを目指して行う。

### (4) 現職院生と学卒院生の共同学習

現職院生（以後現職院生と記す）は学校教育の実務に関する知識と技術を豊富に有している。一方、学卒院生は最新の理論的知見を多く有している。両者が共同して学習を進めて行く中で、事実の理論的理解と実践的理解の融合が図られると考えている。つまり、ディスカッション等においては、現職院生からはより実務的な観点が、学卒院生からはより理論的な観点が提示されやすいと考えられ、教員が両者の観点をバランスよく整理し、深めることによって理論と実践の融合が促されることを期待している。

#### [3] 開設授業科目

本専攻の開設授業科目は以下の通りである。なお、教職に関する課程認定（教科の専修免許）を受ける科目は、共通科目5科目（20単位）と課題研究Ⅰ・Ⅱ（4単位）、実地研究Ⅰ・Ⅱ（10単位）の計34単位である。特別支援学校教諭専修免許の課程認定を受ける科目は、発達臨床支援高度化コースのコース選択科目から5科目10単位（「発達障害心理学実践演習」「重度重複障害児の教育実践演習」「ソーシャルサポート・ネットワーク演習」「特別支援教育コーディネーター演習」「特別支援教育実践研究」）、「知的障害心理学実践演習」、「発達臨床アセスメント演習」、「インクルーシブ教育演習」、「課題研究Ⅰ・Ⅱ（特別支援教育）」の4単位、「実地研究Ⅰ・Ⅱ（特別支援教育）」の10単位を合わせた合計30単位分である。

#### [4] 共通科目

共通科目では、学校現場の現代的課題について、研究的視点および実践的視点から多水準的に理解し、その実践的解決に向けた取り組みの方向性を講義や演習等、多様な形態での授業を通して学修する。取り扱う領域は、教育課程編成、教科指導、生徒指導・教育相談、学級経営・学校経営、学校教育と教員の在り方の5領域である。これらの共通科目で取り扱う内容は、コース選択科目において取り扱う内容の基盤となるものである。この共通科目は1年生の前期に全てを履修できようカリキュラムの中に組んである。

領域	科目名称	履修 年次	単位数	
			必修	選択
教育課程の編成及び実施	教育課程の課題探求	1	4	
教科等の実践的な指導方法	教科指導の課題探求	1	4	
生徒指導及び教育相談	生徒指導・教育相談の課題探求	1	4	
学級経営及び学校経営	教育経営の課題探求	1	4	
学校教育と教員の在り方	学校と教職の課題探求	1	4	

#### (1) 教育課程の編成及び実施に関する領域

教育課程の編成と実施に関する深い理論的知識を獲得するとともに実践的力量的基礎を獲得することを目標とする「教育課題の課題探求」を開設する。

①カリキュラム分析、②学力評価分析、③学習時間分析、④学習環境分析、⑤個をのばす教育、⑥学校外との連携に必要な力を育成する。

## (2) 教科等の実践的な指導法に関する領域

実践的な教科指導力の育成を目標とする「教科指導の課題探求」を開設する。到達目標は、適切な授業設計と実践力の育成である。

## (3) 生徒指導及び教育相談に関する領域

生徒指導と教育相談に関する深い理論的知識を獲得するとともに、実践的力量的基礎を獲得することを目標とする「生徒指導・教育相談の課題探求」を開設する。①幼児・児童・生徒理解の意義と方法、②学級集団をとらえる視点と手法、③問題行動の理解と組織的対応の構築、④教育相談の理論的基盤と手法、⑤他機関との連携、に関する内容を修得する。

## (4) 学級経営及び学校経営に関する領域

学級・学校にけるマネジメントの基本的知識と技能を実践的な事例を通して獲得することとともに、現場での適応力を身につけることを目標とする「教育経営の課題探求」を開設する。①学級経営、②学校経営、③教員研修、について学修し、授業と学びの創造ならびに学校の管理・運営とファシリテートをトータルなビジョンを有しつつ進められる力量を育成する。

## (5) 学校教育と教員の在り方に関する領域

①教師像の類型、②教師文化と教師のアイデンティティ、③反省的実践家、④教師の同僚性、⑤今日の教師が抱える課題について学修する「学校と教職の課題探求」を開設する。

教職専門性とは何か、その在り方についての基礎的な理論についての理解を深めるとともに、専門的力量的をいかに形成することができるのかについて実践的知識を獲得する。

## [5] コース科目（教育実践力高度化コース科目・発達臨床支援高度化コース科目）

### (1) コース必修科目

本専攻の目的は、具体的には、教育経営力と教科教育力（教育実践力高度化コース）、生徒指導力と教育相談力（発達臨床支援高度化コース）の高度化である。そこで、コース必修科目を設定した。

### (2) 教育実践力高度化コース必修科目

教育実践力高度化コースのコース必修科目は、「教科の学習指導と実践」を定めた。ここでは、教科の学習支援に関わる実践力を高めることを目的として設置している。この科目のねらいは、教育活動の背景にある教育や学習に関する理論を踏まえつつ、それらを多様な背景をもつ児童・生徒への教育活動へと有機的につないでいく方法を、事例的・実践的研究の蓄積に基づいて学ぶことである。授業は、全て教科の学習支援を実践的に質の高いものにできるよう配慮・設計されている。特に、教職大学院の趣旨に応じて実践的な活動を積極的に取り入れた授業としている。

「教科の学習指導と実践」の授業は、「学習指導要領」、「指導方法」、「評価」を共通の指導内容と設定している。中教審に諮問された「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）平成26年11月20日」においては、「何を教えるか」という知識の質や量の改善はもちろんのこと、「どのように学ぶか」という、学びの質や深まりを重視することが必要であり、学びの成果として「どのような力が身に付いたか」に関する学習評価の在り方についても改善を図る必要があると示されている。この「どのように教えるか→指導法」と「どのような力が身に付いたか→評価」を全ての教科で取り扱うものとする。

「教科の学習指導と実践」は、埼玉県教育委員会・さいたま市教育委員会との教職大学院設置に向けての検討会の中で、各自のバックボーンとなる教科の専門性を高め、将来、管理職となっても県・市の教育研究組織の中で研究の方向等を明確に提案できる資質を身につけていることが大切であるとの強い要望を受けたことによる。

また、埼玉県教育委員会からの要望書の中には、下記のような文面が記されています。

教科等における専門性に裏付けられた指導力の更なる向上を目指したカリキュラム編成・実施として、スクールリーダーとして必要なことは、マネジメント能力の向上と併せて、教科等の実践的な指導方法とその理論を確立することであると考えます。国の教育の動向や本県・市町村・自校の実態を踏

また学校での指導の在り方について明確にすること等も求められます。教科の専門性に裏付けられた確固たる指導力をもつことが、学校をマネジメントする上でも要求されます。今後ますます、各教科と総合的な学習の時間・特別活動等との関連を図った学力向上についても研究すべき重要性が高まることと考えます。この優れた指導力に裏付けられたマネジメント能力は、地域や県内の教職員の資質能力の向上へ大きく寄与するものと考えます。これらを踏まえ、教科等における専門性に裏付けられた指導力の更なる向上を目指したカリキュラム編成・実施の検討をお願いします（以上、引用）。

これらのことを受け、「教科の学習指導と実践」を教育実践力高度化コースのコース必修科目に設定している。「教科の学習指導と実践」は、小学校から高等学校における実践的な学習指導に関する内容を取り扱う。授業の形態は、1、2、15 回目の授業については、全教科合同で教育課程共通の内容を設定した講義を実施する。複数の実務家教員と教科教育担当者が指導に当たる。3、4、14 回目の授業は、各教科に分かれて実施するが、全教科ともに同一課題の授業内容を設定することとし、共通の課題を教科ごとに深化させることをねらいとする。5～13 回目の授業についても、各教科に分かれて、それぞれの内容を実施する。3～14 回目の授業担当者は、教科教育担当教員と教科専門担当教員が共同で授業を実践する。また、4 名の実務家教員が専門教科に応じてそれらの授業に参画する。具体的な講義内容の事例を下記に示す。

1 回目の授業内容は、「小・中・高等学校における教育課程の編成、改善の一連のカリキュラムマネジメント」について、教科共通の内容を学習する（全教科共通一斉指導；複数の実務家教員と複数の研究者教員）。

2 回目の授業内容は、「埼玉県・さいたま市の学習状況と学力の現状と課題について」を最新の学力調査、学習状況調査を基に、現在の教育の現状を把握する授業を設定する（全教科共通一斉指導；複数の実務家教員と複数の研究者教員）。

3 回目の授業内容は、「学校教育における教科教育の課題：育成すべき資質・能力、学習のあり方、評価方法の改善の視点から」を設定する。各教科独自の内容を踏まえて教科で身につけるべき資質を学習する（全教科同一学習内容：教科教育研究者教員と教科専門研究者教員と一部実務家教員）。

4 回目の授業は、「授業設計・評価と小中高学習指導要領（〇〇）の理解」として、(1)学習内容の把握と年間指導計画、(2)目標と評価の一致した授業デザインを実施する（全教科同一学習内容：教科教育研究者教員と教科専門研究者教員と一部実務家教員）。

5～13 回目の授業は、教科ごとにそれぞれの内容を実施する。ここでは、教科教育担当者と教科専門の研究者教員が共同で授業を展開する。また、実務家教員が全体のマネジメントに関わると共に直接講義を共同で担当する場面を設定している。

14 回目の授業は、「教科教育からみた学校教育の展望」として、これからの授業の在り方や、教科の方向性について学習を深化させる（全教科同一学習内容：教科教育研究者教員と教科専門研究者教員と一部実務家教員）。

15 回目の授業では、これまでの振り返りと「教育課程の評価と改善充実を図る方策」として、教科だけではなく、学校のカリキュラムの評価と改善についても検討を進める授業を展開する（全教科共通一斉指導；複数の実務家教員と複数の研究者教員）。

これらによって、埼玉県、さいたま市教育委員会からの要望である、各自のバックボーンとなる教科の専門性を高め、将来、県・市の教育研究組織の中で研究の方向等を明確に提案できる管理職としての資質を育成したいと考える。

このように、「教科の学習指導と実践」は、教育委員会が求める、各自のバックボーンとなる教科の専門性を高める（特定の教科内容の深化）を目的としたもので、様々な教科を学修することではない。

### (3) 発達臨床支援高度化コース必修科目

発達臨床支援高度化コース必修科目には、「学校コンサルテーション・教育相談演習」を設定した。本コースの目的は、いじめ、不登校、虐待、発達障害といった多様な教育課題への支援に必要な力量

を養うことである。これは、既に述べたように、埼玉県・さいたま市教育委員会からの、「教育実践における臨床心理学的専門性を高め、生徒指導や特別な教育的ニーズに対して効果的に対応できる実践力を養成すること」への期待を反映している。また本コースの必修科目としては、こういった多様な課題への対応力を高める上で共通する基本的知識、技能の向上を目的とした科目を設定する必要があると考えた。

上述の現代の教育課題には、それぞれに固有の異なる背景が存在する。しかし、問題を抱える児童生徒のニーズを的確に把握すること、専門機関や保護者と協力体制を構築して解決にあたることは、これらの複雑な課題の解決に向けた取り組みとして共通する部分である。

個別のニーズを把握する上では、教育相談的な視点や対応力を基盤とした臨床実践が必要である。その重要性は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の必要性が広く認知されていることから明らかである。また、具体的な課題解決のプロセスにおいては、専門家集団の協働をベースとする学校コンサルテーションの考え方や技法をもとにした実践が求められる。こういった力を培うことで、個の力の向上だけでは追いつくことのできない、複雑な教育課題への対応力を養うことが可能となる。

「学校コンサルテーション・教育相談演習」は、教育相談や学校コンサルテーションの基礎理論の学習に、事例検討や課題解決演習を織り交ぜ、発達臨床支援における基礎的実践力を養うものであることから、本コースの必修科目とした。

#### (4) コース科目（教育実践力高度化コース）

コース科目は、原則的に全て研究者教員と実務家教員の共同で授業が行われる。これは、本専攻で学ぶ理論が「実践に裏付けられた」ものであり、また実践が「理論に支えられた」ものであることを目指しているためである。カリキュラム体系としては、共通科目で取り上げた内容をより具体的に深化させるものとなっている。

コース	科目名称	履修 年次	単位数	
			必修	選択
教育実践力高度化コース 科目	教科の学習指導と実践	1・2	2	
	学校教育と進路選択	1・2		2
	授業研究方法論演習	1・2		2
	学校課題改善演習	1・2		2
	学校の安全と危機管理	1・2		2
	校内研究会アクション・リサーチ	1・2		2
	外国人教育と多文化共生	1・2		2
	言語活動と教材開発	1・2		2
	教育実践と教育学	1・2		2
	教育臨床学の理論と実践	1・2		2
	総合学習カリキュラム開発演習	1・2		2
	幼児教育実践研究	1・2		2
発達臨床支援高度化コース 科目	学校コンサルテーション・教育相談演習	1・2	2	
	発達障害心理学の実践と課題	1・2		2
	重度・重複障害児の教育実践と課題	1・2		2
	ソーシャルサポート・ネットワーク演習	1・2		2
	特別支援教育コーディネーター演習	1・2		2
	特別支援教育実践研究	1・2		2
	知的障害心理学の実践と課題	1・2		2

発達臨床アセスメント演習	1・2	2
インクルーシブ教育演習	1・2	2
学校臨床心理学実践演習	1・2	2
カウンセリング実践演習	1・2	2

### ①教科の学習指導と実践（コース必修科目）

教科教育を支える理論をおさえつつ、それらを授業実践でより効果的に指導する方法等を学ぶことを目標とする。

### ②学校教育と進路選択

義務教育での学校教育における人材育成の実践上の課題について、具体例を参照しつつ考察することを目標とする「学校教育と進路選択」を開設する。

現在の学校の教育計画（教育課程と教育課程外）をふり返り必要な改善点を特定するとともに改善の方策についての見通しをもつ力を育成する。

### ③授業研究方法論演習

学校で実践されている授業の記録を分析することを通して、新たなカリキュラム開発のための方法論の獲得を目標とする「授業研究方法論演習」を開設する。

授業者が研究的視点をもって授業を分析し、カリキュラム開発につなげる方法を修得する。

### ④学校課題改善演習

教育現場における具体的な課題をテーマとし、その解決の方策を、先進事例等の分析をもとに考察する「学校課題改善演習」を開設する。

①「小（中）学校の学力向上」や「小中を一貫した教育の推進」といった学校現場の具体的な課題を取り上げ、②データ分析による実態把握等を基にした具体的な解決策を立案する力を育成する。

### ⑤学校の安全と危機管理

幼児・児童・生徒の安全確保の方策と危機管理の在り方について考察し、安全教育・防災教育のカリキュラム開発、実践的指導力の向上を目標とする「学校の安全と危機管理」を開設する。

①学校事故に対する学校や教師の緊急対応、心肺蘇生、組織的な対応、事故防止策など、子どものいのちを守る方策と危機管理の在り方と教師の役割等について学ぶこと、②子どもの安全を確保するための方策と教師の役割、防災教育の在り方について学ぶことを通して、③学校安全計画の設計、安全教育や防災教育のカリキュラムを開発する力を育成する。

### ⑥校内研究会アクション・リサーチ

校内研究会への参与研究（アクション・リサーチ）に基づき、学校改革・授業改善の推進について考察する「校内研究会アクション・リサーチ」を開設する。

学校改革と授業改善の事例の検討を通して、学校改革・授業改善を牽引する力を育成する。

### ⑦外国人教育と多文化共生

①外国人の子どもをめぐる課題に対する日本の学校における取り組みの理解、②いくつかの自治体の外国人教育指針・方針の検討、③外国にルーツのある子どもたちをめぐる行われた授業実践の分析・検討を行う「外国人教育と多文化共生」を開設する。

多文化共生に向けた学級づくり、カリキュラム構成に必要な力を育成する。

### ⑧言語活動と教材開発

言語活動の具体例を通して、その意義や役割を分析する「言語活動と教材開発」を開設する。

小学校の外国語活動と中学校の英語を中心に、諸教科における言語活動の意義や役割を理解し、適切な言語活動と教材を開発する力を育成する。

### ⑨教育実践と教育学

教育実践を支える教育学に関する理論をおさえつつ、子どもの実態、学校を取り巻く環境の変化、教育政策の最新事情を学ぶことを目標とする「教育実践と教育学」を開設する。

## ⑩教育臨床学の理論と実践

教育臨床学を支える理論をおさえつつ、授業実践を通してより効果的な授業づくり、指導方法等について、授業研究や授業改善を進めるための方法論を学ぶことを目標とする「教育臨床学の理論と実践」を開設する。

## ⑪総合学習カリキュラム開発演習

総合学習の教材やカリキュラムの開発を主な対象として、各学校の課題に即した教育計画を適切に組織し、効果的に学習指導を展開する方策を探求することを目標とする「総合学習カリキュラム開発演習」を開設する。

①総合学習に関する学習材開発・カリキュラム開発やその実施の中で、一般によく指摘されている課題を概観し、具体的な解決の方策を探究するとともに、②様々な先進校の事例を解説・分析しながら、各学校の課題の抱えていた課題と、その解決のための実際のカリキュラム開発や学習展開を実際を検討し、その価値を明確にする力を育成する。

## ⑫幼児教育実践研究

幼児教育を支える理論をおさえつつ、それらを保育実践でより効果的に指導する方法等を学ぶことを目標とする「幼児教育実践研究」を開設する。

①幼児教育理論の歴史的変遷と幼児教育課程論、②幼児の発育における支援と課題、③幼児期の発達の特徴と幼児理解、④保育内容と幼児教育方法、⑤幼児期の家庭教育支援とその課題について学修する。到達目標は、教育、心理、保健の面から理論に裏付けられた指導計画を適切に立案する力及び応用的な実践力を育成する。

## (5) コース科目（発達臨床支援高度化コース）

上述の通り、コース選択科目は、原則的に全て研究者教員と実務家教員の共同の授業を取り入れている。これは、本専攻で学ぶ理論が「実践に裏付けられた」ものであり、また実践が「理論に支えられた」ものであることを目指しているためである。またカリキュラム体系としては、共通科目で取り上げた内容をより具体的に深化させるものとなっている。

### ①学校コンサルテーション・教育相談演習（コース必修科目）

学校臨床における教育相談について、①事例研究、②保護者理解と対応、③学校コンサルテーションのあり方、④校内委員会の有効な運用、⑤他機関との連携、専門家との協働のあり方を探る「学校コンサルテーション・教育相談演習」を開設する。

学校での生活や学習につまずきをもつ児童生徒の担任教師や学校へのコンサルテーションの実践に必要な理論を修得し、求められる技術を育成する。

### ②発達障害心理学の実践と課題

認知科学の最近の研究成果に触れ、発達障害児に対する教育実践の方法論を修得することを目標とする「発達障害心理学の実践と課題」を開設する。

発達障害児の認知特性を考慮した教育実践の基礎となる力を育成する。

### ③重度・重複障害児の教育実践と課題

重度・重複障害児教育の歴史と意義を概観しつつ、現代の教育課題の理解を深めることを目標とする「重度・重複障害児の教育実践と課題」を開設する。

特に医療的ケアを有する児童生徒の教育実践の研究を分析し、重い障害をもつ児童生徒のための授業づくりの力量を高める。

### ④ソーシャルサポート・ネットワーク演習

貧困や虐待など特別の困難を抱える障害のある子どもへの地域における連携支援について、①学校教育・保健・福祉・医療等の連携支援に関する先行諸研究を明らかにし、②貧困・虐待の連携支援に関する詳細な事例検討を実施し、③学校の教育的に支援の充実に資するソーシャルサポート・ネットワークの構築と連携の在り方を検討する「ソーシャルサポート・ネットワーク演習」を開設する。

貧困や虐待などの特別の困難を抱える障害児への地域における連携支援に必要な力を育成する。

#### ⑤特別支援教育コーディネーター演習

①先行事例をもとに、エビデンスに基づく学校コンサルテーションの在り方を議論し、②学校コンサルテーションの提供、活用を行い、③実地事例の報告・協議を行う「特別支援教育コーディネーター演習」を開設する。

地域の学校への学校コンサルテーションと、その活用に必要な力を育成する。

#### ⑥特別支援教育実践研究

①教育実践論、教員の専門性などに関する先行研究を踏まえた議論、②自らの実践記録に基づく議論を行う「特別支援教育実践研究」を開設する。

特別な教育的支援を必要とする児童生徒を対象とする教育実践の在り方を議論し、教育実践に求められる力量を形成する。

#### ⑦知的障害心理学の実践と課題

知的障害児の教育支援において必要となる心理学的事項を理解し、それを支援の実践に役立てる方法を学ぶことを目的とする「知的障害心理学の実践と課題」を開設する。

知的障害児の教育的支援の実践において配慮すべき「動機付け」「自己効力感」「自尊感情」「メタ認知」「実行機能」について基礎知識を学習し、知的障害児の心理特性にそった支援計画の立案に役立てる力を育成する。

#### ⑧発達臨床アセスメント演習

特別な教育的支援を必要とする子どものニーズについて、関連する内的、外的要因およびそれらの関連から理解し、効果的な支援のあり方を学ぶことを目的とする「発達臨床アセスメント演習」を開設する。子どもの認知・学力・行動を適切にアセスメントする力、アセスメントの解釈とそれに基づく支援を立案する力を育成する。

#### ⑨インクルーシブ教育演習

インクルーシブ教育の理論動向の理解、多様なインクルーシブ教育の実践の理解を通して、インクルーシブ教育の実践のあり方を学ぶ「インクルーシブ教育演習」を開設する。

国内外の論文等から、インクルーシブ教育研究の到達点、インクルーシブ教育実践の意義と困難、インクルーシブ教育に必要なとされる教員の専門性やそれを高める力を育成する。

#### ⑩学校臨床心理学実践演習

①幼児・児童・生徒理解の意義と方法、②問題行動の生態学的理解と組織的対応、③教育相談、生徒指導の理論的基盤と方法、④予防的・開発的生徒指導、教育相談の意義と方法、⑤他機関との連携、⑥教師の成長、について学修する「学校臨床心理学実践演習」を開設する。

学校臨床心理学に関する理論を修得し、生徒指導・教育相談に関する実践的力量を育てる。

#### ⑪カウンセリング実践演習

①学校カウンセリングに関わる理論、②学校カウンセリングの体験的訓練を行う「カウンセリング実践演習」を開設する。教育相談に活かすカウンセリングの実践的技能を高める。

### (6) 課題研究

教職大学院においては、様々な教育活動を実践的に取り組み、それらを振り返り自分の中で再構築する必要がある。そのためには、個人レベルでの振り返りではなく、多面的に学んだ事柄や気づいた事柄を整理する場が必要である。この課題研究では、学校現場での教育実践に携わることを通して、教育実践に係わる基礎的事項の学修を進めるとともに、教育実践に関する課題意識を明確にする。実地研究Ⅰとの往還により授業を進め、指導教員との協議のもと、定期的に教育実践のリフレクションを行いながら、研究実践報告書などをまとめることを目的としている。

	科目名称	履修 年次	単位数	
			必修	選択
課題研究	課題研究I	1	2	
	課題研究I（特別支援教育）※	1	2	
	課題研究II	2	2	
	課題研究II（特別支援教育）※	2	2	

※特別支援に関する専修免許を取得するものは課題研究I・II（特別支援教育）を履修すること。

### ①課題研究I

教育課程、教科指導、生徒指導及び教育相談、教育経営、学校教育と教員の在り方について、実地研究Iでの幅広い実践経験と照らして理解を深める「課題研究I」を開設する。

学校現場での教育実践に携わることを通して、教育実践に関わる基礎的事項の実施に必要な力量を高める。

### ②課題研究I（特別支援教育）

特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育課程の編成、校内支援体制の構築、支援計画の立案、行動特性の理解、支援の実際について学ぶ「課題研究I（特別支援教育）」を開設する。

特別な教育的支援をもつ児童生徒の教育に関わる諸事項を理解し、学校での支援実践の基礎力を育成する。

### ③課題研究II

実地研究IIとの往還により、学校現場の現代的課題の解決を図る「課題研究II」を開設する。

学校現場の現状と課題の把握を行いつつ、その解決に必要な方策を理論的に考察する力と、実行する実践的力を高めることを目標とする。

### ④課題研究II（特別支援教育）

実地研究II（特別支援教育）との往還により、①各種心理教育アセスメントの理論と実施方法の習得、②発達状態の総合的評価に基づく支援目標の設定、③特別支援教育の実践、④支援効果の検証に関する学修を進める「課題研究II（特別支援教育）」を開設する。

特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒の認知特性に基づく教育実践力の向上をはかる。

## (7)学校における実習科目（実地研究）

教職大学院においては、学卒院生においてもすでに教員免許状は取得しており、そのための教育実習を履修済みである。このことから、本教職大学院においては、実習をさらに高度の教育実践力の獲得をめざし各自が研究テーマを持って取り組む「実地研究」として位置付ける。

	科目名称	履修 年次	単位数	
			必修	選択
学校における実習科目	実地研究I	1	4	
	実地研究I（特別支援教育）※	1	4	
	実地研究II	2	6	
	実地研究II（特別支援教育）※	2	6	

※特別支援に関する専修免許を取得するものは実地研究I・II（特別支援教育）を履修する。

### ①実地研究I（学卒院生の内容）

学卒院生の場合、直ちに学校の実践的で実態に適合した研究テーマを持つことが困難であると考えられるため、主に附属学校における訪問観察を行いながら、幼児・児童・生徒の発達理解と学校教育の全体構造とを関連づけ、学校教育における実践を深く理解できるようにする。

その際、「課題研究I」との往還を重視し、学校における様々な教育場面の多様な教育実践に臨時的

に関わる経験を生かして各自が研究テーマを明確にするとともに、学校組織の一員としての実践力を高められるようにする。主な内容を下表に記す。

研究・観察の視点	主 な 活 動 内 容
オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校訪問と担当教員との打ち合わせ</li> <li>・ 附属学校の学校経営の概要説明と実地研究Ⅰの計画・方法の確認</li> </ul>
教育課程の実際 (基本)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体計画と年間指導計画等</li> <li>・ 教育目標達成のための具体的な研究の取組等</li> <li>・ 教育課程の実施・評価・改善についての理解 等</li> </ul>
教科等の授業観察と実践（外国語活動・総合的な学習の時間を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学年（教科等）の指導計画の理解と授業観察</li> <li>・ 小単元の指導計画（教科等）の作成と討議（評価を含む）</li> <li>・ 指導案の検討と教材開発</li> <li>・ 授業実践と討議</li> </ul>
道徳の授業観察と実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道徳教育についての理解</li> <li>・ 道徳教育の全体計画と年間指導計画</li> <li>・ 道徳の時間の指導案の検討</li> <li>・ 授業実践と討議 等</li> </ul>
特別活動の観察と実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別活動についての理解</li> <li>・ 特別活動の全体計画と年間指導計画</li> <li>・ 学校行事、児童会・生徒会活動等の観察と臨時的関わり、事例研究</li> <li>・ 学級活動の時間の指導案検討、授業実践と討議</li> <li>・ 進路指導の実際、事例研究</li> </ul>
学級経営の実際	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学級経営方針・状況の把握</li> <li>・ 学級経営（案）</li> <li>・ 学級集団の形成と学級経営</li> <li>・ いじめ、不登校、学級崩壊等への対応</li> <li>・ 家庭（保護者）との連携 等</li> </ul>
生徒指導・教育相談の観察と実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒指導・教育相談についての理解</li> <li>・ 生徒指導（教育相談）全体計画と年間指導計画</li> <li>・ 生徒指導（教育相談）の観察、事例研究</li> <li>・ 生徒理解の実際、事例研究</li> <li>・ 学習指導と生徒指導の関連</li> <li>・ 各教科、道徳教育、特別活動との関連</li> <li>・ 教育相談室の役割と業務</li> <li>・ カウンセリングの技法と実践</li> <li>・ 他の機関等との連携、事例研究</li> <li>・ 問題行動等への対応と指導 等</li> </ul>

P T A活動の実際	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校と家庭の連携</li> <li>・P T A活動の理解、事例研究 等</li> </ul>
------------	---

## ②実地研究I（特別支援教育）（学卒院生の内容）

実地研究では、学部段階で習得した特別支援教育に関する基礎的知識をもとに、附属学校での観察、教育実践への参加を通して、特別支援教育における実践力の一層の向上を図ること、特別支援教育の実践における現代的課題を探求することを目的とする。

進め方としては、課題研究I（特別支援教育）の授業との往還により、実地研究I（特別支援教育）を通じた学習内容、実践上の経験を繰り返し省察する。このことを通して、特別支援教育において求められている実践力を実際の教育現場での深い体験と考察をもとに育てる。また、合わせて実地研究II（特別支援教育）における実践的課題探究に向けた問題意識を明確にする。主な内容を下表に記す。

項 目	主 な 内 容
オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当教員との打ち合せ</li> <li>・実地研究I（特別支援教育）の概要説明</li> </ul>
特別支援教育の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の学校における特別支援教育</li> <li>・特別支援学校における特別支援教育</li> </ul>
教育課程の編成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領の理解</li> <li>・教育課程編成の実際</li> <li>・教育課程編成の課題</li> </ul>
校内支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育校内支援体制の理解</li> <li>・特別支援教育コーディネーターの役割</li> <li>・特別支援教育校内体制の課題</li> </ul>
心理教育アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害幼児・児童・生徒の行動・認知特性の基礎</li> <li>・発達障害幼児・児童・生徒の心理教育アセスメントの理解</li> <li>・発達障害幼児・児童・生徒の心理教育アセスメントの実際</li> <li>・発達障害幼児・児童・生徒の心理教育アセスメントの課題</li> </ul>
環境整備と合理的配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合理的配慮の概念の理解</li> <li>・合理的配慮としての環境整備の実際</li> <li>・合理的配慮としての環境整備の課題</li> </ul>
個別支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の教育支援計画・個別の指導計画の理解</li> <li>・個別の教育支援計画・個別の指導計画の実際</li> <li>・個別の教育支援計画・個別の指導計画の課題</li> </ul>
特別支援教育の実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害幼児・児童・生徒の心理特性の理解</li> <li>・発達障害幼児・児童・生徒の心理教育アセスメント</li> <li>・発達障害幼児・児童・生徒の教育環境アセスメント</li> <li>・発達障害幼児・児童・生徒の支援計画の立案</li> <li>・発達障害幼児・児童・生徒の支援計画の実施</li> <li>・発達障害幼児・児童・生徒の支援計画の評価と修正</li> <li>・発達障害幼児・児童・生徒支援の修正計画の実施</li> <li>・発達障害幼児・児童・生徒の支援実践の整理</li> </ul>
特別支援教育の実践課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程編成・校内支援体制・心理教育アセスメント・合理的配慮と基礎的環境整備・教育支援実践のまとめ</li> <li>・特別支援教育の実践上の課題の明確化</li> </ul>

### ③実地研究Ⅰ（現職院生）及び実地研究Ⅰ（特別支援教育）（現職院生）

現職院生については、入学時に提出する研究計画書に基づき、前期（4～9月）にかけて、附属学校園、文部科学省や県市の研究協力校等に対して、フィールドワークを5日間以上実施するとともに、これまでの勤務校での授業実践や学校課題の省察を行い、実地研究Ⅰ報告書（A4判 5～6枚程度）を提出する。

また、実地研究Ⅰ報告書の作成においては、研究者教員や実務家教員と議論し、課題解決の具体的な方策についても検討するものとする。

主な内容を下記に示す。

事前指導①②については、学卒院生と共通にして、全体指導を実施する。この中で、児童や生徒の状況掌握の方法については、学卒院生に助言するなどメンター的な要素を取り入れる。

③これまでの勤務校での授業実践の省察Ⅰ（目標と方法）

④これまでの勤務校での授業実践の省察Ⅱ（活動と評価）

⑤これまでの勤務校での学校課題の省察Ⅰ（学習指導）

⑥これまでの勤務校での学校課題の省察Ⅱ（生徒指導）

⑦研究協力校等に出向いての調査及び実態把握（フィールドワーク①：教育課程の課題）

⑧フィールドワークのまとめと討議

⑨研究協力校等に出向いての調査及び実態把握（フィールドワーク②：教科指導の課題）

⑩フィールドワークのまとめと討議

⑪研究協力校等に出向いての調査及び実態把握（フィールドワーク③：生徒指導・教育相談の課題）

⑫フィールドワークのまとめと討議

⑬研究協力校等に出向いての調査及び実態把握（フィールドワーク④：教育経営の課題）

⑭フィールドワークのまとめと討議

⑮研究協力校等に出向いての調査及び実態把握（フィールドワーク⑤：学校と教職の課題）

⑯フィールドワーク⑤のまとめと討議

⑰全体報告と討議Ⅰ

⑱全体報告と討議Ⅱ

⑲⑳実地研究Ⅰ報告書作成について

この実地研究Ⅰ及び実地研究Ⅰ（特別支援教育）の取り組みは、埼玉県教育委員会・さいたま市教育委員会との教職大学院設置に向けての検討会の中で、これまでの長期研修（内地留学）の良い部分であった、一定の時間をかけてこれまでの教育実践を専門的な知見を基に振り返る活動にあてることにより、理論と実践の往還ができるように制度設計をしてほしいとの依頼を受けている。

また、埼玉県教育委員会からの要望書の中には、下記のような文面が記されています。教職大学院での研修において、より深い専門性を身に付けることができるよう、現職派遣教員に対する指導担当教員の明確化をお願いします。このことは、2年目の学校での研修においても、1年目の研修が学校現場の実践に強く結びつくことにつながることから、より有益であると考えます。

その際、実践経験豊富な現職派遣教員にとっての理論研究が一層充実できるよう、実習科目については課題提出等の読替なども含め、指導担当教員から理論的裏付けに基づく確かな指導を継続的に受けることができる仕組みの整備をお願いします。

埼玉県教育委員会としては、実践と理論の往還の実現のために、例えば、教職大学院での1年目の研修の中で、現職派遣教員が連携協力校等の研修会や学校経営等に係る研修会に参加する機会を設けること、2年目の学校での研修の中で1年目の研修の成果を生かし、当該校の課題解決に取り組んだり県教育委員会主催の研修会等でその成果を広く県内に普及したりする機会を設けること等を考えております（以上、引用）。

このように、派遣で入学する現職院生は、学校現場で核となって勤務し十分な実務経験を積んだ実践的力量的の高い教員を選抜試験にて選定し派遣される予定であり、実践と理論を往還する活動が重要

であるため、初年度の実習科目(実地研究Ⅰ(現職院生))については、入学時に提出する研究計画書に基づき、前期(4～9月)にかけて、附属学校園、文部科学省や県市の研究協力校等に対して、フィールドワークを5日間以上実施するとともに、これまでの勤務校での授業実践や学校課題の省察を行い、実地研究Ⅰ報告書(A4判 5～6枚程度)を提出する制度設計である。さらに、本教職大学院の現職教員の入試にあたっては、両教育委員会を通して、研究計画書の提出を求める予定であるが、その中において、現任校における学校改革や授業改善、また、様々な教育的ニーズに応じた適切な学習支援等に資する課題の明確化とその解決を目指し、現任校の実態に即した教育研究が進められる内容となっていることを要件とする。これにより、1年次のスタート段階から課題意識をもって研究に取り組み、フィールドワークを基にまとめた実地研究Ⅰ報告書の作成を通して、学校改革や授業改善、また、様々な教育的ニーズに応じた適切な学習支援等の面でリーダーとしての役割を担えるよう力量を高める。そして、2年次には現任校における勤務の中で、その成果を生かすとともに、継続して研究に取り組み、その力量を一層高めるようにする。

【添付資料1：埼玉県教育委員会、さいたま市教育委員会からの要望書】

#### ④実地研究Ⅱ(学卒院生)

学卒院生は、実地研究Ⅰ及び課題研究Ⅰにより深めた学校教育に対する課題意識を基に、課題研究Ⅱとの往還、連携協力校等での実践を通して、研究テーマに関する課題の解決策を立案する能力及び解決のための実践力を高める。そのため、学卒院生を所属コース及び研究テーマに応じて、連携協力校等(現職院生の所属校を含む)に配属する。そして、事前指導を踏まえて、大学院の指導教員、連携協力校等の指導教員からの指導助言、また、現職院生の助言を受けながら、研究テーマの深化を図れるよう実践と検証を行う。主な内容を下表に記す。

実地研究の視点	主な活動内容
オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当教員との打ち合わせ</li> <li>・学校経営の概要説明と実地研究Ⅱの計画・方法の確認</li> </ul>
教育課程編成の課題探求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体計画・年間指導計画等作成の実際</li> <li>・教育課程編成の課題探求</li> <li>・教育課程の実施・評価・改善についての課題探求と課題解決</li> </ul>
教科指導等(外国語活動・総合的な学習の時間を含む)の課題探求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年(教科等)の指導計画作成の実際</li> <li>・小単元の指導計画(教科等)作成の実際(評価を含む)</li> <li>・指導案の検討と教材開発の実際</li> <li>・授業実践を通じた教科指導等の課題探求と討議</li> </ul>
道徳教育に係る課題探求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育に係る国の動向及び現状についての理解</li> <li>・道徳教育の全体計画と年間指導計画作成の実際</li> <li>・道徳の時間の指導案の検討</li> <li>・授業実践等を通じた道徳教育の課題探求と討議</li> </ul>
特別活動に係る課題探求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別活動に係る国の動向及び現状についての理解</li> <li>・特別活動の全体計画と年間指導計画作成の実際</li> <li>・学校行事、児童会・生徒会活動等への臨時的関わり</li> <li>・学級活動の時間の指導案検討</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業実践等を通じた特別活動の課題探求と討議</li> <li>・進路指導に係る課題探求と討議</li> </ul>
学級経営に係る課題探求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級経営（案）作成の実際</li> <li>・学級集団の形成と学級経営に係る課題探求と討議</li> <li>・いじめ、不登校、学級崩壊等への対応の実際</li> <li>・家庭（保護者）との連携に係る課題探求と討議</li> </ul>
生徒指導・教育相談に係る課題探求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導・教育相談に係る国の動向及び現状についての理解</li> <li>・生徒指導（教育相談）全体計画と年間指導計画作成の実際</li> <li>・生徒指導（教育相談）、生徒理解の実際と課題探求及び討議</li> <li>・授業実践を通じた学習指導と生徒指導の関連の実際</li> <li>・各教科、道德教育、特別活動との関連の実際</li> <li>・教育相談室の役割と業務についての具体的理解</li> <li>・カウンセリングの技法と具体的実践</li> <li>・他の機関等との連携の実際</li> <li>・問題行動等への対応と指導の実際</li> </ul>
学校・家庭・地域の連携に係る課題探求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校と家庭・地域の連携に係る課題探求と討議</li> <li>・PTA活動の実際、地域と連携した取組の実際</li> </ul>

#### ⑤実地研究Ⅱ（特別支援教育）（学卒院生）

学卒院生は、実地研究Ⅰ（特別支援教育）及び課題研究Ⅰ（特別支援教育）により深めた特別支援教育に対する問題意識を基に、実地研究Ⅱ（特別支援教育）における実践的課題探究に臨む。このことを通して、特別支援教育の現代的教育課題の解決に向けて必要とされる思考力と実践力を高める。

学卒院生は所属コース及び研究テーマに応じて、連携協力校等（現職院生の所属校を含む）に配属される。主な内容を下表に記す。

項目	主な内容
オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当教員との打ち合せ</li> <li>・実地研究Ⅱ（特別支援教育）の概要説明</li> </ul>
教育課程編成の課題探究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育における教育課程編成の実際</li> <li>・教育課程編成の課題探究</li> <li>・教育課程編成の課題解決と理論化</li> </ul>
心理教育アセスメントの課題探究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育における心理教育アセスメントの実際</li> <li>・心理教育アセスメントの課題探究</li> <li>・心理教育アセスメントの課題解決と理論化</li> </ul>
実践における学習集団作りの課題探究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の実践における学習集団作りの実際</li> <li>・学習集団作りの課題探究</li> <li>・学習集団作りの課題解決と理論化</li> </ul>
特別な教育的支援の実践と課題探究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別なニーズに応じた教育的支援の実際</li> <li>・特別なニーズに応じた教育的支援の課題探究</li> <li>・特別なニーズに応じた教育的支援の課題解決と理論化</li> </ul>
特別支援教育の現代的課題の	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程編成・心理教育アセスメント・学習集団作り・教育支援</li> </ul>

探究	の実践の振り返り <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育の今後の課題のまとめ</li> <li>・ 実践力向上にむけた自己評価と今後の課題のまとめ</li> </ul>
----	--

## ⑥実地研究II（現職院生）及び 実地研究II（特別支援教育）（現職院生）

現職院生は、2年次には、勤務校において課題解決に向けて実践的に研究を継続する。

1年次の実地研究I報告書（前述；A4判 5～6枚程度）を生かした学校課題の明確化とその分析を基に、実際に学校内外と協働して課題解決に取り組む力量や授業改善、また、様々な教育的ニーズに応じた適切な学習支援等を組織的にリードし、学校全体の授業力向上や学習支援等の充実を図る力量を養う。

実地研究I及び課題研究Iを通して深めた学校教育に対する課題意識に基づき、教育現場での実践を通して、その解決策を立案する能力及び解決のための実践力を高める「実地研究II」を開設する。

到達目標は、自らの課題解決に向けた実践の実施と省察の態度形成である。

＜勤務校での実地研究の水準確保＞

- ・ 研究者教員、実務家教員、所属校指導教員等により現職院生の実地研究の取り組み状況などについて定期的な研究協議を実施する。
- ・ 実践的活動の内容及び自己評価を記録した実地研究日誌を校長に提出して指導を受ける機会を確保し、勤務と実地研究の区別を明確にする。
- ・ 勤務校の教頭や主幹教諭からの直接指導により経営的視点から力量を高める。
- ・ 定期的に大学教員（主担当・副担当）が学校を訪問して指導を行い、研究の理論的深化を図る。

### 〔6〕実習の事前・事後に履修すべき学習内容

実習（「実地研究I・II」）では、事前・事後指導をそれぞれ2時間ずつ設けている。事前指導の主な内容は、教育現場の現代的課題を踏まえ、実習校に関する情報を収集すること、実習・研究計画を確認すること、教育現場での実践の観察・記録法の確認を行うことである。事後指導の主な内容は、実習・研究計画に基づき、実習・研究の成果報告を行うこと、教育現場の現代的課題に照らして、自らの実習・研究内容を省察することである。

以上の事前・事後指導の内容に加え、本専攻のカリキュラムに沿った学修が、学校教育の実践上の課題を現実的かつ効果的に解決する力を育成する支えとなる。教育現場で生じる課題を解決する実践力を向上させるためには、教育現場での教育実践の文脈に身を置いた学びの機会である実習での経験を客観的に分析・考察し、その解決に役立つ可能性のある心理学的・教育学的理論を実践の文脈の中で捉え直すことが必要である。「課題研究」は「実地研究」と同時進行で進められるものだが、「実地研究」での実践を省察し、客観的分析と理論に支えられた新たな実践を計画することが主な内容となる。そういった点から、「課題研究」は「実地研究」の事後学習であると同時に、次の「実地研究」のための事前学習であるとも言え、「実地研究」を支える重要な柱となる授業科目である。

ただし、「実地研究」と同時に進められる「課題研究」は、「実地研究」における実践に基づいて行われるものであるため、取り扱う内容が狭い範囲に限定される可能性が大きい。教育実践の場で遭遇する可能性のある多様な問題に対する事前・事後学習としては、教育現場の様々な課題に目を向ける授業科目の果たす役割も大きい。

共通科目は、現代の教育現場が抱える課題を、講義のみでなくディスカッションやディベートを通して多面的・多層的に捉え、教育実践のための基礎力を養う科目である。教育現場の課題解決に求められる基礎力を集中的に養う機会である共通科目は、1年次の「実地研究I」の事前学習であるとともに、2年次の「実地研究II」の重要な事前学習でもある。

コース選択科目は、コースのより具体的な目的に沿って、教育現場の実践的課題をより深く追究することを目標として用意されている。そういった意味では、現代の教育課題とその解決に資する理論

とをより深いレベルで学習する機会となる。「実地研究」での実践を単なる経験に終わらせないためには、事前のコース選択科目における学習が重要な意味をもつと考えている。

#### 【添付資料2：実地研究の在り方】

#### ④ 教員組織の編成の考え方及び特色

教員組織を編成するにあたっては、教職実践専攻設置の趣旨に基づき、教育現場の諸課題を解決できる高度な専門性と実践的指導力を備えた学校改革のミドルリーダーと新たな学校づくりの有力な一員となる新人教員を養成できる教員組織を作することを重視した。すなわち、①教育課程の編成、実施、評価について深く理解し、カリキュラム開発を指導できる教員、②学校経営について深く理解し、諸課題への適切な対応を指導できる教員、③幼児・児童・生徒1人1人の心の世界を深く理解し、適切な相談支援を実践し、指導できる教員、④発達障害、いじめ、不登校等の現代的教育課題に積極的に取り組み、とりわけ通常学校・学級に在籍するLD、ADHD、自閉症等の発達障害児への適切な指導と必要な支援について指導できる教員を配置することを考えた。

教職実践専攻において、これまでになく手厚い大学院教育を実現するために、学生定員20名に対して、研究者教員9名（専任の教授5名、准教授4名）と実務家教員6名（専任の教授4名、准教授2名）、計15名を配置する。この配置により、開設科目の授業のほとんどを研究者教員と実務家教員のペアで行い、理論と実践の融合を図り、さらに実地研究と課題研究において研究者教員と実務家教員が協働して学生の指導に当たることができる。

教育実践力高度化コースと発達臨床支援高度化コースの学生定員は設定していないが、これまでの希望調査の実態を踏まえると、コース別の院生の割合は5：1～4：1程度になると想定している。それらのことを踏まえて、教員組織の割り当てを予定している。その分、発達臨床支援高度化コースを担当する専任教員数が少なくなるので、特別支援関係の研究者教員2名が兼担として授業を担当する形で、指導体制を整えている。

#### 〔1〕研究者教員

「教育学」「臨床心理学」「生活科教育学」「技術教育学」「家庭科教育学」担当の教授5名、そして「理科教育学」「英語教育学」「異文化教育学」「特別支援教育」を担当する准教授4名で構成する。

#### 〔2〕実務家教員

実務家教員は6名で構成する。この6名のうち2名の実務家は、社会科教員として長く附属中学校に勤務し、附属中学校副校長、県内公立中学校長、埼玉県教育委員会市町村支援部長を務め、県の教育行政に精通した教授1名である。またもう1名は、数学の中学校教員として勤務し、さいたま市内中学校長、さいたま市教育長を務め、市の教育行政に精通した教授1名である。そして新たに平成28年4月1日採用予定の実務家教員2名は、教科に関する指導や特別支援教育について高い専門性と実践的力をもった教員として、埼玉県・さいたま市の特別支援教育行政にも精通した教授2名である。今後とも埼玉県・さいたま市との交流人事を継続しつつ、その他の実務家教員については、将来的には「公募制の原則」を適用する方向で検討する。また、新たに採用する実務家教員のうち2名については、平成26年10月に本学で導入された年俸制を適用する。

#### 〔3〕教育学研究科教職実践専攻担当以外の教員

特別支援教育講座教員（4名）も教職実践専攻発達臨床支援高度化コースの授業を開設し、特別支援学校教諭専修免許状を取得できるように協力する。また、附属教育実践総合センターの「臨床心理」、「カウンセリング」担当教員をはじめとして教育学部教員を兼任教員として活用し、教育内容の充実を図る。

#### [4] 実習にかかわる教員組織

教職実践専攻委員会のもとに実地研究の実務担当者が、連携協力校等との連絡調整、配属先決定に当たる。実地研究は専任教員が担当する。1人の学生に複数の指導教員（研究者教員と実務家教員）を配置し、巡回指導でも連携しながら実地研究の指導に当たる。実地研究の運営にあたっては、県教育委員会、市町村教育委員会との密接な連携のもとで実施する。

教育実践力高度化コースと発達臨床支援高度化コースの「実地研究」（実習）および「課題研究」の教員配置は、予想される学生定員を想定し設定している。本学では、コース定員を設定していないが、これまでの希望調査の実態を踏まえると、コース別の院生の割合は5：1～4：1程度になると想定している。それらのことを踏まえて、教員組織の割り当てを予定している。そのため、発達臨床支援高度化コースを担当する専任教員数が少いので、特別支援関係の研究者教員2名を兼担として授業（実地研究、課題研究）を担当する指導体制を取り、コースごとの指導体制を整えている。

#### [5] カリキュラムの実施状況の評価に関する教員組織

教職実践専攻委員会が、学生及び教育委員会関係者による評価を踏まえてカリキュラムの実施状況の評価を行い、今後のカリキュラム改革に活かすものとする。

また、教職大学院FDとして、教員相互に授業を参観する「授業研究会」を開催し、研究者教員と実務家教員のペアによる授業の質を改善していくように努める。

#### [6] 教員の年齢構成と定年規程の関係

教員の年齢構成は、40～49歳3名、50～59歳7名、60歳以上5名である。最年長者は平成28年4月1日で63歳の予定である。本学の教員の定年は65歳であり、問題はない。下記に専任教員一覧を示す。【添付資料3：教職大学院の専任教員が担当する学部・大学院の科目一覧】

番号	氏名	職位	研究者実務家の別	年齢	コース	専門分野
1	澤崎俊之	教授	研究者	59	発達臨床支援高度化	発達臨床心理学
2	庄司康生	教授	研究者	58	教育実践力高度化	学校教育学
3	宇佐見香代	教授	研究者	50	教育実践力高度化	教育方法学
4	磯田三津子	准教授	研究者	47	教育実践力高度化	教育方法学
5	山本利一	教授	研究者	54	教育実践力高度化	教育工学
6	河村美穂	教授	研究者	54	教育実践力高度化	家庭科教育学
6	小倉康	准教授	研究者	52	教育実践力高度化	科学教育
7	及川賢	准教授	研究者	49	教育実践力高度化	英語教育学
9	名越斉子	准教授	研究者	46	発達臨床支援高度化	発達臨床心理学
10	桐淵博	教授	実務家	63	教育実践力高度化	教育経営学
11	大澤利彦	教授	実務家	61	教育実践力高度化	学校経営学
12	H28年4月採用予定	教授	実務家	60	発達臨床支援高度化	特別支援教育
13	H28年4月採用予定	教授	実務家	52	発達臨床支援高度化	特別支援教育
14	H28年4月採用予定	准教授	実務家	63	教育実践力高度化	学校経営学
15	H28年4月採用予定	准教授	実務家	63	教育実践力高度化	学校経営学

### ⑤ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

#### [1] 標準修業年限

本専攻の標準修業年限は2年である。

## 〔2〕修了要件

本専攻の修了は、46単位以上の単位修得を要件とする。その内訳は、共通科目20単位、実地研究10単位、課題研究4単位、コース選択科目12単位以上とする。

## 〔3〕既修得単位の認定方法

教育上有益と認めるときは、学生が大学院教育学研究科教職実践専攻に入学する前に大学院又は他大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科委員会の議を経て、大学院教育学研究科教職実践専攻に入学した後の授業科目の履修により履修したものとみなすことができる。無論、この既修得単位の認定は、教職大学院の授業科目の特性と照らし合わせ、修士課程との単位互換を安易に認めるものではない。また、既修得単位の認定は、上限を12単位と定める。

ただし、現職院生が所定の手続きを経て、単位を履修したものとみなす実地研究Ⅰについては、この既修得単位には含めない。

## 〔4〕成績評価の方法

本専攻は、授業科目を履修した者に対して、原則として試験を行う。この場合、定期試験は、学期末又は学年末に行うものとし、筆答試験、口頭試問、研究報告等の方法により行う。履修した授業科目の成績は、試験のほか、学習状況等により総合判定する。成績の評価は、グレードポイント（以下「GP」という。）により行う。GPは0～4の5段階とし、1以上を合格とする。GPに対応する評価内容は以下の通りである。

GP4：到達目標を超え、特に秀でている。

GP3：到達目標を超えている。

GP2：到達目標に十分達している。

GP1：到達目標に最低限達している。

GP0：到達目標に達していない。

研究実践報告書に基づく報告会を実施し、研究者教員、実務家教員によって評価する。報告書については、合否で判断する。

最終的な修了の判定は、受講した科目の履修結果（単位数、成績）と課題研究成果報告の評価をもとに、教職実践専攻委員会が本専攻設置の趣旨、目指す教員の資質の達成の観点から踏まえ総合的に評価し、その結果により研究科委員会が最終判定する。この場合、特に研究実践報告書の評価を重視する。この評価は主に最終年度末に開かれる課題研究報告会での報告を対象とする。

本専攻は、教科指導等の面において、また、現代的教育課題への対応において中核的・指導的役割を担える教員の養成、管理職や指導主事等として活躍できる教育経営リーダーの養成を目的としている。そのため、最終判定にあたっては、研究実践報告書の評価をより重視し大学院教育の質の確保を図る。

## 〔5〕指導体制

本専攻には、研究者教員9人、実務家教員6名、合計15人を配置する。

各コースは、それぞれ教育実践高度化コースを研究者教員7人、実務家教員4人が、発達臨床支援高度化コースを研究者教員2人、実務家教員2人が担当する予定である。

本専攻では、共通科目、実地研究、コース選択科目の全てにおいて、研究者教員と実務家教員が共同で学生の指導にあたる体制をとる。

本専攻は、教科指導等の面において、また、現代的教育課題への対応において中核的・指導的役割を担える教員の養成、管理職や指導主事等として活躍できる教育経営リーダーの養成を目的としているため、研究者教員の深い理論に基づく指導と、実務家教員の実務経験に基づく実践的指導を融合させて、目的の達成を目指す。

また、[4] のとおり、課題研究を重視しており、課題研究を支えるコース選択科目の中に、「コース共通選択科目」を設定し、この科目については専任教員 15 人以外の教員も指導にあたる。これは、教育委員会との協議の中で「教育実践力高度化には、その基盤として教科の指導力向上が不可欠である。」という共通理解によるものであり、教育学部全体で対応する体制をとる。

## [6] 授業の工夫

本専攻の授業での学びは、学校教育に関する基礎的事項、及び教育の理論を「講義」的に学ぶだけでなく、様々な観点から「演習」的に吟味・ディスカッションすることを組み合わせて展開する。このような学びの意義は、学びを受身ではなく主体的なものとする、偏りのない複眼的思考で物事を捉えること、課題をより深く省察することにある。

こういった議論を尽くす学びの形態は、①共通科目・コース選択科目の授業の中での「講義」と「演習」をバランスよく取り入れる中で、さらに、②共通科目・コース選択科目での理論の学修と実地研究での教育実践の体験を、課題研究の場を通して融合させる中で保障される。

授業科目は、学校教育に関わる多様な内容を網羅的に学修する共通科目に、教育の現代的課題を解決するための理論と方法論を深めるコース選択科目を積み上げていくこととなる。具体的には以下の通りである。

① 1 年次前期：共通科目を集中して履修させ、課題研究Ⅰにおいて実地研究Ⅰとの往還を通して理論と実践の融合を図る。

② 1 年次後期：コース選択科目の履修を進め、教育実践に関する理論と方法論の学修を深めるとともに、課題研究Ⅰにおける実地研究Ⅰの省察に反映させ、実地研究Ⅰで残された課題を解決するための仮説を明確化する。

③ 2 年次前期：必要に応じてコース選択科目の履修を進め、実践を分析するための理論と方法論の学修をさらに深め、課題研究Ⅱにおいて実地研究Ⅱでの実践の省察と計画の修正に反映させる。

④ 2 年次後期：課題研究Ⅱにおいて、実地研究ⅠとⅡにおける教育実践を省察し、実践の理論的吟味、理論の実践的吟味を通して理論と実践の融合を図る。

共通科目では、5 領域を設け、各領域に関連する現代的課題についての講義と、事例を通じたケーススタディ、講義で学んだ内容に基づくディベート等のグループワークから構成する。

本専攻は、教育現場の諸課題を解決できる高度な専門性と実践的指導力を備えた教員養成を目的としており、養成する人材としての資質、教員としての総合的な力量の形成を重視し、共通科目に 5 つの領域の科目を必修として配置した。いずれの領域も、「教育経営の課題探求」等の科目名称に表れているように、教育課程、教科指導、生徒指導・教育相談、教育経営、学校と教職について、課題探求という視点を大切にしている。これらの共通科目は全て広い見識を習得するために必要な科目であり、1 年次の前期に 2 コマ連続で開講し、早期に履修することにより選択科目との連携、実地研究Ⅰ、課題研究Ⅰとの連携を図るようにした。

例えば、共通科目「教育経営の課題探求」（1 年前期）では、学級・学校におけるマネジメントの基礎的知識と技能について、①学級経営、②学校経営と組織、③教員研修を主たるテーマとして扱う中で、実践的な事例を通して修得する。また、演習においては、現職院生による教育現場の実態を基にしたレポートと、学卒者による国内の有効事例等を基にしたレポート、それらを活用したディスカッションを中心とする学習を重視する。そして、学期末の課題により、講義で扱った基礎的知識と技能に関する理解の程度を、また、演習でのレポートやディスカッション、プレゼンテーションの内容により、教育現場での実践的応用力の程度を評価する。

以上の共通科目を履修後、後期には、コース選択科目の科目群の中から、課題意識に基づく科目を選択し履修することができる。研究計画全般と、実地研究及び研究実践報告書などを指導する課題研究Ⅰ・Ⅱをコース別科目に含めており、選択科目として、各コースに関連する専門性を深めるための科目群を置いている。

なお、授業時間以外の時間帯では、指導教員と個別に授業課題について相談することが可能である。1年前期は学卒者にとっては、やや負担感を持つことが想定されるが、上述のとおり、共通科目を早期に履修させるねらいからであり、1年前期以外は時間的負担が少なくなり、個別の学習時間を十分に確保できる。

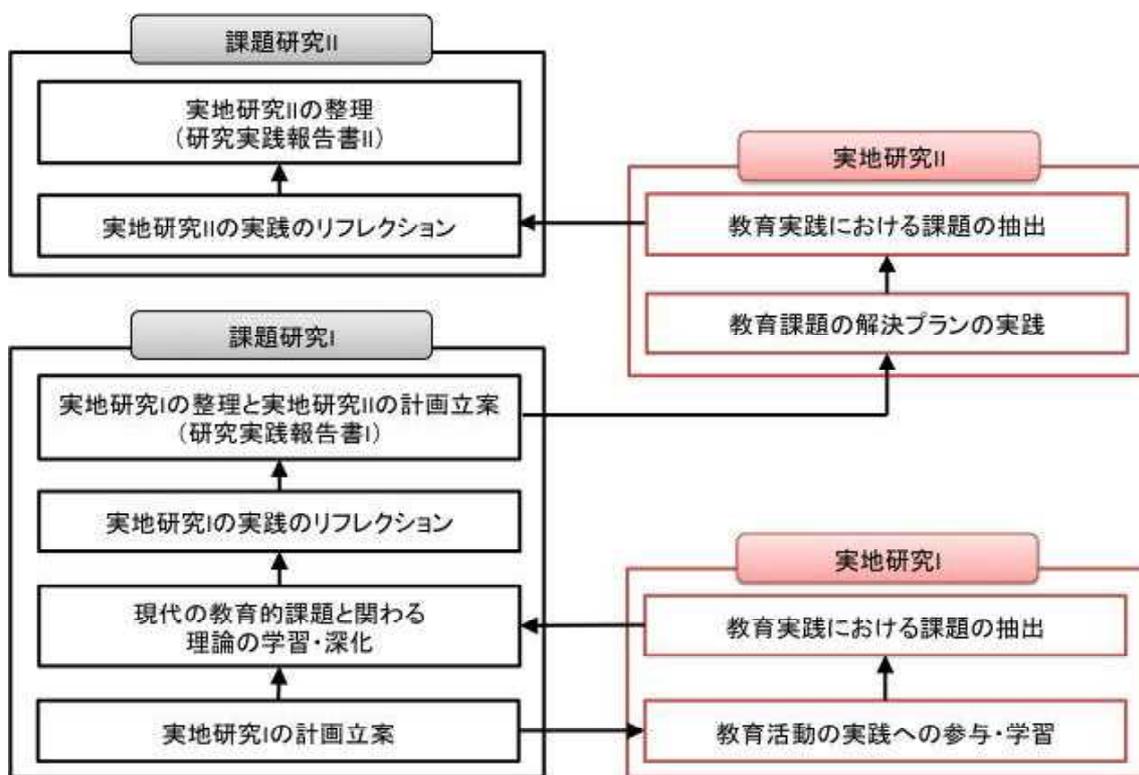
2年次には、**実地研究Ⅱ**と**課題研究Ⅱ**を中心に、コース共通選択科目とコース選択科目を履修させる。特に、学卒者は1年次に比べて少ない授業科目に集中できるとともに、**実地研究Ⅱ**及び**課題研究Ⅱ**に取り組む時間を十分に確保でき、学校教育に関わる様々な課題の解決に向け、教育現場の置かれている現状や幼児・児童・生徒の実態などを的確に把握・分析し、その理解の基に対処策を構築し、他者との協働により実践していく資質能力を高めることができる。

### [7] 課題研究と実地研究の連関

課題研究については、1年次の**課題研究Ⅰ**と2年次の**課題研究Ⅱ**に分けている。これらを図に示したように1年次の**実地研究Ⅰ**及び2年次の**実地研究Ⅱ**と密接に連関させ、次のように実施する。

**課題研究Ⅰ**については、**実地研究Ⅰ**との往還により授業を進める。教育現場での教育実践に携わることを通して、教育実践に係る基礎的事項の理解を深めるとともに、教育実践に関する課題意識を明確にする。指導教員との協議のもと、定期的に教育実践のリフレクションを行いながら、研究実践報告書をまとめる。到達目標は、**実地研究Ⅰ**での幅広い教育実践をもとに教育課題を具体的に明確化することである。

**課題研究Ⅱ**については、**実地研究Ⅱ**との往還により授業を進めるとともに、**課題研究Ⅰ**で明確にした課題について、その解決を目指した実践研究を行うことを通して、教育実践及び教育実践上の課題の解決に必要な理論と技術を修得する。そのため、研究者教員、実務家教員、連携協力校の教員との協議を定期的に行い、課題解決のための理論と技術を検証・実証し、研究実践報告書をまとめる。到達目標は、**課題研究Ⅰ**で明確にした課題を解決する具体的な方策を立案し、実践を通してその検証を行うことである。



課題研究と実地研究の連動

〔8〕履修モデル

①院生の履修モデル

原則として、学卒院生、現職院生が同じ学年に履修可能な時間割を作成している。

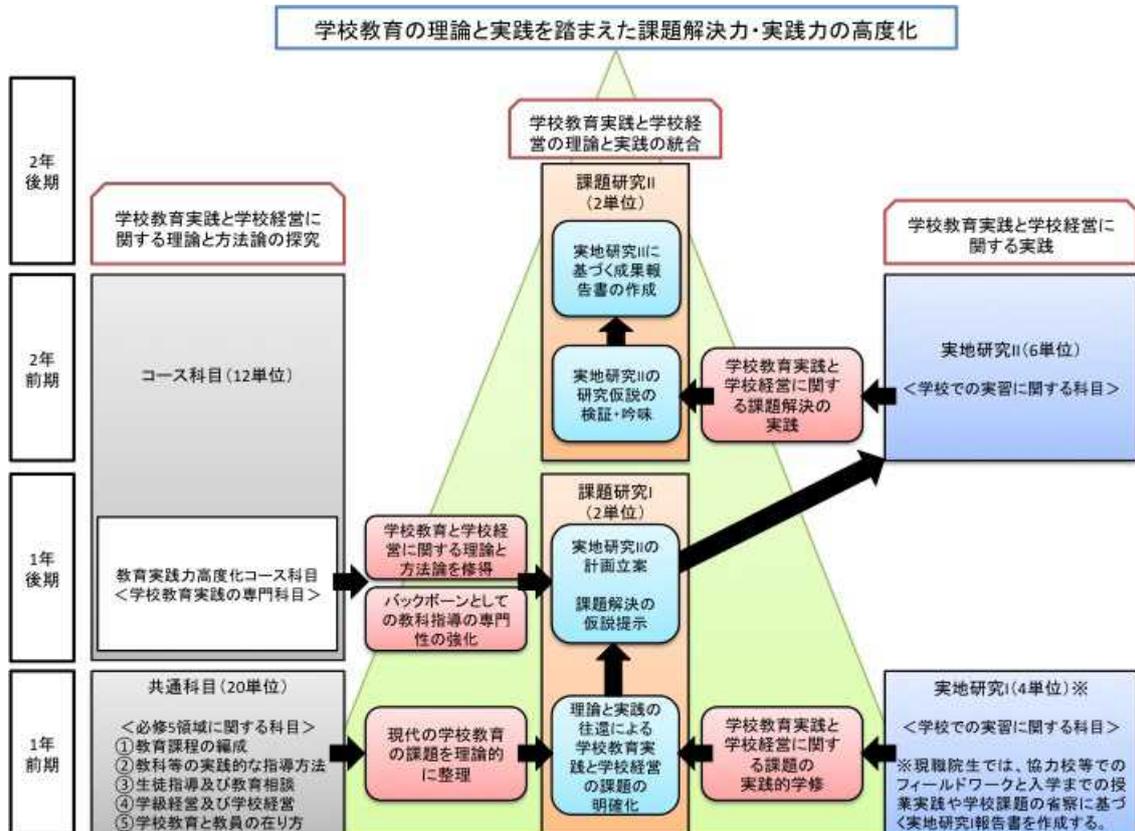
前期						後期					
	月	火	水	木	金		月	火	水	木	金
1	教育経営の課題探求	教育課程の課題探求	生徒指導・教育相談の課題探求	実地研究	実地研究	1	コース別科目群1	コース別科目群2	コース別科目群3		
2	教育経営の課題探求	教育課程の課題探求	生徒指導・教育相談の課題探求	実地研究	実地研究	2	コース別科目群4	コース別科目群5	コース別科目群6		
3				実地研究	実地研究	3					
4	学校と教職の課題探求		教科指導の課題探求	実地研究	実地研究	4		コース別必修科目			
5	学校と教職の課題探求	課題研究	教科指導の課題探求	実地研究	実地研究	5		コース別必修科目	課題研究		
6						6					

※課題研究は、指導教員と院生との打ち合わせにおいて、決定するものとする。

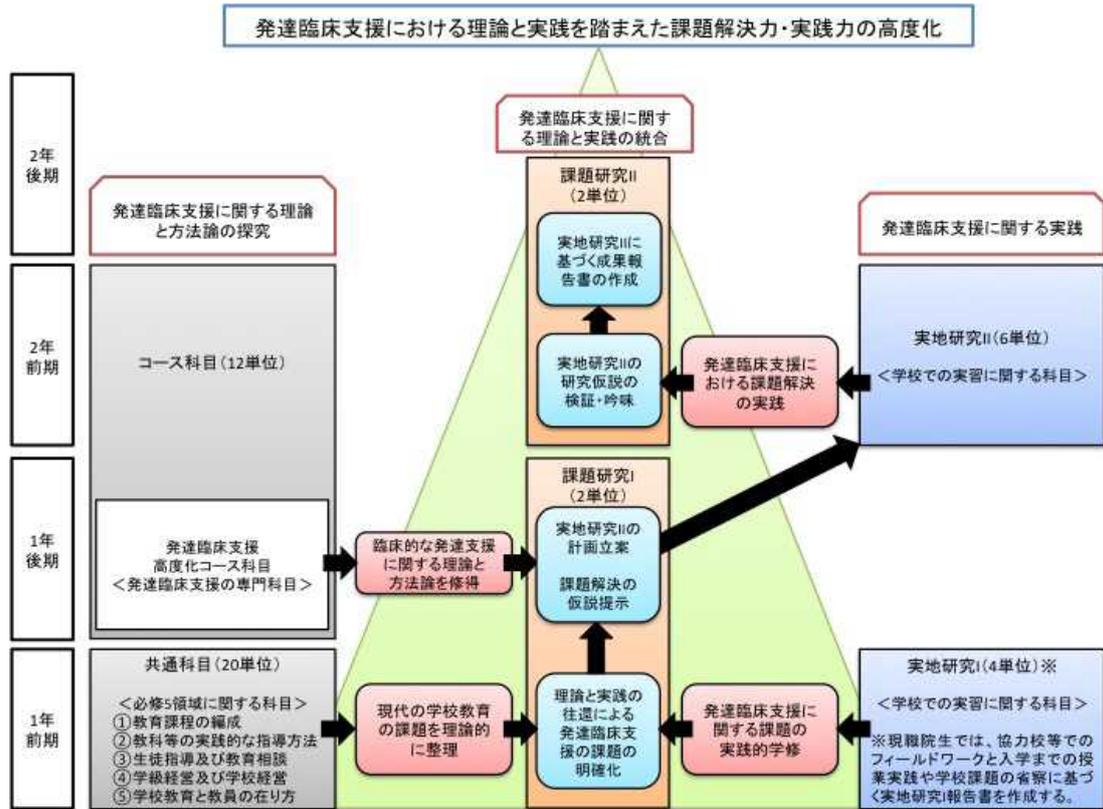
現職院生の2年次は、教育現場にて実地研究Ⅱを実践する。また、課題研究Ⅱについては教育現場と大学において、指導教員から指導を受ける。指導場所については、相互の話し合いの元、適切な場所で実施する。

しかし、コースごとに、現職院生、学卒院生の本教職大学院での学びのスタイルは同じものではない。教育実践力高度化コースと発達臨床支援高度化コースで、院生らがどのような学びが構築されるかについて、モデルの一例を下記に示す（括弧の単位数は、終了に必要な単位数を示す）。

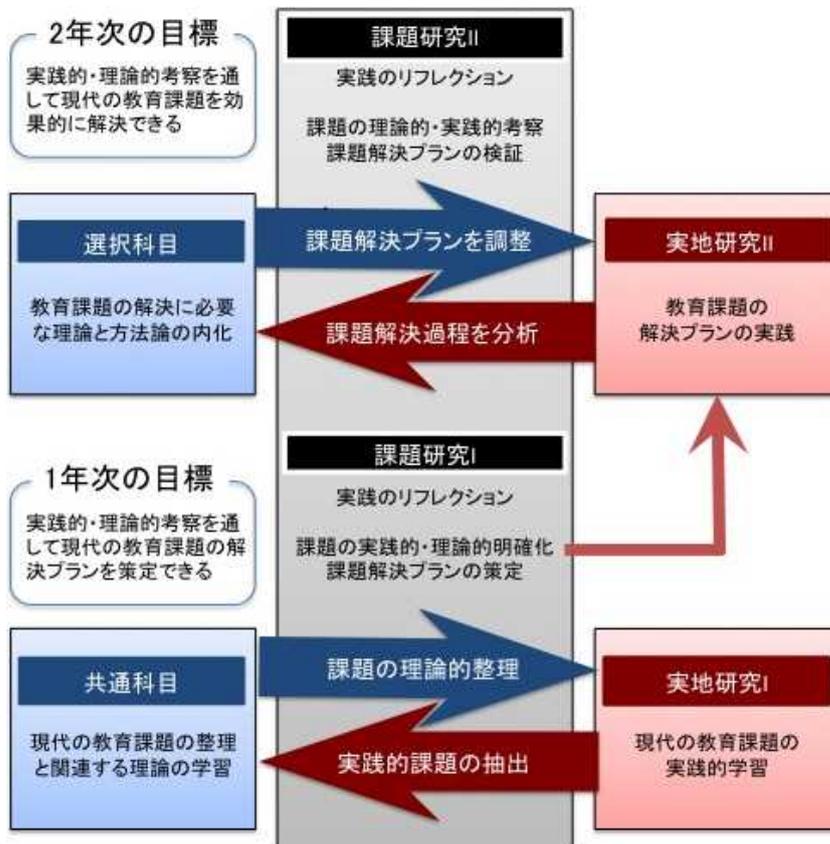
「教育実践力高度化コース」



「発達臨床支援高度化コース」



さらに、各段階(1年次、2年次)で理論と実践の往還をどのように行い、どのような力をつけているのかの積み上げについて、下図に説明する。



大学院での理論と実践の往還とその目標

②教員の授業スケジュール

教職大学院では、実地研究など外での活動も多く見られる。業務の分担も適切になされなくてはならない。そこで下記に実務家教員および研究者教員の授業負担の一例を示す。教職大学院専任教員においては、負担軽減のため学部運営に変わる委員会から除外するなど、授業に専念できるよう配慮している。【添付資料4：教職大学院の専任教員が担当する授業(時間割)一覧】

1) 実務家教員の講義担当の一例を下図に示す(教職大学院以外の講義は斜体)。

前期	月	火	水	木	金	後期	月	火	水	木	金
1	教育経営の課題探求			実地研究 I	実地研究 II	1					
2	教育経営の課題探求					2		学校課題改善演習			
3						3					
4	学校と教職の課題探求	教職入門(中学校)	課題研究 I			4		コース別必修科目	課題研究 I		
5	学校と教職の課題探求		課題研究 II			5			課題研究 II		
6						6					

2) 研究者教員(教育系)の講義担当の一例を下図に示す(教職大学院以外の講義は斜体)。

前期	月	火	水	木	金	後期	月	火	水	木	金
1	臨床心理学概論		生徒指導・教育相談の課題探求	実地研究 I	実地研究 II	1	学校臨床心理学実践演習	教育心理学概論			臨床心理学特講
2			生徒指導・教育相談の課題探求	実地研究 I	実地研究 II	2					
3	心理学演習 I			教育相談		3	心理学演習 I			教育相談	
4	心理学演習 II		生徒指導・進路指導			4	心理学演習 II		生徒指導・進路指導	心理・教育実践学入門	
5		課題研究 I				5		課題研究 I		心理学実務	
6		課題研究 II				6		課題研究 II			

3) 研究者教員（教科系）の講義担当の一例を下図に示す（教職大学院以外の講義は斜体）。

前期	月	火	水	木	金	後期	月	火	水	木	金
1				実地研究Ⅰ	実地研究Ⅱ	1	学校課題改善演習				
2			技術科指導法 A	実地研究Ⅰ	実地研究Ⅱ	2			技術科指導法 B		
3		技術科指導法 D		技術科教材開発論		3					
4		技術科教育学特論	教科指導の課題探究			4		コース別必修科目			
5	課題研究Ⅰ		教科指導の課題探究	技術科教育学演習		5	課題研究Ⅰ	技術科教育教材演習	技術科指導法 C	技術科教育基礎論	
6	課題研究Ⅱ					6	課題研究Ⅱ				

## ⑥ 施設・設備等の整備計画

### (a) 講義室、演習室等の用途、数、面積及び収容力

講義では、既設の教育学部コモ1号館(コモ棟)、A棟、B棟、D棟、F棟、H棟の一部を使用する。特にコモ棟2階スペースは教職大学院専用スペースとして改修する。コモ棟2階「クリニコスホール」を共通科目の講義用とし、隣接する2室は院生研究室とする。院生研究室は演習室としても活用する。また、高度の専門的能力及び優れた資質を有する教員を養成するため、附属小学校に置かれた既存の「教育実践総合センター」を教職大学院のランチとして位置づけ、実地研究及び課題研究指導等に活用する。さらに、特別支援教育の実践的指導力を高めるため、附属特別支援学校内にも教職大学院のランチとして「特別支援教育臨床研究センター」を新設し、その中にセミナー室、大学院指導室等を設け、実地研究指導及び課題研究指導に活用する。

#### [1] 講義室3室

講義室3室については、教育学部コモ棟2階のクリニコスホール（面積79㎡、60名収容）、A棟2階の211教室（51㎡、40名収容）、212教室（77㎡、68名収容）を確保する。電子黒板、実物投影機、タブレットPC（30台）を整備し、ICTを活用した授業作りが可能な教育環境を整備する。

#### [2] 演習室

演習室2室（26㎡、15名収容）はコモ棟2階に確保する。その他必要に応じてA棟2階の2教室（61㎡、48名収容；49㎡、47名収容）を使用し、少人数に分かれてのグループ討議にも対応できるようにする。電子黒板、実物投影機、タブレットPCを整備し、ICTを活用した授業作りが可能な教育環境を整備する。

#### [3] 院生研究室

院生研究室は、コモ棟2階に2室（各26㎡、15名収容）確保し、自習スペースとして、個人用机、共用パソコンを整備する。

#### [4] 資料調査室

資料調査室は、研究授業DVD、視聴覚教材を整備し、ネットワーク環境のもとで図書館データベース利用及び各種文献検索も可能とする。

## 〔5〕教育実践総合センター教職大学院 ブランチ

附属小学校敷地内にある教育実践総合センターを教職大学院ブランチとして位置づけ、研修室を実地研究、課題研究の指導のため、院生指導用の実習指導室として活用する。

【添付資料5：教育実践総合センター教職大学院ブランチ配置図】

## 〔6〕特別支援教育臨床研究センター教職大学院 ブランチ

附属特別支援学校内の特別支援教育臨床研究センターを教職大学院ブランチとして位置づけ、セミナー室（97 m<sup>2</sup>、60名収容）、大学院指導室1室（各57 m<sup>2</sup>、30名収容）、プレイルーム（26 m<sup>2</sup>）を確保し、実地研究指導及び課題研究指導に活用するなど、特に発達障害児等の相談支援、臨床実践指導を強化する。【添付資料6：特別支援教育臨床研究センター教職大学院ブランチ配置図】

### (b) 図書等の整備計画

図書については、教育学研究科の各専攻において、教育研究に必要な文献を収集してきている。埼玉大学図書館蔵書（和：59,000冊、洋：273,000冊）及び現在研究科内で保有する図書（85,000冊）を中核資料としつつ、教職実践専攻の各コースの学習に必要な図書（「教育課程」「教育方法論」「授業研究法」「教育評価論」「教科教育学」「教授-学習心理学」「心理カウンセリング」「発達障害」「脳科学」等）の充実を図る。これらに加え、現代的な教育課題である「いじめ」「不登校」「虐待」に関する図書も収集する。また、教育関係ジャーナル（10誌）も定期購読し、充実させる。これらの新規購入図書・雑誌は原則として、「クリニコスホール」内の図書コーナーに開架式で整備し、院生が自由に閲覧・借用できるようにする。さらに教育実践総合センターでは、所蔵する図書（約3,000冊）・雑誌（約30種）、過去及び現行の教科書が利用可能であり、いつでも閲覧・研究できる環境が整っている。

なお教職大学院では、指導に当たり県内外の授業研究会、実践研究会への参加を重視しており、県内外の学校要覧、実践報告集等の研究成果、年次報告書の収集も積極的に行う予定である。

【添付資料7：コモ棟2階クリニコスホール配置図】

## ⑦ 既設学部（修士課程）との関係

### 〔1〕教育学研究科の改組（教職大学院新設・修士課程改編と「新教職大学院」構想）

本研究科は、「清新な学識を備え、学校教育に関する理論的・実践的研究能力を持って、教育研究の推進及び教育実践の向上に資する専門的能力を豊かに備えた人材の養成」を目的とし、2専攻の修士課程として平成2年に発足した。その後、障害児教育専攻（現、特別支援教育専攻）の新設やカリキュラム改革などを経て現在に至っている。

この間、前記の教育課題に対応できる教員の輩出をめざし、専修分野の改編や、授業内容の工夫などの試みがなされてきた。しかし、既存の修士課程では、それぞれの学問分野の枠組みを超えた動きが取りにくく、地域のニーズに対応した改革が成されてきたとは言えない状況であった。

そこで、こうした状況を克服するために、平成28年度より埼玉県・さいたま市からのニーズに応えられるものとして、教職大学院を新たに発足させる準備を進めている。

その一方、既存の修士課程についても、現場実習的な内容や現代的な教育課題に対する課題解決型の学びなど、教職大学院で主として行う新しい教育内容を盛り込んだ改編を、平成28年度より行う準備を進めている。

また、第3期中期目標期間末までを、修士課程の教職大学院への段階的移行の準備期間とする。修士課程の価値やメリット、修士課程へのニーズもなお存することから、その良さを取り込んだ形の「教育学研究科」が構想されなければならない。専門職学位課程において養成する「総合力」に加えて、修士課程の持つ「研究力・創造力」を養成できるような、新たな教育課程（新教職大学院）の研究・検討を、両課程が並存する期間に行う。

一方、平成28年度からの改編後の大学院教育において、両課程の授業の相互乗り入れを行う。その

ことを通して、実際の大学院の教育場面において、二つの課程のメリットの検証を行い、加えて課程の融合による更なる学修効果向上の可能性を明らかにする。また、両課程合同の研究発表会や論文集の作成を行い、研究の過程と成果発信についても、二つの課程のメリットの検証を行い、加えて課程の融合による更なる研究成果の向上の可能性を明らかにする。

こうした両課程それぞれのメリットの検証と、課程の融合による向上の可能性を明らかにした上で、修士課程の良さを取り込んだ、新しい教職大学院を構想する。そして第3期中期目標期間末の平成33年度をめどに、原則として修士課程から教職大学院への移行を行う予定とする。

## 〔2〕対象とする入学者層の相違と統合

専門職学位課程は、学卒院生と現職院生（教育委員会からの派遣教員、長期休業を取り入学を目指す教員など）の双方を対象とする。

特に現職院生は、管理職候補者をはじめとする指導的役割を果たしうるスクールリーダーを目指す者を対象として、埼玉県・さいたま市からの派遣を中心とする。無論、一般での応募も受け入れる。学卒院生は、新しい学校づくりの担い手となる者として、留学生は原則として対象としない。

修士課程は、主として学卒院生を対象とするが、現職院生や外国人留学生も積極的に受け入れる。

その中でも現職院生は、自らのこれまでの教育実践を修士論文という形でまとめ、それをより高度の教育実践につなげて行きたい者、学術研究の場でも発言できる力をつけたい者を対象とする。学卒院生は、自らが専門とする学問分野や教科に関する知識や理解力を高めるとともに、それに基づく効果的な教育方法について身につけたい者、研究力を備えた教員を志望する者で、博士課程へ進学し、将来的に研究者になりたい者も含む。

留学生は、日本において「教育」について深く学び、母国、また日本における教育に貢献したい者、日本と母国との交流に貢献したい者を対象とする。

そして、二つの課程が並存する期間を通して、留学生も含めた多様な入学者のニーズにできるだけ応えられるような「新教職大学院」を研究・検討し、構想する。

## 〔3〕研究手法について

大学院は、授業や演習・実習を通して学ぶ場であるが、自らの抱いた課題について研究することがもう1つの柱である。この点は、両課程において違いはない。

研究の手法については、修士課程では、自ら課題を設定した上で、資料を収集し、それらを分析して理論化し、修士論文にまとめ、さらにそれを学問界・教育界に発信する。更に専門分野の論文作成を通して、自主性や深い識見を養い、修了後の教員としての活動に、多様性をもたらすものである。

それに対し、専門職学位課程では、教育実践（教育実習・実地研究）を通して、課題の解決を目ざす。設定した課題に関する理論を教育実践の中で再検証し、鍛え直す。いわば、現場での実践を通しての研究であり、修了後現職教員となってからの、実践家としての研究の先駆けとなるものであると言える。そして両方の研究手法のよさを取り入れた、新教職大学院ならではの研究手法を、研究・検討し、構想する。

## 〔4〕二つの課程が並存する期間を通して期待されるもの

教育現場から課題を立ち上げ、教育理論を活用しつつ、実践の場での検証を常に行いながら、豊かな教育実践を展開していく「専門職学位課程」と、学問分野や教科の専門性を根底に据えながら、その上に捉えられる教育課題を、現場での検証も加えつつ、理論的に探究して新たな理論の確立を図る「修士課程」とは、出発点は異にしながらも、補完的に働いて、大学院における教育と研究の蓄積を生んでいくことが期待される。

院生レベルで言えば、〔3〕で示した、授業の相互乗り入れによる、学びの広がりや深まりのほか、合同研究発表会や、論文集の作成を通して、両課程の院生の研究成果の学術的な交流がはかられ、単

独の課程ではなしえなかった新しい成果が期待される。

院生のみならず、教員レベルの教育に関連する研究について、実践分野と理論分野との往還と融合による、創造性が発揮されることが期待される。並存の期間に蓄積された、これらの様々な成果を踏まえて、「新教職大学院」が構想されることとなる。

【添付資料 8：修士課程と専門職学位課程の比較対照表】

## ⑧ 入学者選抜の概要

### (a) ディプロマ・ポリシー

#### [1] 目的

本教職実践専攻は、現代の教育課題を効果的に解決するための実践を創出し、その担い手となる高度の教育実践力をもつ教師を養成することを目的とする。

#### [2] 養成したい教員像

教育を取り巻く社会の状況に広く目を向け、自然科学、人文学、社会科学の理論と方法を効果的に活用する力を持ち、現代の教育課題を的確に把握しその有効な解決策を立案、実行することのできる教員を養成する。

### (b) アドミッション・ポリシー

#### [1] 求める学生像

豊かな授業実践の経験を持ち、学校現場における教育実践の活性化とその理論化を牽引する強い意欲をもつ現職教員。

教育に係わる基礎的な実践力を高め、現代の教育課題の探求と解決、その理論化に強い意欲をもつ社会人、大学卒業予定者。

#### [2] アドミッション・ポリシー

本専攻の目的を理解し、積極的に取り組むことができる資質能力があるか否かを入学者選抜において問う。

- ・教職への熱意を有していること
- ・現代の教育課題を明確に捉え、言語化する力を有していること（課題意識）
- ・教育実践を省察し、理論化する広い知識、視野を有していること（解決への見通し）
- ・教育現場の活性化を牽引する実行力を有していること

### (c) 入試形態

#### [1] 出願資格

以下の各号に該当し、かつ、教育職員免許法による幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者及び取得予定の者

なお、発達臨床支援高度化コースにおいて特別支援学校専修免許の取得を希望する者は、特別支援学校の一つ免許を有していること

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条第 1 項に定める大学を卒業した者及び平成 28 年 3 月までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者及び平成 28 年 3 月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者及び平成 28 年 3 月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び平成 28 年 3 月までに修了見込みの者

- (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者及び平成 28 年 3 月までに修了見込みの者
- (6) 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程）を修了した者及び平成 28 年 3 月までに修了見込みの者
- (7) 旧制学校等を修了した者
- (8) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者及び平成 28 年 3 月までに修了見込みの者
- (9) 平成 28 年 3 月 31 日現在において、大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、本学大学院において、個別の出願資格審査により所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者
- (10) 本学大学院において、個別の出願資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達した者及び平成 28 年 3 月 31 日までに 22 歳に達する者

## 〔2〕一般選抜の対象

- ・学部卒業からストレートで進学を希望する者
- ・社会人で教育関係の職の経験をもたない者
- ・現職教員のうち、経験年数が 5 年に満たない者

## 〔3〕現職教員等特別選抜の対象

- ・現職教員のうち、所属する都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会、学校法人から現職のまま「同意」を受け出願する者
- ・現職教員のうち、経験年数が 5 年以上の者

## 〔4〕選抜方法

### (1) 一般選抜

筆記試験（小論文）、口述試験（研究計画書及びコースの内容に関する口頭試問）、成績証明書の内容に基づいて総合的に評価する。小論文には、志願するコースでの学修に必要とされる基礎知識を問うことのできる内容を含める。また口述試験においても、筆記試験の内容を踏まえ、コースの内容に関わる基礎的事項の修得が十分であることを確認することとする。このように、筆記試験、口述試験、出願書類の総合的審査を通して、志願者が大学院入学後の学修を円滑に進める能力を有していることを確認する。

### (2) 現職教員等特別選抜

口述試験（研究計画書及びこれまでの教育実践に関する口頭試問）、成績証明書の内容に基づいて総合的に評価する。

## 〔5〕課程間の併願

教員免許所有者または取得予定の者については、修士課程と専門職学位課程との併願を可能とする。

## 〔6〕入学定員

1 学年の入学定員は 20 人とし、教育実践力高度化コース・発達臨床支援高度化コースごとの定員は設定しない。

## 〔7〕学生確保の見通し

現在、埼玉県教育委員会及びさいたま市教育委員会では、長期研修制度の改定を進めている。埼玉県

教育委員会及びさいたま市教育委員会から、埼玉大学大学院に派遣されている教員（過去5年間の3～6名）は、全てが教職大学院の受験となる予定である。さらに、長期研修（内地留学）により埼玉大学で研修する派遣教員数は、過去5年間の平均で約11名程度でありその半数以上が教職大学院での研修となる見込みである。

平成26年7月には埼玉県教育委員会教育長に、同年8月にはさいたま市教育委員会教育長に、教育学部長から改めて現職教員10名の派遣を要請した。現在、両教育委員会が現職教員派遣のための制度設計を進めており、派遣要項は年度内に作成できる予定である。

また、現職院生を常に確保するために、授業料等の負担の在り方を教育委員会と検討を進めている。同時に、大学としても入学金の一部免除についても検討を進めている。

一方、学卒院生についても、以下の諸点から、10名以上の進学者が見込まれる。本研究科では、過去5年間にわたって、定員割れをおこしていない。学生の本研究科への進学希望は高いレベルを保ち続けている。

平成26年6月に、現在大学院に在籍している院生に対し、入学時に本学に教職大学院が存在していたら、修士課程とどちらを選択するかを調査した。その結果、22%の院生が教職大学院を選択し、さらに17%の院生が教職大学院を視野に入れた選択をした。

これを一学年の定員62名に換算すると、14名が教職大学院を選択し、さらに10名が教職大学院を選択する可能性があったことになる。

また、同年10月に、学部3年生に対し、本学に教職大学院が存在していたら、修士課程とどちらを選択するか調査した。回答数352名、回収率71%の結果、大学院進学を希望するものが28名（全体の8%）おり、そのうち2名が教職大学院を選択した。また、修士課程とどちらか決めかねているものが4名おり、そのうち半数が教職大学院を選択するとすれば、さらに2名が教職大学院を選択することになる。

また、大学院への進学を決めてはいないが考慮しているものが72名（全体の20%）おり、そのうち18名が教職大学院を選択している。そのうち25%が大学院へ進学するとすれば、4～5名が教職大学院へ進学することになる。これらをあわせると、本学出身者で8～9名の教職大学院への進学者が見込まれる。

さらに、本学研究科には、本学他学部や他大学からの入学者も多くいる。学卒院生のうち本学他学部と他大学からの入学者数を、平成22年以降の数値であげれば[11、9、8、15、13]であり、一年平均で11名である。このうち、本学の教職大学院への入学を希望するものを想定すれば、他大学、とりわけ教職大学院を持たない私立大学の出身者が考えられる。その数を、平成22年度以降の数値であげれば[8、8、2、12、11]であり、一年平均で8名である。このうち、半数が教職大学院を選択するとすれば、他大学出身の学卒院生が毎年4名程度、本学の教職大学院へ入学することになる。

このような本学部以外の出身者の、本学大学院入学希望者が、今後急激に減少する要素はなく、これまで同様の数値が見込まれる。

以上により、現職院生10名と学卒院生10名以上となり、学生定員20名は充足できると考えている。

なお、今後、現職院生派遣のみならず、自発的に入学し、学修を行う現職院生が増えるよう情宣活動を行っていく。

1つは、大学のホームページ等で、本教職大学院の特徴を説明するなど広報活動を行うとともに、休業制度を利用して教職大学院で学修できることについて周知を図り、自発的な入学を促す。

2つは、埼玉県、さいたま市が実施している教員研修の中に、本教職大学院で得られた知見を研修内容として提供し、市・県内へ実践研究を普及すると共に、そこで情宣活動を実施する。

また、優れた資質の学部新卒学生確保の観点から、採用試験合格者の名簿登載期間の延長（最長2年）に関しては、埼玉県教育委員会、さいたま市教育委員会と交渉を進め、合意を得られる予定である。さらに、採用試験の一部免除、特別選考など入学促進については、現在、折衝を進めている。

## ⑨ 教職大学院において取得できる教員免許状

本専攻の当該免許状の課程認定を受けた科目を必要単位数修得することで、以下の教員免許状を取得できる。

小学校教諭専修免許状

中学校教諭専修免許状（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語）

高等学校教諭専修免許状（国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、福祉、英語）

特別支援学校教諭専修免許状

## ⑩ 大学院設置基準第14条による教育の実施について

現職教員に対して、大学設置基準第14条に定める教育方法の特例及び同設置基準第15条（大学設置基準第25条等準用）に定める授業の方法の趣旨に基づき、現職教員等が大学院教育を受ける機会をひろげるため、教育方法の特例を実施する。

### [1] 修業年限

修業年限は2年とする。

### [2] 教育方法等

標準カリキュラムにおいて、実地研究・課題研究以外の修了要件単位数のほとんどを、1年次に修得できるように履修指導を行う。

2年次は、本務校等での勤務の傍ら、課題研究での学びを通して「研究実践報告書」の作成を中心とする学修を行う。

課題研究は、勤務時間以外の土曜日又は平日の勤務時間以外の夜間等において実施する。

実地研究は、本務校での教育を通して行い、適宜担当教員の指導を受けるものとする。

### [3] 教員の負担の程度

2年次の土曜日、夜間等における指導がある場合は、週休日の振替等により対応する。

また、教職大学院の専任教員の他学部・大学院の担当科目数については、段階的に教職大学院へ一本化することを踏まえて、大学院での担当科目を将来的に削減し、負担軽減を図る。

### [4] 図書館・情報処理施設等の利用方法

大学の施設利用については、図書館は土曜日及び夜間（21時30分まで）開館しており、利用可能である。

### [5] 入学者選抜について

通常の手続きに加え、所属学校長の派遣現職教員に対する期待及び要望を含めた推薦書を提出するものとする。

## ⑪ 管理運営

### [1] 研究科委員会の役割

教育学研究科には「研究科委員会」があり、教育学研究科の教育課程などの重要事項について審議する。

### [2] 教職実践専攻委員会の役割

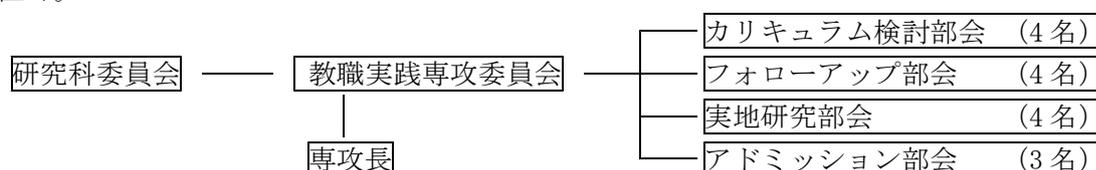
本専攻は研究科の一組織としての位置づけである。しかし、教職大学院である本専攻の目的を、効

率的・機動的、また継続的に遂行するために、本専攻の研究者教員(専任教員9名)と実務家教員(6名)を構成員とする「教職実践専攻委員会」を置き、研究科委員会の下部に位置づける。

この委員会では、本専攻の教育研究戦略・教育研究方法等について検討し、案を作るなどして、その内容を「研究科委員会」に提案する。「教職実践専攻委員会」に専攻長を置き、その下に次の4つの組織を置く。

- ①カリキュラム検討部会・・・教職大学院の時間割や、全体のカリキュラムの見直しを行う部会である。共通科目及び選択科目の内容の検討、実地研究や課題研究などの取り組みを検討する部会である。
- ②フォローアップ部会・・・院生の理論と実践の往還的な取り組みの支援を行う部会である。学校現場の状態をつかみ(実地研究など)、それらをまとめ意見交換する全体的な取り組みの企画・運営を行う。特に、学校現場の活動を、大学に戻って整理・再構築する活動を支援する。
- ③実地研究部会・・・実地研究の企画・運営・評価など担当する部会である。実地研究を行う学校の調整や学校訪問の期日など、実地研究に関する活動を支援する。
- ④アドミッション部会・・・専門職学位課程の入試全般およびアドミッション広報関係をを検討する部会である。

本専攻の事務は、教育学部支援室(総務係、学務係)が掌握し、本専攻に係わる学生窓口を学務係に置く。

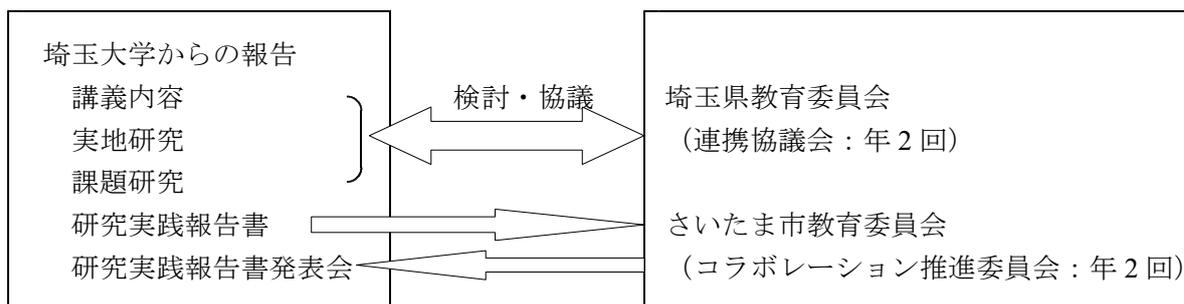


また、教職大学院の取り組みは、埼玉県教育委員会並びにさいたま市教育委員会との間で連携協定を結んだ毎年実施されている連携協議会の中でも検討課題の1つとして位置づけ、大学からの報告と、それに対する教育委員会の意見を聞く(討議する)機会を年間2回(埼玉県教育委員会2回、さいたま市教育委員会2回)開催する。埼玉県教育委員会との連携協議会の構成メンバーは、「市町村支援部部長、同副部長、県立学校部副部長、県立総合教育センター総合企画長、県立学校人事課長、高校教育指導課主席指導主事、教職員採用課長、特別支援教育課長、小中学校人事課長、義務教育指導課主席指導主事」である。さいたま市とのコラボレーション推進委員会構成メンバーは、「学校教育部長、同次長、同参事、管理部教育総務課副参事、学校教育部教職員課長、同指導1課長、同指導2課長、同健康教育課長、教育研究所長、さいたま市立小学校長会会長、さいたま市中学校長会会長」である。埼玉大学からの参加者は、学部長、副学部長、評議員、事務長、学部運営企画室長、進路指導委員会委員長、教育実習委員会委員長、県市派遣教員(実務家教員)と、教職大学院設置後は、教職実践専攻長を含めて構成する予定である。

また、研究実践報告書は冊子としてまとめ、教育委員会へ提出すると共に、研究実践報告書発表会に

は、教育委員会からも関係者に参加いただき、報告内容に関してコメントをいただく予定である。

#### 教職大学院に関する検討・協議の会議



### ⑫ 自己点検・評価

#### [1] 学生による授業評価

本学では、毎年、全ての授業に対して、学生による授業評価を行い、それを教員にフィードバックすることにより、教育の質の向上に努めている。

各教員も独自にアンケートを取ったり、受講生との連絡を取り交わし（授業内容に関する情報交換）など、授業内容の向上のために不断の努力を行っている。

#### [2] 自己点検評価の態勢

教育学部は、学部執行部からは独立した形で「評価委員会」を設けており、独自の立場から評価を行っている。

ファカルティ・ディベロップメントについては、新任教員へのガイダンス・指導や、在外研修・内地研修修了後の教員による報告会など、適宜実施している。

### ⑬ 認証評価

#### (1) 認証評価を受ける計画等の全体像

本教職大学院は、平成30年（開設3年目）に一般財団法人教員養成評価機構から認証評価を受けることを前提に計画を進める。そのために、初年度より認証評価検討チームを組織し、準備に当たる。

平成28年9月 学内検討チームの設置

平成29年5月 認証評価機関との協議（評価規準や評価の実施方法の確認等）

平成30年5月 認証評価のための申請

#### (2) 認証評価を受けるための準備状況

専攻内に、認証評価検討チームを組織し、準備を進める。

平成30年度中に、一般財団法人教員養成評価機構から認証評価を受ける予定である。現在、当該機関と準備計画等の協議を進めている。

#### (3) 認証評価を確実に受けることの証明

(財) 教員養成評価機構より認証評価を受けることになっている。

【添付資料9：「埼玉大学教職大学院の認証評価実施について」（平成26年11月17日）】

### ⑭ 情報の公表

#### [1] 情報提供

本学の情報提供の状況は下記の通りであり、本学は積極的に情報を発信し続けている。したがって、

本専攻も本学の方針に沿って情報の提供に積極的に努める。

#### (1) ウェブサイト

公式ホームページは逐次更新されており、最新の情報を発信している。

URL : <http://www.edu.saitama-u.ac.jp/grad/>

#### (2) 学部紀要の電子化

本学部発行の研究紀要は、電子化されウェブ上に公開されている。

そのことにより、研究内容を幅広く発信できるようになっている。

### [ 2 ] 広報誌

本学では以下の広報誌を刊行している。

本専攻の情報についても、適宜掲載されており、情報の発信に寄与している。

#### (1) 「サイダイコンシェルジュ」

受験生・高校生を対象にしたもので、トピックス、本学在学生・卒業生の声、サークルの紹介、教員の紹介などを伝えるもの。

#### (2) 「SU NewsLetter」

卒業生や保護者、地域産業界を対象にしたもので、トピックス、教員の研究紹介、本学の主な出来事などを伝えるもの。

#### (3) 「Saidai with Social」

本学の地域貢献・社会連携を紹介するもの。

### [ 3 ] オープンキャンパス

#### (1) 全学オープンキャンパス

毎年8月に、①大学の概要・入試情報・学生生活などの説明、②学部・課程などの紹介、施設見学、大学の講義や実習・実験の体験などを実施。

学部ごとに日を定めて行うが、平成26年度は、教育学部だけで5,000名以上の参加があり、教育学部に対する興味関心の高さがうかがえた。(全5学部で12,000名の参加)

#### (2) 授業公開デー (教育学部「Open Campus」)

毎年11月の埼玉県民の日(公立学校は休日となる)に、教育学部の授業公開を行っている。

実際の大学の授業を参観してもらい、体験してもらう機会である。

平成26年度は230名の参加があり、70%以上が高校生であった。

### [ 4 ] 出張講義

高校からの要請による、出張講義を行っている。

埼玉県内の高校が中心だが、県外の高校から本学部を訪ねて来た場合も、模擬授業などを行っている。

平成25年度は、17件の出張講義を行った。平成26年度も、18件の出張講義が決まっており、順次実施されている

### [ 5 ] 公開講座

#### (1) 埼玉大学市民連続講座

毎年夏から冬にかけて行われる、6名程度の教員による市民向けの連続公開講座である。教育学部からも必ず1名以上が参加し、研究成果などを広く市民に発信している。

毎年大きなテーマを掲げ、それらと関わりのある小テーマで各教員が語る。

講義内容は講座の最後に冊子として参加者に無料で配付される。

平成26年度はpart 5で「今、環境について考える」が大テーマである。

毎回400名を超える受講生があり、大変好評である。

## (2) 教育学部が係わる公開講座

教育学部や所属教員が係わる公開講座も数多く開かれている。その一例を記す。

### ① 発達障害研修会『通常の学級で困りを抱える子どもたちに、今、学校ができること』

目的：教育、心理、医療などの各領域において、豊富な臨床・研究経験を持つ教師から、通常の学級で困難を抱える幼児・児童・生徒に対する支援方法について、その最先端を学ぶ。

対象：埼玉県内の幼稚園・保育所、小学校、中学校、高校、教育委員会等の教職員

実施方法：秋に5回実施

### ② 教師のためのアサーション・トレーニング入門

内容：いじめ、不登校、学級崩壊、「キレル」子など学校教育をめぐる様々な問題が山積するなかで、教師自身が燃えつきることなく、いかにしてそれらの問題と向き合い、創造的な職業生活を送ることが可能であるか。その手がかりの1つとして、「アサーション」の考え方があげられる。

本講座は「アサーション」の考え方やスキルを提供することを目的としている。講義、グループ討論、ロールプレイなどを通して、自らのあり方をふりかえり、体験的に理解を深めていく（9月に2回実施）。また10月、11月、1月にフォローアップミーティングを行い、理解の定着や発展、とらえなおしをはかる。

## ⑤ 教員の資質の維持向上の方策

### [1] 教育の質の維持向上

#### (1) 学生による授業評価

本学では、毎年、全ての授業に対して、学生による授業評価を行い、それを教員にフィードバックすることにより、教育の質の向上に努めている。

各教員も独自にアンケートを取ったり、受講生との連絡を取り交わし（授業内容に関する情報交換）など、授業内容の向上のために不断の努力を行っている。

#### (2) 自己点検評価の態勢

教育学部は、学部執行部からは独立した形で「評価委員会」を設けており、独自の立場から評価を行っている。

ファカルティ・ディベロップメントについては、新任教員へのガイダンス・指導や、在外研修・内地研修修了後の教員による報告会など、適宜実施している。

### [2] 教育に関する研究の質の維持向上

本学部は、法人化後募集されたGPについて三件が採択され、教育に関する研究について大きな成果をあげてきた。

その後も、教育に関する研究を深めるべく、学部をあげて外部資金獲得を支援している。

また、学部全体で、附属学校での研究授業・授業研究会・校内研修などにも参加し、指導助言や共同研究を行っている。これにより、附属学校における教育に関する研究力の向上と、学部教員の現場

との交流が促進されている。また、講座レベルや教員レベルでの、学校現場と連携しての共同研究は盛んである。

【例】①美術系研究者教員：小学生の描画を6年間追跡し、その変容を分析。それに基づき描画の題材カリキュラムを作成し、小学校に提供。学期末には教員やゼミ生も参加した鑑賞会を継続している。②教育学系実務家教員：学生を引率して、小学校での一日体験や授業研究発表会に参加。みずから現場と研究交流するとともに、学生に対する学びとしても効果をあげる。

今後は、実務家教員が増えることから、研究者教員と実務家教員とが共同で教育に関する研究を進める機会が増えることとなる。すべての教員が担当する教職大学院の授業である「コース共通選択科目」においても、教育実践的な研究がはかれることから、教育に関する研究の質の維持向上が図られるものと予想される。

## ⑯ 連携協力校等との連携・実習

### 【1】連携する教育委員会との協議経過

本学教育学部では、埼玉県教育委員会並びにさいたま市教育委員会との間で連携協定を結び、これに基づき、平成17年度から毎年連携協議会を開催し、教員の養成・採用・研修等についての情報交換や協議等を継続してきた。

埼玉県教育委員会との連携協議会の構成メンバーは、「市町村支援部部長、同副部長、県立学校部副部長、県立総合教育センター総合企画長、県立学校人事課長、高校教育指導課主席指導主事、教職員採用課長、特別支援教育課長、小中学校人事課長、義務教育指導課主席指導主事」である。さいたま市とのコラボレーション推進委員会構成メンバーは、「学校教育部長、同次長、同参事、管理部教育総務課副参事、学校教育部教職員課長、同指導1課長、同指導2課長、同健康教育課長、教育研究所長、さいたま市立小学校長会会長、さいたま市中学校長会会長」である。埼玉大学からの参加者は、学部長、副学部長、評議員、事務長、学部運営企画室長、進路指導委員会委員長、教育実習委員会委員長、県市派遣教員（実務家教員）と、教職大学院設置後は、教職実践専攻長を含めて構成する予定である。

この連携の一貫として、平成17年に両教育委員会との間で「人事交流に関する覚書」を取り交わし、「人事交流協定書」に基づき、埼玉県とさいたま市の教員等を1名ずつ2年間（平成27年度からは3年間）埼玉大学教育学部に受け入れており、教育実践総合センターに所属している。現在、この2名の教員は教職支援全般の業務に携わっているが、教職大学院では、実務家教員として、研究者教員とのチームにより、大学院生の指導を行う予定である。

また、この連携の成果の1つとして、「Saitama CST 事業」がある。これは、埼玉大学が埼玉県教育委員会並びにさいたま市教育委員会と共同で実施しているもので、JSTから平成24～27年度資金支援を受けている。本事業は、中核的理科教員（CST：コア・サイエンス・ティーチャー）を養成するとともに、地域でCSTが活動する場としての拠点校の設置を推進し、それによって埼玉県全体の理科教育の水準向上に資することを目的としている。

なお、今年9月15日には、本大学を会場にして、全国規模の「小中学校理科教員研修会全国のコア・サイエンス・ティーチャー（CST）から学ぼう」を開催し、本県から4名のCSTが研究発表を行った。

以上のようなこれまでの連携を基に、教職大学院設立にあたっては、両教育委員会との協議を重ねてきた。具体的には、平成24年9月の上記連携協議会において、大学側から、教育学部のミッションの再定義、教職大学院設置に係る教育学部の検討状況等について説明し教育委員会側からの意見を求めた。平成25年3月の連携協議会において、大学側からその後の経過を報告し、協議を行った。平成25年度も同様に連携協議会を開催し、設立の検討当初からデマンド・サイドの意見・ニーズの把握に努めてきた。この連携協議会には、上記人事交流による教員も参加している。

さらに、平成26年度は、それまでの協議を基に、より具体的な話し合いの場として、教職大学院設置に関する検討会を幾度となく設けて調整を図ってきた。埼玉県教育委員会からは、市町村支援部部

長、同副部長、小中学校人事課長、義務教育指導課主席指導主事、小中学校人事課管理主事、義務教育指導課指導主事、義務教育指導課指導主事を中心メンバーとして構成している。さいたま市教育委員会からは、学校教育部長、同副部長、参事、副参事、指導1課長補佐、指導2課長補佐、主任指導主事(長研担当)を中心メンバーとして構成している。埼玉大学からは、学部長、副学部長、教職大学院担当教授2名が原則として参加している。最終決定においては、埼玉県教育委員会教育長、さいたま市教育委員会教育長と学部長が出された意見を確認している。以下、4月以降実施した教職大学院設置に関する検討会の期日を示す。

- 4月14日 埼玉県教育委員会との協議
- 4月17日 さいたま市教育委員会との協議
- 4月28日 埼玉県教育委員会・さいたま市教委と協議
- 5月21日 埼玉県教育委員会との協議
- 6月12日 埼玉県教育委員会・さいたま市教育委員会との協議
- 7月11日 埼玉県教育委員会との協議
- 7月24日 埼玉県教育委員会との協議
- 7月29日 埼玉県教育長と学部長の教職大学院設立の協議
- 8月1日 さいたま市副教育長と副学部長との協議
- 8月20日 さいたま市教育長と学部長との協議

この他にもこれまで面談による協議を重ねるとともに、担当者レベルでの相談等をかなり頻繁に行ってきた。これまでに連携・調整を図った主な内容は次のとおりである。

①教育委員会の要請を踏まえ、カリキュラム、教育方法、履修形態、指導教員など大学院の運営全般にわたって、大学院と教育委員会(教育現場)との連携強化を図った。

例えば、カリキュラム1つをとってみても、県教育委員会からの要請を踏まえ、コース選択科目の中に授業科目として、「学校課題改善演習」を設定し、「学力向上」や「小中を一貫した教育の推進」等の教育現場における具体的な課題を取り上げることにより、県教育委員会・学校のニーズに対応できるようにした。

②入学者の確保、特に、現職教員の受入については、教育委員会の人材養成ニーズと大学院が求める学生の人材像についての共通理解を図った。

③教職大学院に入学し、修了した場合、指導主事としての任用も視野に入れており、教育委員会にとってのメリットを考慮した。

④連携協力校における実習(実地研究)においては、教育現場の課題解決等への貢献ができるよう、大学教員の専門的見地による現場のサポートを行うなど、教育現場にとってのメリットにも配慮した。

さらに協議を継続しているが、現職教員10名の派遣について改めて依頼した。現在、両教育委員会、現職教員派遣のための制度設計を進めている。

## [2] 連携協力校等との連携

連携協力校は、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として、長期にわたる実習や現地調査などを行う実習施設(小学校等その他の関係機関、以下「連携協力校等」とする。)を下記のとおりとする。

- (1) 大学近隣の小・中学校(さいたま市立大久保小、大久保東小、神田小、栄和小、新開小、大久保中等)
- (2) 各教育事務所管内の公立小・中学校
- (3) 県立並びに市立の特別支援学校
- (4) 県・市の研究指定校等のうち院生の研究テーマと一致もしくは関連する内容の研究を進める学校
- (5) 以前から大学と共同研究を進めている学校
- (6) 現職院生所属校

(7) 県教育委員会並びに市教育委員会の所管する教育研究機関等

(8) その他

### 〔3〕連携内容

実習科目（実地研究Ⅰ、実地研究Ⅱ）及び課題研究Ⅰ、課題研究Ⅱ等について、実際に授業を実施し幼児・児童・生徒の反応等の分析から学習指導及び教育課程の具体的な改善案を考察しその成果を検証するなど、教員等との実践的な協働研究を進める。現職院生については、さらに教育課程の設計や教員研修の計画づくり等に参画し、改善案を考察するなど、学校運営、教育経営への主体的な参画を図る。

こうした活動に加え、連携協力校もしくは連携機関の抱える課題等について、大学との共同研究をさらに推進する視点から、具体的な推進役としての活動を学修に取り入れる。

### 〔4〕附属学校との連携

学卒院生の実地研究Ⅰにおいて、附属小・中・特別支援・幼稚園の4校園から研究対象校を設定し、訪問観察を行いながら、学校教育全体の構造と課題を確認する。

さらに現職院生を含め、課題研究等において、恒常的に附属学校の研究テーマ等に関連する共同研究を進める。

### 〔5〕実習の具体的計画

#### (1) 実習計画の概要

教職大学院においては、学卒院生においてもすでに教員免許状は取得しており、そのための教育実習を履修済みである。このことから、本教職大学院においては、実習をさらに高度の教育実践力の獲得をめざし各自が研究テーマを持って取り組む「実地研究」として位置付ける。その際、学卒院生においては、直ちに学校の実践的で実態に適合した研究テーマを持つことが困難であると考えられることから、実地研究Ⅰにおいて、主に附属学校における訪問観察を行いながら、学校教育全体の構造と課題を確認する。

実地研究のねらいは、学卒院生においては、教科等の指導、学級経営、生徒指導等の実践を通して、自らの課題解決に向けた省察の態度形成及び実践力の向上である。現職院生においては、教育課程の編成や教員研修の計画づくりなど、学校経営の視点からさらに省察を加え、教育経営の資質及び能力の伸長を図ることである。

#### (2) 実習時期、内容、実習施設、学生の配置、実習単位等

教職大学院においては、学卒院生においてもすでに教員免許状は取得しており、そのための教育実習を履修済みである。このことから、本教職大学院においては、実習をさらに高度の教育実践力の獲得をめざし各自が研究テーマを持って取り組む「実地研究」として位置づける。実地研究Ⅰは、学卒院生、現職院生に分けて実施する。実地研究Ⅰ（特別支援教育）を特別支援に関する専修免許を取得する者向けに開設する。実地研究Ⅱは、学卒院生、現職院生が同様に実施する。実地研究Ⅱ（特別支援教育）を特別支援に関する専修免許を取得する者向けに開設する。

##### ① 実地研究Ⅰ（学卒院生の内容）

学卒院生の場合、直ちに学校の実践的で実態に適合した研究テーマを持つことが困難であると考えられるため、主に附属学校における訪問観察を行いながら、幼児・児童・生徒の発達理解と学校教育の全体構造とを関連づけ、学校教育における実践を深く理解できるようにする。

その際、「課題研究Ⅰ」との往還を重視し、学校における様々な教育場面の多様な教育実践に臨床的に関わる経験を生かして各自が研究テーマを明確にするとともに、学校組織の一員としての実践力を高められるようにする。主な内容を下表に記す。

研究・観察の視点	主 な 活 動 内 容
オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校訪問と担当教員との打ち合わせ</li> <li>・ 附属学校の学校経営の概要説明と実地研究Ⅰの計画・方法の確認</li> </ul>
教育課程の実際 (基本)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体計画と年間指導計画等</li> <li>・ 教育目標達成のための具体的な研究の取組等</li> <li>・ 教育課程の実施・評価・改善についての理解 等</li> </ul>
教科等の授業観察と実践(外国語活動・総合的な学習の時間を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学年(教科等)の指導計画の理解と授業観察</li> <li>・ 小単元の指導計画(教科等)の作成と討議(評価を含む)</li> <li>・ 指導案の検討と教材開発</li> <li>・ 授業実践と討議</li> </ul>
道徳の授業観察と実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道徳教育についての理解</li> <li>・ 道徳教育の全体計画と年間指導計画</li> <li>・ 道徳の時間の指導案の検討</li> <li>・ 授業実践と討議 等</li> </ul>
特別活動の観察と実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別活動についての理解</li> <li>・ 特別活動の全体計画と年間指導計画</li> <li>・ 学校行事、児童会・生徒会活動等の観察と臨時的関わり、事例研究</li> <li>・ 学級活動の時間の指導案検討、授業実践と討議</li> <li>・ 進路指導の実際、事例研究</li> </ul>
学級経営の実際	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学級経営方針・状況の把握</li> <li>・ 学級経営(案)</li> <li>・ 学級集団の形成と学級経営</li> <li>・ いじめ、不登校、学級崩壊等への対応</li> <li>・ 家庭(保護者)との連携 等</li> </ul>
生徒指導・教育相談の観察と実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒指導・教育相談についての理解</li> <li>・ 生徒指導(教育相談)全体計画と年間指導計画</li> <li>・ 生徒指導(教育相談)の観察、事例研究</li> <li>・ 生徒理解の実際、事例研究</li> <li>・ 学習指導と生徒指導の関連</li> <li>・ 各教科、道徳教育、特別活動との関連</li> <li>・ 教育相談室の役割と業務</li> <li>・ カウンセリングの技法と実践</li> <li>・ 他の機関等との連携、事例研究</li> <li>・ 問題行動等への対応と指導 等</li> </ul>
P T A活動の実際	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校と家庭の連携</li> </ul>

学卒院生の場合の、実地研究 I のタイムスケジュールを下表に示す。

1日 (8時間) × 2日 (木・金)	16時間
8週間 × 16時間	128時間
事前指導 2時間 × 2回	4時間
事後指導 2時間 × 2回	4時間
合計	136時間を確保する。

4月	5月 1週	5月 2週	5月 3週	5月 4週	5月 5週	6月 1週	6月 2週	6月 3週	6月 4週	7月 1週	7月 2週
オリエンテーション	事前指導	実習スタート	→				事後指導				
2日 (木金)	2日 (木金)	2日 (木金)	2日 (木金)	2日 (木金)	2日 (木金)	2日 (木金)	2日 (木金)	2日 (木金)	2日 (木金)	2日 (木金)	2日 (木金)

## ②実地研究 I (特別支援教育) (学卒院生の内容)

実地研究では、学部段階で習得した特別支援教育に関する基礎的知識をもとに、附属学校での観察、教育実践への参加を通して、特別支援教育における実践力の一層の向上を図ること、特別支援教育の実践における現代的課題を探究することを目的とする。

進め方としては、課題研究 I (特別支援教育) の授業との往還により、実地研究 I (特別支援教育) を通した学習内容、実践上の経験を繰り返し省察する。このことを通して、特別支援教育において求められている実践力を実際の教育現場での深い体験と考察をもとに育てる。また、合わせて実地研究 II (特別支援教育) における実践的課題探究に向けた問題意識を明確にする。主な内容を下表に記す。

項目	主な内容
オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当教員との打ち合せ</li> <li>・ 実地研究 I (特別支援教育) の概要説明</li> </ul>
特別支援教育の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の学校における特別支援教育</li> <li>・ 特別支援学校における特別支援教育</li> </ul>
教育課程の編成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習指導要領の理解</li> <li>・ 教育課程編成の実際</li> <li>・ 教育課程編成の課題</li> </ul>
校内支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育校内支援体制の理解</li> <li>・ 特別支援教育コーディネーターの役割</li> <li>・ 特別支援教育校内体制の課題</li> </ul>

心理教育アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害幼児・児童・生徒の行動・認知特性の基礎</li> <li>発達障害幼児・児童・生徒の心理教育アセスメントの理解</li> <li>発達障害幼児・児童・生徒の心理教育アセスメントの実際</li> <li>発達障害幼児・児童・生徒の心理教育アセスメントの課題</li> </ul>
環境整備と合理的配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>合理的配慮の概念の理解</li> <li>合理的配慮としての環境整備の実際</li> <li>合理的配慮としての環境整備の課題</li> </ul>
個別支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別の教育支援計画・個別の指導計画の理解</li> <li>個別の教育支援計画・個別の指導計画の実際</li> <li>個別の教育支援計画・個別の指導計画の課題</li> </ul>
特別支援教育の実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害幼児・児童・生徒の心理特性の理解</li> <li>発達障害幼児・児童・生徒の心理教育アセスメント</li> <li>発達障害幼児・児童・生徒の教育環境アセスメント</li> <li>発達障害幼児・児童・生徒の支援計画の立案</li> <li>発達障害幼児・児童・生徒の支援計画の実施</li> <li>発達障害幼児・児童・生徒の支援計画の評価と修正</li> <li>発達障害幼児・児童・生徒支援の修正計画の実施</li> <li>発達障害幼児・児童・生徒の支援実践の整理</li> </ul>
特別支援教育の実践課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程編成・校内支援体制・心理教育アセスメント・合理的配慮と基礎的環境整備・教育支援実践のまとめ</li> <li>特別支援教育の実践上の課題の明確化</li> </ul>

学卒院生の場合の、実地研究 I（特別支援教育）のタイムスケジュールを下表に示す。

1日（8時間）×2日（木・金）	16時間
8週間 × 16時間	128時間
事前指導 2時間×2回	4時間
事後指導 2時間×2回	4時間
合計	136時間を確保する。

4月	5月1週	5月2週	5月3週	5月4週	5月5週	6月1週	6月2週	6月3週	6月4週	7月1週	7月2週
オリエンテーション	事前指導	実習スタート	→				事後指導				
2日	2日	2日	2日	2日	2日	2日	2日	2日	2日	2日	2日
(木金)	(木金)	(木金)	(木金)	(木金)	(木金)	(木金)	(木金)	(木金)	(木金)	(木金)	(木金)

### ③実地研究Ⅰ（現職院生）及び実地研究Ⅰ（特別支援教育）（現職院生）

現職院生については、入学時に提出する研究計画書に基づき、前期（4～9月）にかけて、附属学校園、文部科学省や県市の研究協力校等に対して、フィールドワークを5日間以上実施するとともに、これまでの勤務校での授業実践や学校課題の省察を行い、実地研究Ⅰ報告書（A4判 5～6枚程度）を提出する。また、実地研究Ⅰ報告書の作成においては、研究者教員や実務家教員と議論し、課題解決の具体的な方策についても検討するものとする。主な内容を下記に示す。

事前指導①②については、学卒院生と共通にして、全体指導を実施する。この中で、児童や生徒の状況掌握の方法については、学卒院生に助言するなどメンター的な要素を取り入れる。

③これまでの勤務校での授業実践の省察Ⅰ（目標と方法）

④これまでの勤務校での授業実践の省察Ⅱ（活動と評価）

⑤これまでの勤務校での学校課題の省察Ⅰ（学習指導）

⑥これまでの勤務校での学校課題の省察Ⅱ（生徒指導）

⑦研究協力校等に向いての調査及び実態把握（フィールドワーク①：教育課程の課題）

⑧フィールドワークのまとめと討議

⑨研究協力校等に向いての調査及び実態把握（フィールドワーク②：教科指導の課題）

⑩フィールドワークのまとめと討議

⑪研究協力校等に向いての調査及び実態把握（フィールドワーク③：生徒指導・教育相談の課題）

⑫フィールドワークのまとめと討議

⑬研究協力校等に向いての調査及び実態把握（フィールドワーク④：教育経営の課題）

⑭フィールドワークのまとめと討議

⑮研究協力校等に向いての調査及び実態把握（フィールドワーク⑤：学校と教職の課題）

⑯フィールドワーク⑤のまとめと討議

⑰全体報告と討議Ⅰ

⑱全体報告と討議Ⅱ

⑲⑳実地研究Ⅰ報告書作成について

この実地研究Ⅰの対応は、埼玉県教育委員会・さいたま市教育委員会との教職大学院設置に向けての検討過程で、これまでの長期研修（内地留学）の良い部分であった、一定の時間をかけてこれまでの教育実践を専門的な知見を基に振り返る活動にあててほしいとの依頼を受けている。

特に、派遣で入学する現職院生は、学校現場で核となって勤務し十分な実務経験を積んだ実践的力量的の高い教員を選抜試験にて選定し派遣される予定であり、実践と理論を往還する活動が重要であるため、初年度の実習科目については、課題提出等の読替をしてほしいとの要望を受けての制度設計である。

また、埼玉県教育委員会からの要望書の中には、下記のような文面が記されています。教職大学院での研修において、より深い専門性を身に付けることができるよう、現職派遣教員に対する指導担当教員の明確化をお願いします。このことは、2年目の学校での研修においても、1年目の研修が学校現場の実践に強く結びつくことにつながることから、より有益であると考えます。

その際、実践経験豊富な現職派遣教員にとっての理論研究が一層充実できるよう、実習科目については課題提出等の読替なども含め、指導担当教員から理論的裏付けに基づく確かな指導を継続的に受けることができる仕組みの整備もお願いします。

埼玉県教育委員会としては、実践と理論の往還の実現のために、例えば、教職大学院での1年目の研修の中で、現職派遣教員が連携協力校等の研修会や学校経営等に係る研修会に参加する機会を設けること、2年目の学校での研修の中で1年目の研修の成果を生かし、当該校の課題解決に取り組んだり県教育委員会主催の研修会等でその成果を広く県内に普及したりする機会を設けること等を考えております（以上、引用）。

そのため、本教職大学院の現職教員の入試にあたっては、両教育委員会を通して、研究計画書の提

出を求める予定であるが、その中において、現任校における学校改革や授業改善、また、様々な教育的ニーズに応じた適切な学習支援等に資する課題の明確化とその解決を目指し、現任校の実態に即した教育研究が進められる内容となっていることを要件とする。これにより、1年次から課題意識をもって研究に取り組み、フィールドワークなどを基に実地研究Ⅰ報告書の作成を通して、学校改革や授業改善、また、様々な教育的ニーズに応じた適切な学習支援等の面でリーダーとしての役割を担えるよう力量を高める。そして、2年次には現任校における勤務の中で、その成果を生かすとともに、継続して研究に取り組み、その力量を一層高めるようにする。

#### ④実地研究Ⅱ（学卒院生）

学卒院生は、実地研究Ⅰ及び課題研究Ⅰにより深めた学校教育に対する課題意識を基に、課題研究Ⅱとの往還、連携協力校等での実践を通して、研究テーマに関する課題の解決策を立案する能力及び解決のための実践力を高める。

そのため、学卒院生を所属コース及び研究テーマに応じて、連携協力校等（現職院生の所属校を含む。）に配属する。そして、事前指導を踏まえて、大学院の指導教員、連携協力校等の指導教員からの指導助言、また、現職院生の助言を受けながら、研究テーマの深化を図れるよう実践と検証を行う。主な内容を下表に記す。

実地研究の視点	主な活動内容
オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当教員との打ち合わせ</li> <li>・学校経営の概要説明と実地研究Ⅱの計画・方法の確認</li> </ul>
教育課程編成の課題探求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体計画・年間指導計画等作成の実際</li> <li>・教育課程編成の課題探求</li> <li>・教育課程の実施・評価・改善についての課題探求と課題解決</li> </ul>
教科指導等（外国語活動・総合的な学習の時間を含む）の課題探求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年（教科等）の指導計画作成の実際</li> <li>・小単元の指導計画（教科等）作成の実際（評価を含む）</li> <li>・指導案の検討と教材開発の実際</li> <li>・授業実践を通じた教科指導等の課題探求と討議</li> </ul>
道徳教育に係る課題探求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育に係る国の動向及び現状についての理解</li> <li>・道徳教育の全体計画と年間指導計画作成の実際</li> <li>・道徳の時間の指導案の検討</li> <li>・授業実践等を通じた道徳教育の課題探求と討議</li> </ul>
特別活動に係る課題探求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別活動に係る国の動向及び現状についての理解</li> <li>・特別活動の全体計画と年間指導計画作成の実際</li> <li>・学校行事、児童会・生徒会活動等への臨時的関わり</li> <li>・学級活動の時間の指導案検討</li> <li>・授業実践等を通じた特別活動の課題探求と討議</li> <li>・進路指導に係る課題探求と討議</li> </ul>
学級経営に係る課題探求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級経営（案）作成の実際</li> <li>・学級集団の形成と学級経営に係る課題探求と討議</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ、不登校、学級崩壊等への対応の実際</li> <li>・家庭（保護者）との連携に係る課題探求と討議</li> </ul>
生徒指導・教育相談に係る課題探求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導・教育相談に係る国の動向及び現状についての理解</li> <li>・生徒指導（教育相談）全体計画と年間指導計画作成の実際</li> <li>・生徒指導（教育相談）、生徒理解の実際と課題探求及び討議</li> <li>・授業実践を通じた学習指導と生徒指導の関連の実際</li> <li>・各教科、道徳教育、特別活動との関連の実際</li> <li>・教育相談室の役割と業務についての具体的理解</li> <li>・カウンセリングの技法と具体的実践</li> <li>・他の機関等との連携の実際</li> <li>・問題行動等への対応と指導の実際</li> </ul>
学校・家庭・地域の連携に係る課題探求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校と家庭・地域の連携に係る課題探求と討議</li> <li>・PTA活動の実際、地域と連携した取組の実際</li> </ul>

学卒院生の場合の、実地研究Ⅱのタイムスケジュールを下表に示す。

1日（8時間）×2日（木・金）	16時間
13週間 × 16時間	208時間
事前指導 2時間×2回	4時間
事後指導 2時間×2回	4時間
合計	216時間

4月2週	4月3週	4月4週	5月1週	5月2週	5月3週	5月4週	5月5週	6月1週	6月2週	6月3週	6月4週	7月1週	7月2週	7月3週
事前指導	実習スタート													事後指導
2日（木金）														

⑤実地研究Ⅱ（特別支援教育）（学卒院生）

学卒院生は、実地研究Ⅰ（特別支援教育）及び課題研究Ⅰ（特別支援教育）により深めた特別支援教育に対する問題意識を基に、実地研究Ⅱ（特別支援教育）における実践的課題探究に臨む。このことを通して、特別支援教育の現代的教育課題の解決に向けて必要とされる思考力と実践力を高める。

学卒院生は所属コース及び研究テーマに応じて、現職院生の所属校、または、大学近隣の連携協力校等に配属される。主な内容を下表に記す。

項目	主な内容
オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当教員との打ち合せ</li> <li>・ 実地研究Ⅱ（特別支援教育）の概要説明</li> </ul>
教育課程編成の課題探究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育における教育課程編成の実際</li> <li>・ 教育課程編成の課題探究</li> <li>・ 教育課程編成の課題解決と理論化</li> </ul>
心理教育アセスメントの課題探究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育における心理教育アセスメントの実際</li> <li>・ 心理教育アセスメントの課題探究</li> <li>・ 心理教育アセスメントの課題解決と理論化</li> </ul>
実践における学習集団作りの課題探究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育の実践における学習集団作りの実際</li> <li>・ 学習集団作りの課題探究</li> <li>・ 学習集団作りの課題解決と理論化</li> </ul>
特別な教育的支援の実践と課題探究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別なニーズに応じた教育的支援の実際</li> <li>・ 特別なニーズに応じた教育的支援の課題探究</li> <li>・ 特別なニーズに応じた教育的支援の課題解決と理論化</li> </ul>
特別支援教育の現代的課題の探究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育課程編成・心理教育アセスメント・学習集団作り・教育支援の実践の振り返り</li> <li>・ 特別支援教育の今後の課題のまとめ</li> <li>・ 実践力向上にむけた自己評価と今後の課題のまとめ</li> </ul>

学卒院生の場合の、実地研究Ⅱ（特別支援教育）のタイムスケジュールを下表に示す。

1日（8時間）×2日（木・金）	16時間
13週間 × 16時間	208時間
事前指導 2時間×2回	4時間
事後指導 2時間×2回	4時間
合計	216時間

4月2週	4月3週	4月4週	5月1週	5月2週	5月3週	5月4週	5月5週	6月1週	6月2週	6月3週	6月4週	7月1週	7月2週	7月3週
事前指導	実習スタート	→										事後指導		
2日（木金）														

## ⑥実地研究Ⅱ（現職院生）及び実地研究Ⅱ（特別支援教育）（現職院生）

現職院生は、2年次には、勤務校において課題解決に向けて実践的に研究を継続する。

1年次の実地研究Ⅰ報告書を生かした学校課題の明確化とその分析を基に、実際に学校内外と協働して課題解決に取り組む力量や授業改善、また、様々な教育的ニーズに応じた適切な学習支援等を組織的にリードし、学校全体の授業力向上や学習支援等の充実を図る力量を養う。

＜勤務校での実地研究の水准确保＞

- ・研究者教員、実務家教員、所属校指導教員等により現職院生の実地研究の取り組み状況などについて定期的な研究協議を実施する。
- ・実践的活動の内容及び自己評価を記録した実地研究日誌を校長に提出して指導を受ける機会を確保し、勤務と実地研究の区別を明確にする。
- ・勤務校の教頭や主幹教諭からの直接指導により経営的視点から力量を高める。
- ・定期的に大学教員（主担当・副担当）が学校を訪問して指導を行い、研究の理論的深化を図る。

実地研究Ⅰ及び課題研究Ⅰを通して深めた学校教育に対する課題意識に基づき、教育現場での実践を通して、その解決策を立案する能力及び解決のための実践力を高める「実地研究Ⅱ」を開設する。

到達目標は、自らの課題解決に向けた実践の実施と省察の態度形成である。

### 〔6〕実習の事前・事後に履修すべき学習内容

実習（「実地研究Ⅰ・Ⅱ」）では、事前・事後指導をそれぞれ2時間ずつ設けている。事前指導の主な内容は、教育現場の現代的課題を踏まえ、実習校に関する情報を収集すること、実習・研究計画を確認すること、教育現場での実践の観察・記録法の確認を行うことである。事後指導の主な内容は、実習・研究計画に基づき、実習・研究の成果報告を行うこと、教育現場の現代的課題に照らして、自らの実習・研究内容を省察することである。

以上の事前・事後指導の内容に加え、本専攻のカリキュラムに沿った学修が、学校教育の実践上の課題を現実的かつ効果的に解決する力を育成する支えとなる。教育現場で生じる課題を解決する実践力を向上させるためには、教育現場での教育実践の文脈に身を置いた学びの機会である実習での経験を客観的に分析・考察し、その解決に役立つ可能性のある心理学的・教育学的理論を実践の文脈の中で捉え直すことが必要である。「課題研究」は「実地研究」と同時進行で進められるものだが、「実地研究」での実践を省察し、客観的分析と理論に支えられた新たな実践を計画することが主な内容となる。そういった点から、「課題研究」は「実地研究」の事後学習であると同時に、次の「実地研究」のための事前学習であるとも言え、「実地研究」を支える重要な柱となる授業科目である。

ただし、「実地研究」と同時に進められる「課題研究」は、「実地研究」における実践に基づいて行われるものであるため、取り扱う内容が狭い範囲に限定される可能性が大きい。教育実践の場で遭遇する可能性のある多様な問題に対する事前・事後学習としては、教育現場の様々な課題に目を向ける授業科目の果たす役割も大きい。

共通科目は、現代の教育現場が抱える課題を、講義のみでなくディスカッションやディベートを通して多面的・多層的に捉え、教育実践のための基礎力を養う科目である。教育現場の課題解決に求められる基礎力を集中的に養う機会である共通科目は、1年次の「実地研究Ⅰ」の事前学習であるとともに、2年次の「実地研究Ⅱ」の重要な事前学習でもある。

コース選択科目は、コースのより具体的な目的に沿って、教育現場の実践的課題をより深く追究することを目標として用意されている。そういった意味では、現代の教育課題とその解決に資する理論とをより深いレベルで学習する機会となる。「実地研究」での実践を単なる経験に終わらせないためには、事前のコース選択科目における学習が重要な意味をもつと考えている。

#### (1) 現職院生が勤務校で実習を行う際の実習水準の確保について

研究者教員、実務家教員、所属校指導教員等、現職院生の定期的な研究協議を実施する。また、課

題研究Ⅱにおいて指導する。

1年次の実地研究Ⅰ報告書を生かした学校課題の明確化とその分析を基に、実際に学校内外と協働して課題に取り組む力量や授業改善、また、様々な教育的ニーズに応じた適切な学習支援等を組織的にリードし、学校全体の授業力向上や学習支援等の充実を図る力量を養う。その際、下記の具体的内容に基づいて実地研究の水準を確保する。

＜勤務校での実地研究の水準確保＞

- ・研究者教員、実務家教員、所属校指導教員等により現職院生の実地研究の取り組み状況などについて定期的な研究協議を実施する。
- ・実践的活動の内容及び自己評価を記録した実地研究日誌を校長に提出して指導を受ける機会を確保し、勤務と実地研究の区別を明確にする。
- ・勤務校の教頭や主幹教諭からの直接指導により経営的視点から力量を高める。
- ・定期的に大学教員（主担当・副担当）が学校を訪問して指導を行い、研究の理論的深化を図る。

## (2) 学生へのオリエンテーションの内容、方法

毎年度の初めに、ねらい、基本計画等に関するオリエンテーションを実施する。

## 〔7〕 実習指導体制と方法

### (1) 巡回指導計画

実地研究に関する短期的な達成課題等を設定し、指導教員が原則として2週に1度巡回して半日程度の指導を行う。その際に、研究者教員と実務家教員が協力して2名体制で指導に当たる。

### (2) 学生へのフィードバック、アドバイスの方法等

実習先での研究協議とは別に大学院において、課題研究の時間の中で、研究者教員及び実務家教員から研究テーマを進化させる視点から指導助言を定期的に行う。その際、レポートの提出を課すなどして研究の深化を促す。

## 〔8〕 連携協力校との連携体制

### (1) 連携協力校等との連携の具体的方法、内容

学卒院生・現職院生1人1人に指導教員等を配置し、連携協力校等での指導体制を整える。また、連携協力校等及び県・市町村教育委員会担当者を交えた連絡協議会を設置し、年2回程度を目安に必要なに応じて会議を開催する。また、各連携協力校等とは、定期的な訪問指導時に所属校指導教員等との研究協議を実施する。

### (2) 大学と連携協力校等の緊急連絡体制

大学、県・市町村教育委員会、各連携協力校等の担当者間で緊急連絡網を整備する。また、各連携協力校等の指導教員等と大学の指導教員との間に日常的な連絡体制を整備する。

### (3) 実習前、実習中、実習後等における連携協力校等との調整・連絡等

連携協力校及び県・市教育委員会担当者を交えた連絡協議会をベースとして調整・連絡等を実施する。

## 〔9〕 単位認定等評価方法

### (1) 学生の評価方法

原則として、全ての実地研究において、連携協力校等の指導教員単独による評価は行わない。各実地研究のねらいがどの程度達成されているかという観点から、学生の実地研究記録の内容、事前・事

後指導、課題研究、実践検討会などでの取り組み等に基づき、連携協力校等の指導教員と大学院指導教員の連携のもと、相談の上、評価する。

## (2) 大学における単位認定方法

実習先が学生により異なるので、評価基準を確保するために、全ての実地研究について、実習校指導教員と大学院指導教員の連携による成績評価を基に、教職実践専攻委員会が原案を作成し、最終的な単位認定（成績評価）は、研究科委員会で行う。

## 別添資料目次

【添付資料 1 : 埼玉県教育委員会、さいたま市教育委員会からの要望書】	1
【添付資料 2 : 実地研究の在り方】	9
【添付資料 3 : 教職大学院の専任教員が担当する学部・大学院の科目一覧】	21
【添付資料 4 : 教職大学院の専任教員が担当する授業（時間割）一覧】	31
【添付資料 5 : 教育実践総合センター教職大学院ブランチ配置図】	37
【添付資料 6 : 特別支援教育臨床研究センター教職大学院ブランチ配置図】	41
【添付資料 7 : コモ棟 2 階クリニコスホール配置図】	45
【添付資料 8 : 修士課程と専門職学位課程の比較対照表】	49
【添付資料 9 : 「埼玉大学教職大学院の認証評価実施について」（平成 26 年 11 月 17 日）】	53



埼玉県教育委員会，さいたま市教育委員会からの要望書



平成27年3月17日

埼玉大学教育学部長 様

埼玉県教育委員会教育長



## 埼玉大学教職大学院設置にあたっての要望について

貴大学教育学部とは、連携協定に基づき、平成17年から毎年連携協議会を開催し、教員の養成・採用・研修等についての情報交換や協議等を継続してまいりました。平成28年度の教職大学院設置にあたりましては、引き続きこの連携協議会を活用いただくとともに、特に下記の現状と課題及びこれらを踏まえた要望事項について御配意いただき、緊密な連携を図ることにより、本県教育の一層の推進・充実に御協力くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 現状と課題

我が国の社会状況は、少子高齢化やグローバル化が進展するとともに、東日本大震災を機に「人の絆」の大切さが再認識されるなど、大きく変化しています。また、いじめや不登校等への対応、特別支援教育の充実、ICTの活用等、教育を取り巻く諸課題は高度化・複雑化しています。

埼玉県教育委員会としては、社会がどのように変化しようとも、子供たちが自らの力で人生を切り拓き、幸福な生涯を実現するとともに、社会の中で役割を果たしていくことができるよう、一人一人のよさを伸ばし、よさを活かして「生きる力」を確実に伸ばす教育の充実に全力を尽くしていくことが重要であると考えます。

そこで、個々の教職員が自らの職責と学び続ける教職員としての在り方を自覚しながら、能力を発揮することが大切であると考えます。

現在、本県教育を支えてきた教職員が大量に退職する時期を迎えており、新たに採用した教職員の資質を高め、優れた教職員育成のための取組を進めることがこれまで以上に求められています。また、変化の激しい社会の波を受けながらも、不易と流行をしつかりと見定めた学校経営を推進し、学校教育の質の維持向上を図るため、優れた指導力と使命感を兼ね備えた教職員の育成を着実に行うことが必要です。

## 2 要望事項

埼玉県教育委員会としては、学校現場における今日的な様々な教育課題へ対応するにあたり、学校現場と行き来しながら実践研究を進める教職大学院が埼玉大学に設置され、将来のスクールリーダーとして活躍するべく現職教員の学ぶ機会が確保されることは、そこで学んだ英知と実践力を学校経営に還元するだけでなく、地域や本県へ成果を広めることで本県教職員の資質能力の向上に大きく寄与するものと考えております。

貴大学におかれましては、これらのことを十分に御理解いただくとともに、本県が推進している「第2期 生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ー」や新たな教育委員会制度に伴って4月以降に知事が策定する予定となっている大綱の内容にも御配慮いただいた上で、以下の内容について検討願います。

### (1) 教職員同士の学び合いやチームで対応する体制づくりのためのカリキュラム編成・実施

スクールリーダーとして必要なことは、強いリーダーシップと教職員一人一人が個性を生かし能力を発揮し、チームとして組織的かつ効果的な対応ができるようにするための優れた組織マネジメント能力であると考えます。

ベテラン教職員の指導技術を伝承し優れた教職員を育成するために校内研修の活性化を図り、学び合い学び続ける教職員集団づくりをリードする力や、想定できないような突如の事態に対してもチームで迅速かつ的確に対応することのできるリスクマネジメント・クライシスマネジメント能力等がスクールリーダーに求められる重要な要素と考えます。

このような力を身に付けたリーダーのいる学校では、個々の教職員が自らの職責と学び続ける教職員としての在り方を自覚しながら組織の一員として能力を発揮するとともに、学校の組織力を強化することで、児童生徒一人一人の「生きる力」の育成につなげることができると考えます。

これらを踏まえ、教職員同士の学び合いやチームで対応する体制づくりのためのカリキュラム編成・実施の検討をお願いします。

### (2) 連携協力校等の学校現場をフィールドにした実践と理論の往還カリキュラム編成・実施

スクールリーダーとして必要なことは、地域や自校の現状と課題を明確に把握し、実態に応じた教育課程を編成・実施することです。また、実施にあたっては、教職員や保護者のみならず、地域や関係機関との連携を図ることが重要であると考えます。

国では「子供の豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ～地域とともにある学校づくりの推進方針～」において、子供たちの豊かな育ちを確保するために、すべての学校が、地域の人々と目標を共有した上で、地域と一体となって子供たちを育むための「コミュニティ・スクール」の設置促進について述べています。

学校や子供たちが抱える課題等を解決するとともに、子供たちが豊かで健やかな成長を遂げるためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠です。

これらを踏まえ、連携協力校や県及び市町村の研究委嘱校等の学校現場をフィールドにした実践と理論の往還カリキュラム編成・実施の検討をお願いします。

### (3) 教科等における専門性に裏付けられた指導力の更なる向上を目指したカリキュラム編成・実施

スクールリーダーとして必要なことは、マネジメント能力の向上と併せて、教科等の実践的な指導方法とその理論を確立することであると考えます。教科等の専門性に裏付けられた確固たる指導力をもつことが、学校をマネジメントする上でも要求されます。また、国の教育の動向や本県・市町村・自校の実態を踏まえた学校での学習方法や指導の在り方について明確にすること等も求められます。特に、中央教育審議会の諮問に触れられているアクティブ・ラーニングや本県で推進している協調学習などの多様な学び合いは、近年ますます重要になり、それらに対応していくことも大切であると考えます。さらに、今後ますます、各教科と総合的な学習の時間・特別活動等との関連を図った学力向上についても研究すべき重要性が高まることと考えます。

この優れた指導性に裏付けられたマネジメント能力は、地域や県内の教職員の資質能力の向上へ大きく寄与するものと考えます。

これらを踏まえ、教科等における専門性に裏付けられた指導力の更なる向上を目指したカリキュラム編成・実施の検討をお願いします。

### (4) 生徒指導や特別支援教育・健康教育・国際理解教育等の視点を踏まえたカリキュラム編成・実施

スクールリーダーとして必要なことは、学校教育に関する幅広い見識をもち、全ての教育活動を関連付けて考え、実践する資質・能力が重要であると考えます。

特別支援教育においては、インクルーシブ教育システムの構築の必要性が国で示され、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会の実現に向けた教育をより一層推進していく必要があります。生徒指導においては、児童生徒の個性の伸長と社会的資質や行動力を高めるために、学校が一貫性をもった生徒指導体制を確立し、家庭・地域・関係機関と連携して取り組むことが重要です。健康教育においては、学校が計画に基づいた校内の指導体制を確立し、児童生徒の健やかな体を育むとともにアレルギー等への対応策等、家庭や地域の関係機関との連携を図りながら取り組むことが重要です。国際理解教育においては、伝統と文化を尊重し、我が国と郷土埼玉を愛する態度や、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うとともに、高い志や創造性、チャレンジ精神をもった人材を育成する教育を推進することが大切です。

これらのような幅広い知識と柔軟な思考力に基づいて学校教育を捉えることは、全ての教育活動を関連付ける一貫した考え方に裏付けられた優れた指導力と更なるマネジメント能力の向上につながり、このことは、地域や県内の教職員の資質能力の向上へ大きく寄与するものと考えます。

これらを踏まえ、生徒指導や特別支援教育・健康教育・国際理解教育等の視点を踏まえたカリキュラム編成・実施の検討をお願いします。

以上、要望としてカリキュラム編成・実施の検討をお願いするものですが、併せて、連携協力校に対する配慮事項として、埼玉大学が県教育委員会や当該市町村教育委員会と連携を密に図り、教職大学院での研修の成果を該当する学校の児童生徒に還元できる仕組み

づくりなどの整備がなされるようお願いします。

さらに、教職大学院での研修において、より深い専門性を身に付けることができるよう、現職派遣教員に対する指導担当教員の明確化をお願いします。このことは、2年目の学校での研修においても、1年目の研修が学校現場の実践に強く結びつくことにつながることから、より有益であると考えます。

その際、実践経験豊富な現職派遣教員にとっての実践の裏付けとなる理論的な学習が一層充実できるよう、実習科目については課題提出等の読替なども含め、指導担当教員から理論的裏付けに基づく確かな指導を継続的に受けることができる仕組みの整備もお願いします。

埼玉県教育委員会としては、実践と理論の往還の実現のために、例えば、教職大学院での1年目の研修の中で、現職派遣教員が連携協力校等の研修会や学校経営等に係る研修会に参加する機会を設けること、2年目の学校での研修の中で1年目の研修の成果を生かし、当該校の課題解決に取り組んだり県教育委員会主催の研修会等でその成果を広く県内に普及したりする機会を設けること等を考えております。

このような研修を積んだ教員は、教職員のリーダーとしてだけでなく、県若しくは市町村教育委員会の指導主事又は管理主事等、教育行政の担い手としても活躍できる人材になると考えております。

今後、埼玉大学教職大学院が、知の流通の拠点、教職員のネットワークの核となって埼玉県全体の更なる教育力向上のために御尽力くださいますようお願いいたします。



KAモデル～」の活用など学校における安全教育の推進、「子どものための体力向上サポートプラン」の推進など、さいたま市の明日を担う子どもたちの夢をかなえ、可能性を広げる教育施策の推進に取り組みます。

## 2 埼玉大学教職大学院設置にあたっての要望

1の課題等の解決に向けて、特に次の諸点について強く要望するものです。

- (1) 本市においては「さいたま市小・中一貫教育」の全校実施や、国に先行して取り組む英語教育改革など、時代の変化に即した様々な教育施策に取り組んでおり、新しい時代にふさわしい資質能力を備えた教員の育成が急務であることから、貴教職大学院においては、管理職となる資質能力とともに教科等の専門性など、幅広い視野・専門性をもつ人材の育成をお願いします。
- (2) 本市においても、教員の大幅な世代交代が進展しており、その対応が求められています。また、これからの学校は家庭や地域との連携をより強固にして教育活動を展開していかなければなりません。したがって、個人的な力量を高めることだけではなく、人的ネットワークの構築や教育技術の伝承ができる組織づくりなどに寄与できる人材の育成をお願いします。
- (3) カリキュラムの中に、学力向上や特別支援教育、教育相談など、本市が重視して取り組んでいる内容があると、修了後本市全体の教育の充実・発展に貢献することにつながりますので、検討をお願いします。特に、特別支援学校教諭専修免許を取得するためのカリキュラムや、臨床心理士等の心理学関係の資格取得につながるためのカリキュラムの検討をお願いします。
- (4) 現職派遣教員については、学校現場で核となって勤務し十分な実務経験を積んだ実践的力量的の高い教員を選抜試験にて選定し派遣する予定です。したがって、実践を裏付ける理論の学修が重要ですので、初年度の実習科目については、課題提出等の読替により、課題意識に応じた学修や講義の受講時間の確保ができるようカリキュラムの検討をお願いします。
- (5) 将来、管理職となる者であっても教員としての基盤となる教科等の指導力は重要であり、特に現職派遣教員については若手の教員を指導できる力量が不可欠であると考えています。各教科等の研究会の指導助言者になることは、管理職として大切な業務の一つであり、最新の教育事情を踏まえた指導ができる知識と技能を習得できる講義群とともに、学習指導案検討や授業研究など実践的なスタイルでの演習などを通じて指導者としての力量が高められるようカリキュラムの検討をお願いします。
- (6) 学部卒院生の実習科目については、研究成果等が連携協力校の児童生徒、教職員に直接還元できる内容となるようお願いします。

## 実地研究の在り方



## [1] 実地研究の在り方（実習科目の取り扱い）

埼玉大学教職大学院においては、実習に関する科目を「実地研究」という名称で実施する。これは、学校現場に「教育実習」というイメージを払拭するために用いた言葉で、関係教育委員会との検討会でも要望のあったことから、この名称としている。

### (1) 学校における実習科目（実地研究）

教職大学院においては、学卒院生においてもすでに教員免許状は取得しており、そのための教育実習を履修済みである。このことから、本教職大学院においては、実習をさらに高度の教育実践力の獲得をめざし各自が研究テーマを持って取り組む「実地研究」として位置付ける。

	科目名称	履修年次	単位数	
			必修	選択
学校における実習科目	実地研究I	1	4	
	実地研究I（特別支援教育）※	1	4	
	実地研究II	2	6	
	実地研究II（特別支援教育）※	2	6	

※特別支援に関する専修免許を取得するものは実地研究I・II（特別支援教育）を履修する。

#### ①実地研究I（学卒院生の内容）

学卒院生の場合、直ちに学校の実践的で実態に適合した研究テーマを持つことが困難であると考えられるため、主に附属学校における訪問観察を行いながら、幼児・児童・生徒の発達理解と学校教育の全体構造とを関連づけ、学校教育における実践を深く理解できるようにする。

その際、「課題研究I」との往還を重視し、学校における様々な教育場面の多様な教育実践に臨時的に関わる経験を生かして各自が研究テーマを明確にするとともに、学校組織の一員としての実践力を高められるようにする。主な内容を下表に記す。

研究・観察の視点	主な活動内容
オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校訪問と担当教員との打ち合わせ</li> <li>・附属学校の学校経営の概要説明と実地研究Iの計画・方法の確認</li> </ul>
教育課程の実際（基本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体計画と年間指導計画等</li> <li>・教育目標達成のための具体的な研究の取組等</li> <li>・教育課程の実施・評価・改善についての理解 等</li> </ul>
教科等の授業観察と実践（外国語活動・総合的な学習の時間を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年（教科等）の指導計画の理解と授業観察</li> <li>・小単元の指導計画（教科等）の作成と討議（評価を含む）</li> <li>・指導案の検討と教材開発</li> <li>・授業実践と討議</li> </ul>
道徳の授業観察と実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育についての理解</li> <li>・道徳教育の全体計画と年間指導計画</li> <li>・道徳の時間の指導案の検討</li> <li>・授業実践と討議 等</li> </ul>
特別活動の観察と実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別活動についての理解</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別活動の全体計画と年間指導計画</li> <li>・学校行事、児童会・生徒会活動等の観察と臨床的関わり、事例研究</li> <li>・学級活動の時間の指導案検討、授業実践と討議</li> <li>・進路指導の実際、事例研究</li> </ul>
学級経営の実際	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級経営方針・状況の把握</li> <li>・学級経営（案）</li> <li>・学級集団の形成と学級経営</li> <li>・いじめ、不登校、学級崩壊等への対応</li> <li>・家庭（保護者）との連携 等</li> </ul>
生徒指導・教育相談の観察と実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導・教育相談についての理解</li> <li>・生徒指導（教育相談）全体計画と年間指導計画</li> <li>・生徒指導（教育相談）の観察、事例研究</li> <li>・生徒理解の実際、事例研究</li> <li>・学習指導と生徒指導の関連</li> <li>・各教科、道徳教育、特別活動との関連</li> <li>・教育相談室の役割と業務</li> <li>・カウンセリングの技法と実践</li> <li>・他の機関等との連携、事例研究</li> <li>・問題行動等への対応と指導 等</li> </ul>
P T A活動の実際	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校と家庭の連携</li> <li>・P T A活動の理解、事例研究 等</li> </ul>

## ②実地研究I（特別支援教育）（学卒院生の内容）

実地研究では、学部段階で習得した特別支援教育に関する基礎的知識をもとに、附属学校での観察、教育実践への参加を通して、特別支援教育における実践力の一層の向上を図ること、特別支援教育の実践における現代的課題を探究することを目的とする。

進め方としては、課題研究I（特別支援教育）の授業との往還により、実地研究I（特別支援教育）を通した学習内容、実践上の経験を繰り返し省察する。このことを通して、特別支援教育において求められている実践力を実際の教育現場での深い体験と考察をもとに育てる。また、合わせて実地研究II（特別支援教育）における実践的課題探究に向けた問題意識を明確にする。主な内容を下表に記す。

項目	主な内容
オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当教員との打ち合せ</li> <li>・実地研究I（特別支援教育）の概要説明</li> </ul>
特別支援教育の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の学校における特別支援教育</li> <li>・特別支援学校における特別支援教育</li> </ul>
教育課程の編成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領の理解</li> <li>・教育課程編成の実際</li> <li>・教育課程編成の課題</li> </ul>
校内支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育校内支援体制の理解</li> <li>・特別支援教育コーディネーターの役割</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育校内体制の課題</li> </ul>
心理教育アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達障害幼児・児童・生徒の行動・認知特性の基礎</li> <li>・ 発達障害幼児・児童・生徒の心理教育アセスメントの理解</li> <li>・ 発達障害幼児・児童・生徒の心理教育アセスメントの実際</li> <li>・ 発達障害幼児・児童・生徒の心理教育アセスメントの課題</li> </ul>
環境整備と合理的配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合理的配慮の概念の理解</li> <li>・ 合理的配慮としての環境整備の実際</li> <li>・ 合理的配慮としての環境整備の課題</li> </ul>
個別支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別の教育支援計画・個別の指導計画の理解</li> <li>・ 個別の教育支援計画・個別の指導計画の実際</li> <li>・ 個別の教育支援計画・個別の指導計画の課題</li> </ul>
特別支援教育の実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達障害幼児・児童・生徒の心理特性の理解</li> <li>・ 発達障害幼児・児童・生徒の心理教育アセスメント</li> <li>・ 発達障害幼児・児童・生徒の教育環境アセスメント</li> <li>・ 発達障害幼児・児童・生徒の支援計画の立案</li> <li>・ 発達障害幼児・児童・生徒の支援計画の実施</li> <li>・ 発達障害幼児・児童・生徒の支援計画の評価と修正</li> <li>・ 発達障害幼児・児童・生徒支援の修正計画の実施</li> <li>・ 発達障害幼児・児童・生徒の支援実践の整理</li> </ul>
特別支援教育の実践課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育課程編成・校内支援体制・心理教育アセスメント・合理的配慮と基礎的環境整備・教育支援実践のまとめ</li> <li>・ 特別支援教育の実践上の課題の明確化</li> </ul>

### ③実地研究I（現職院生）及び実地研究I（特別支援教育）（現職院生）

現職院生については、入学時に提出する研究計画書に基づき、前期（4～9月）にかけて、附属学校園、文部科学省や県市の研究協力校等に対して、フィールドワークを5日間以上実施するとともに、これまでの勤務校での授業実践や学校課題の省察を行い、実地研究I報告書（A4判 5～6枚程度）を提出する。また、実地研究I報告書の作成においては、研究者教員や実務家教員と議論し、課題解決の具体的な方策についても検討するものとする。主な内容を下記に示す。

事前指導①②については、学卒院生と共通にして、全体指導を実施する。この中で、児童や生徒の状況掌握の方法については、学卒院生に助言するなどメンター的な要素を取り入れる。

③これまでの勤務校での授業実践の省察Ⅰ（目標と方法）

④これまでの勤務校での授業実践の省察Ⅱ（活動と評価）

⑤これまでの勤務校での学校課題の省察Ⅰ（学習指導）

⑥これまでの勤務校での学校課題の省察Ⅱ（生徒指導）

⑦研究協力校等に出向いての調査及び実態把握（フィールドワーク①：教育課程の課題）

⑧フィールドワークのまとめと討議

⑨研究協力校等に出向いての調査及び実態把握（フィールドワーク②：教科指導の課題）

⑩フィールドワークのまとめと討議

⑪研究協力校等に出向いての調査及び実態把握（フィールドワーク③：生徒指導・教育相談の課題）

⑫フィールドワークのまとめと討議

⑬研究協力校等に出向いての調査及び実態把握（フィールドワーク④：教育経営の課題）

⑭フィールドワークのまとめと討議

⑮研究協力校等に出向いての調査及び実態把握（フィールドワーク⑤：学校と教職の課題）

⑯フィールドワーク⑤のまとめと討議

⑰全体報告と討議Ⅰ

⑱全体報告と討議Ⅱ

⑲⑳実地研究Ⅰ 報告書作成について

この実地研究Ⅰ及び実地研究Ⅰ（特別支援教育）の取り組みは、埼玉県教育委員会・さいたま市教育委員会との教職大学院設置に向けての検討会の中で、これまでの長期研修（内地留学）の良い部分であった、一定の時間をかけてこれまでの教育実践を専門的な知見を基に振り返る活動にあてることにより、理論と実践の往還ができるように制度設計をしてほしいとの依頼を受けている。

また、埼玉県教育委員会からの要望書の中には、下記のような文面が記されています。

教職大学院での研修において、より深い専門性を身に付けることができるよう、現職派遣教員に対する指導担当教員の明確化をお願いします。このことは、2年目の学校での研修においても、1年目の研修が学校現場の実践に強く結びつくことにつながることから、より有益であると考えます。

その際、実践経験豊富な現職派遣教員にとっての理論研究が一層充実できるよう、実習科目については課題提出等の読替なども含め、指導担当教員から理論的裏付けに基づく確かな指導を継続的に受けることができる仕組みの整備をお願いします。

埼玉県教育委員会としては、実践と理論の往還の実現のために、例えば、教職大学院での1年目の研修の中で、現職派遣教員が連携協力校等の研修会や学校経営等に係る研修会に参加する機会を設けること、2年目の学校での研修の中で1年目の研修の成果を生かし、当該校の課題解決に取り組んだり県教育委員会主催の研修会等でその成果を広く県内に普及したりする機会を設けること等を考えております（以上、引用）。

このように、派遣で入学する現職院生は、学校現場で核となって勤務し十分な実務経験を積んだ実践的力量的の高い教員を選抜試験にて選定し派遣される予定であり、実践と理論を往還する活動が重要であるため、初年度の実習科目（実地研究Ⅰ（現職院生））については、入学時に提出する研究計画書に基づき、前期（4～9月）にかけて、附属学校園、研究協力校、文部科学省や県市の研究協力校等に対して、フィールドワークを5日間以上実施するとともに、勤務校での授業実践や学校課題の省察を行い、実地研究Ⅰ報告書（A4判 5～6枚程度）を提出する制度設計である。さらに、本教職大学院の現職教員の入試にあたっては、両教育委員会を通して、研究計画書の提出を求める予定であるが、その中において、現任校における学校改革や授業改善、また、様々な教育的ニーズに応じた適切な学習支援等に資する課題の明確化とその解決を目指し、現任校の実態に即した教育研究が進められる内容となっていることを要件とする。これにより、1年次のスタート段階から課題意識をもって研究に取り組み、フィールドワークを基にまとめた実地研究Ⅰ報告書の作成を通して、学校改革や授業改善、また、様々な教育的ニーズに応じた適切な学習支援等の面でリーダーとしての役割を担えるよう力量を高める。そして、2年次には現任校における勤務の中で、その成果を生かすとともに、継続して研究に取り組み、その力量を一層高めるようにする。

4月 研究計画書に基づきフィールドワークや実地研究Ⅰ報告書作成のプロセスの検討

4～5月 これまでの教育実践に基づく課題の明確化（これまでの勤務校での授業実践・学校課題の省察）

（客観的データに基づく）

5～8月 フィールドワーク（研究協力校等に出向いての調査及び実態把握）

8月 これまでの調査結果を基にした学校課題改善の全体討議

9月 フィールドワークや討議調査結果、対策案を実地研究Ⅰ報告書としてまとめる

10～11月 実務家教員と研究者教員の協議に基づく評価

3月末 単位認定

これらの活動に際しては、実務家教員、研究者教員と課題研究等の時間を活用し、様々な議論を通して客観的に実践研究を進める。

#### ④実地研究Ⅱ（学卒院生）

学卒院生は、実地研究Ⅰ及び課題研究Ⅰにより深めた学校教育に対する課題意識を基に、課題研究Ⅱとの往還、連携協力校等での実践を通して、研究テーマに関する課題の解決策を立案する能力及び解決のための実践力を高める。

そのため、学卒院生を所属コース及び研究テーマに応じて、連携協力校等（現職院生の所属校を含む）に配属する。そして、事前指導を踏まえて、大学院の指導教員、連携協力校等の指導教員からの指導助言、また、現職院生の助言を受けながら、研究テーマの深化を図れるよう実践と検証を行う。

主な内容を下表に記す。

実地研究の視点	主な活動内容
オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当教員との打ち合わせ</li> <li>・学校経営の概要説明と実地研究Ⅱの計画・方法の確認</li> </ul>
教育課程編成の課題探求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体計画・年間指導計画等作成の実際</li> <li>・教育課程編成の課題探求</li> <li>・教育課程の実施・評価・改善についての課題探求と課題解決</li> </ul>
教科指導等（外国語活動・総合的な学習の時間を含む）の課題探求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年（教科等）の指導計画作成の実際</li> <li>・小単元の指導計画（教科等）作成の実際（評価を含む）</li> <li>・指導案の検討と教材開発の実際</li> <li>・授業実践を通じた教科指導等の課題探求と討議</li> </ul>
道徳教育に係る課題探求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育に係る国の動向及び現状についての理解</li> <li>・道徳教育の全体計画と年間指導計画作成の実際</li> <li>・道徳の時間の指導案の検討</li> <li>・授業実践等を通じた道徳教育の課題探求と討議</li> </ul>
特別活動に係る課題探求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別活動に係る国の動向及び現状についての理解</li> <li>・特別活動の全体計画と年間指導計画作成の実際</li> <li>・学校行事、児童会・生徒会活動等への臨時的関わり</li> <li>・学級活動の時間の指導案検討</li> <li>・授業実践等を通じた特別活動の課題探求と討議</li> <li>・進路指導に係る課題探求と討議</li> </ul>
学級経営に係る課題探求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級経営（案）作成の実際</li> <li>・学級集団の形成と学級経営に係る課題探求と討議</li> <li>・いじめ、不登校、学級崩壊等への対応の実際</li> <li>・家庭（保護者）との連携に係る課題探求と討議</li> </ul>
生徒指導・教育相談に係る課題探求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導・教育相談に係る国の動向及び現状についての理解</li> <li>・生徒指導（教育相談）全体計画と年間指導計画作成の実際</li> <li>・生徒指導（教育相談）、生徒理解の実際と課題探求及び討議</li> <li>・授業実践を通じた学習指導と生徒指導の関連の実際</li> <li>・各教科、道徳教育、特別活動との関連の実際</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談室の役割と業務についての具体的理解</li> <li>・カウンセリングの技法と具体的実践</li> <li>・他の機関等との連携の実際</li> <li>・問題行動等への対応と指導の実際</li> </ul>
学校・家庭・地域の連携に係る課題探求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校と家庭・地域の連携に係る課題探求と討議</li> <li>・PTA活動の実際、地域と連携した取組の実際</li> </ul>

#### ⑤実地研究Ⅱ（特別支援教育）（学卒院生）

学卒院生は、実地研究Ⅰ（特別支援教育）及び課題研究Ⅰ（特別支援教育）により深めた特別支援教育に対する問題意識を基に、実地研究Ⅱ（特別支援教育）における実践的課題探究に臨む。このことを通して、特別支援教育の現代的教育課題の解決に向けて必要とされる思考力と実践力を高める。

学卒院生は所属コース及び研究テーマに応じて、連携協力校等（現職院生の所属校を含む）に配属する。主な内容を下表に記す。

項目	主な内容
オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当教員との打ち合せ</li> <li>・実地研究Ⅱ（特別支援教育）の概要説明</li> </ul>
教育課程編成の課題探究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育における教育課程編成の実際</li> <li>・教育課程編成の課題探究</li> <li>・教育課程編成の課題解決と理論化</li> </ul>
心理教育アセスメントの課題探究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育における心理教育アセスメントの実際</li> <li>・心理教育アセスメントの課題探究</li> <li>・心理教育アセスメントの課題解決と理論化</li> </ul>
実践における学習集団作りの課題探究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の実践における学習集団作りの実際</li> <li>・学習集団作りの課題探究</li> <li>・学習集団作りの課題解決と理論化</li> </ul>
特別な教育的支援の実践と課題探究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別なニーズに応じた教育的支援の実際</li> <li>・特別なニーズに応じた教育的支援の課題探究</li> <li>・特別なニーズに応じた教育的支援の課題解決と理論化</li> </ul>
特別支援教育の現代的課題の探究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程編成・心理教育アセスメント・学習集団作り・教育支援の実践の振り返り</li> <li>・特別支援教育の今後の課題のまとめ</li> <li>・実践力向上にむけた自己評価と今後の課題のまとめ</li> </ul>

#### ⑥実地研究Ⅱ（現職院生）及び 実地研究Ⅱ（特別支援教育）（現職院生）

現職院生は、2年次には、勤務校において課題解決に向けて実践的に研究を継続する。

1年次の実地研究Ⅰ報告書（前述；A4版 5～6枚程度）を生かした学校課題の明確化とその分析を基に、実際に学校内外と協働して課題解決に取り組む力量や授業改善、また、様々な教育的ニーズに応じた適切な学習支援等を組織的にリードし、学校全体の授業力向上や学習支援等の充実を図る力量を養う。

実地研究Ⅰ及び課題研究Ⅰを通して深めた学校教育に対する課題意識に基づき、教育現場での実践を通して、その解決策を立案する能力及び解決のための実践力を高める「実地研究Ⅱ」を開設する。

到達目標は、自らの課題解決に向けた実践の実施と省察の態度形成である。

### <勤務校での実地研究の水準確保>

- ・研究者教員、実務家教員、所属校指導教員等により現職院生の実地研究の取り組み状況などについて定期的な研究協議を実施する。
- ・実践的活動の内容及び自己評価を記録した実地研究日誌を校長に提出して指導を受ける機会を確保し、勤務と実地研究の区別を明確にする。
- ・勤務校の教頭や主幹教諭からの直接指導により経営的視点から力量を高める。
- ・定期的に大学教員（主担当・副担当）が学校を訪問して指導を行い、研究の理論的深化を図る。

## [2] 実習の事前・事後に履修すべき学習内容

実習（「実地研究Ⅰ・Ⅱ」）では、事前・事後指導をそれぞれ2時間ずつ設けている。事前指導の主な内容は、教育現場の現代的課題を踏まえ、実習校に関する情報を収集すること、実習・研究計画を確認すること、教育現場での実践の観察・記録法の確認を行うことである。事後指導の主な内容は、実習・研究計画に基づき、実習・研究の成果報告を行うこと、教育現場の現代的課題に照らして、自らの実習・研究内容を省察することである。

以上の事前・事後指導の内容に加え、本専攻のカリキュラムに沿った学修が、学校教育の実践上の課題を現実的かつ効果的に解決する力を育成する支えとなる。教育現場で生じる課題を解決する実践力を向上させるためには、教育現場での教育実践の文脈に身を置いた学びの機会である実習での経験を客観的に分析・考察し、その解決に役立つ可能性のある心理学的・教育学的理論を実践の文脈の中で捉え直すことが必要である。「課題研究」は「実地研究」と同時進行で進められるものだが、「実地研究」での実践を省察し、客観的分析と理論に支えられた新たな実践を計画することが主な内容となる。そういった点から、「課題研究」は「実地研究」の事後学習であると同時に、次の「実地研究」のための事前学習であるとも言え、「実地研究」を支える重要な柱となる授業科目である。

ただし、「実地研究」と同時に進められる「課題研究」は、「実地研究」における実践に基づいて行われるものであるため、取り扱う内容が狭い範囲に限定される可能性が大きい。教育実践の場で遭遇する可能性のある多様な問題に対する事前・事後学習としては、教育現場の様々な課題に目を向ける授業科目の果たす役割も大きい。

共通科目は、現代の教育現場が抱える課題を、講義のみでなくディスカッションやディベートを通して多面的・多層的に捉え、教育実践のための基礎力を養う科目である。教育現場の課題解決に求められる基礎力を集中的に養う機会である共通科目は、1年次の「実地研究Ⅰ」の事前学習であるとともに、2年次の「実地研究Ⅱ」の重要な事前学習でもある。

コース選択科目は、コースのより具体的な目的にそって、教育現場の実践的課題をより深く追究することを目標として用意されている。そういった意味では、現代の教育課題とその解決に資する理論とをより深いレベルで学習する機会となる。「実地研究」での実践を単なる経験に終わらせないためには、事前のコース選択科目における学習が重要な意味をもつと考えている。

## [3] 具体的な指導体制等

### (1) 事前指導

- ①学卒院生においてもすでに教育実習を履修し教員免許状は取得している。このことから、教育実習の経験も踏まえ、さらに高度な教育実践力の獲得をめざし、各自が研究テーマを持って取り組む「実地研究」と位置付けていることの意味を再確認する。
- ②本教職大学院では、共通科目のうち、「教育課程の課題探究」「教科指導の課題探究」「生徒指導・教育相談の課題探究」を1年前期に設定している。これは実地研究Ⅰの事前学習の意味もあり、共通科目で学ぶ理論を実践に関連付ける場・機会であることを指導する。
- ③研究テーマを含む研究計画の確認及び教育現場での実践の観察・記録法の確認を行う。

### (2) 実地研究

学卒院生を所属コース及び研究テーマに応じて附属小・中・特別支援学校に配属し、主に訪問観察による実践的な研究活動を展開する。各コースの目標を達成するよう、教科等の指導、学級経営、生徒指導、特別な支援を必要とする児童生徒への支援の実践等を通して、研究計画に基づき研究の省察の態度形成及び実践力の向上を図る。

### (3) 事後指導

研究計画に基づく研究の成果と課題をレポート発表と討論により共有し合う。今後の課題解決による研究の深化の方策について討論を行い、レポートとしてまとめる。

### (2) 指導教員の関わり方

(1) 学卒院生一人一人に指導教員等を配置する。

(2) 指導教員が、原則として2週に1度巡回して指導する。

(3) 巡回指導時に所属校の指導教員等との研究協議を行う。

(4) 附属学校での研究協議とは別に、大学院において、課題研究Ⅰの時間の中で、研究者教員及び実務家教員から研究テーマを深化させる視点から指導・助言を定期的に行う。その際、レポートの提出を課すなどして研究の深化を促す。

## [4] 実地研究（実習）にかかわる教員組織

教職実践専攻委員会のもとに実地研究の実務担当者が、連携協力校等との連絡調整、配属先決定に当たる。実地研究は専任教員が担当する。1人の学生に複数の指導教員を配置し、巡回指導でも連携しながら実地研究の指導に当たる。実地研究の運営に当たっては、県教育委員会、市町村教育委員会との密接な連携のもとで実施する。

教育実践力高度化コースと発達臨床支援高度化コースの「実地研究」（実習）および「課題研究」の教員配置は、予想される学生定員を想定し設定している。本学では、コース定員を設定していないが、これまでの希望調査の実態を踏まえると、コース別の院生の割合は5：1～4：1程度になると想定している。それらのことを踏まえて、教員組織の割り当てを予定している。そのため、発達臨床支援高度化コースを担当する専任教員数が少ないので、特別支援関係の研究者教員2名が兼担として授業（実地研究、課題研究）を担当する指導体制を取り、コースごとの指導体制を整えている。

## [5] 教職実践専攻委員会における実地研究（実習）部会

本専攻は研究科の一組織としての位置づけである。しかし、教職大学院である本専攻の目的を、効率的・機動的、また継続的に遂行するために、本専攻の研究者教員（専任教員9名）と実務家教員（6名）を構成員とする「教職実践専攻委員会」を置き、研究科委員会の下部に位置づける。

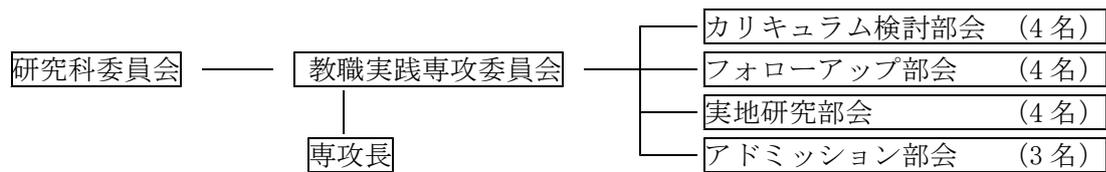
この委員会では、本専攻の教育研究戦略・教育研究方法等について検討し、案を作るなどして、その内容を「研究科委員会」に提案する。「教職実践専攻委員会」に専攻長を置き、その下に次の4つの組織を置く。

①カリキュラム検討部会・・・教職大学院の時間割や、全体のカリキュラムの見直しを行う部会である。共通科目及び選択科目の内容の検討、実地研究や課題研究などの取り組みを検討する部会である。

②フォローアップ部会・・・院生の理論と実践の往還的な取り組みの支援を行う部会である。学校現場の状態をつかみ（実地研究など）、それらをまとめ意見交換する全体的な取り組みの企画・運営を行う。特に、学校現場の活動を、大学に戻って整理・再構築する活動を支援する。

③実地研究部会・・・実地研究の企画・運営・評価など担当する部会である。実地研究を行う学校の調整や学校訪問の期日など、大学での活動を支援する。

④アドミッション部会・・・専門職学位課程の入試全般およびアドミッション広報関係を検討する部会である。



本専攻の事務は、教育学部支援室（総務係、学務係）が掌握し、本専攻に係わる学生窓口を学務係に置く。



教職大学院の専任教員が担当する学部・大学院の科目一覧



澤崎俊之	研究者教員
------	-------

担当	授業科目	科目単位
専門職学位課程	生徒指導・教育相談の課題探究	4
(教職大学院)	実地研究Ⅰ	4
	実地研究Ⅱ	6
	課題研究Ⅰ	2
	課題研究Ⅱ	2
	学校臨床心理学実践演習	2
		※換算単位数
修士課程	(担当なし)	0
学部	教育相談	0.6
	生徒・進路指導論	0.7
	教育心理学概説	2
	臨床心理学概論	2
	臨床心理学特講	2
	心理・教育実践学入門Ⅰ・Ⅱ	0.1
	心理学実験Ⅰ・Ⅱ	0.3
	心理学演習ⅠA・ⅠB	2
	心理学演習ⅡA・ⅡB	2

庄司康生	研究者教員
------	-------

担当	授業科目	科目単位
専門職学位課程	教育経営の課題探求	4
(教職大学院)	実地研究Ⅰ	4
	実地研究Ⅱ	6
	課題研究Ⅰ	2
	課題研究Ⅱ	2
	校内研究会アクション・リサーチ	2
		換算単位数
修士課程	教師教育学	4
学部	ストレス・マネジメント	0.4
	現代発達科学入門	0.4

※換算単位数：科目単位数に分担時間割合を乗じたもの

宇佐見香代	研究者教員
-------	-------

担当	授業科目	科目単位
専門職学位課程 (教職大学院)	教育課程の課題探求	4
	学校と教職の課題探求	4
	実地研究Ⅰ	4
	実地研究Ⅱ	6
	課題研究Ⅰ	2
	課題研究Ⅱ	2
	総合学習カリキュラム開発演習	2
		換算単位数
修士課程	(担当なし)	0
学部	生活科概説	0.5
	生活科概説	0.5
	教師の成長と教師教育	2
	生活科指導法	2
	初等教育方法学概説	0.1
	中等教育方法学概説	0.1
	教育臨床演習ⅠA・ⅠB	2
	教育臨床演習ⅡA・ⅡB	2

磯田三津子	研究者教員
-------	-------

担当	授業科目	科目単位
専門職学位課程 (教職大学院)	学校と教職の課題探求	4
	実地研究Ⅰ	4
	実地研究Ⅱ	6
	課題研究Ⅰ	2
	課題研究Ⅱ	2
	外国人教育と多文化共生	2
		換算単位数
修士課程	(担当なし)	0
学部	教育方法学概説（前期・後期）	4
	授業分析と授業の構成（隔年）	1
	教材づくりと授業展開（後期）	2
	教育臨床演習ⅠA・ⅠB	2
	教育臨床演習ⅡA・ⅡB	2

山本利一	研究者教員
------	-------

担当	授業科目	科目単位
専門職学位課程	教科指導の課題探求	4
(教職大学院)	実地研究Ⅰ	4
	実地研究Ⅱ	6
	課題研究Ⅰ	2
	課題研究Ⅱ	2
	教科の学習指導と実践	0.6
	学校課題改善演習	2
		換算単位数
修士課程	技術科教育学特論	2
	技術科教育教材演習	2
	技術科教育学演習	2
	技術科教育基礎論	2
学部	技術科指導法A	2
	技術科指導法B	2
	技術科指導法C	2
	技術科指導法D	1
	技術科教材開発論	2

河村美穂	研究者教員
------	-------

担当	授業科目	科目単位
専門職学位課程	教科指導の課題探求	4
(教職大学院)	実地研究Ⅰ	4
	実地研究Ⅱ	6
	課題研究Ⅰ	2
	課題研究Ⅱ	2
	教科の学習指導と実践	0.6
	授業研究方法論演習	2
		換算単位数
修士課程	家庭科教育学特論	2
	家庭科教育学演習	2
学部	初等家庭科指導法(オムニバス)	2.6
	中等家庭科指導法A(オムニバス)	1
	中等家庭科指導法B(オムニバス)	1
	中等家庭科指導法C	2
	中等家庭科指導法D	2
	家政学演習	2

小倉 康	研究者教員
------	-------

担当	授業科目	科目単位
専門職学位課程 (教職大学院)	教育課程の課題探求	4
	実地研究Ⅰ	4
	実地研究Ⅱ	6
	課題研究Ⅰ	2
	課題研究Ⅱ	2
	教科の学習指導と実践	0.6
	学校教育と進路選択	2
		換算単位数
修士課程	理科教育学特論AⅠ	2
	理科教育学演習A	2
学部	初等理科指導法	2
	初等理科指導法	2
	初等理科指導法	2
	中等理科指導法A	2
	中等理科指導法D	2
	理科教授学習評価論	1

及川 賢	研究者教員
------	-------

担当	授業科目	科目単位
専門職学位課程 (教職大学院)	教科指導の課題探求	4
	実地研究Ⅰ	4
	実地研究Ⅱ	6
	課題研究Ⅰ	2
	課題研究Ⅱ	2
	教科の学習指導と実践	0.6
	言語活動と教材開発	2
		換算単位数
修士課程	英語教育学演習A	2
	英語教育学演習B	2
	英語教育学特論A	2
	英語教育学特論B	2
学部	現代英語A	2
	現代英語B	2
	英語科指導法C	2
	英語科指導法D	2
	英語教育学演習ⅠA	1
	英語教育学演習ⅠB	1
	英語教育学演習ⅡA	1
	英語教育学演習ⅡB	1
	小学校英語教育入門	2

名越 斉子	研究者教員
-------	-------

担当	授業科目	科目単位
専門職学位課程	生徒指導・教育相談の課題探求	4
(教職大学院)	実地研究Ⅰ (特別支援教育)	4
	実地研究Ⅱ (特別支援教育)	6
	課題研究Ⅰ (特別支援教育)	2
	課題研究Ⅱ (特別支援教育)	2
	特別支援教育コーディネーター演習	2
	発達臨床アセスメント演習	2
		換算単位数
修士課程	(担当なし)	0
学部	発達障害児の心理と指導	2
	障害児心理検査法	2
	障害児指導法	2
	障害児心理演習	2
	特別支援教育入門	2

桐淵 博	実務家教員
------	-------

担当	授業科目	科目単位
専門職学位課程	教育経営の課題探求	4
(教職大学院)	学校と教職の課題探求	4
	実地研究Ⅰ	4
	実地研究Ⅱ	6
	課題研究Ⅰ	2
	課題研究Ⅱ	2
	教科の学習指導と実践	2
	学校の安全と危機管理	2
		換算単位数
修士課程	(担当なし)	0
学部	教職入門 (小)	1.4

大澤利彦	実務家教員
------	-------

担当	授業科目	科目単位
専門職学位課程	教育経営の課題探求	4
(教職大学院)	学校と教職の課題探求	4
	実地研究Ⅰ	4
	実地研究Ⅱ	6
	課題研究Ⅰ	2
	課題研究Ⅱ	2
	教科の学習指導と実践	2
	学校課題改善演習	2
		換算単位数
修士課程	(担当なし)	0
学部	教職入門 (中学校)	1.6

櫻井康博	実務家教員
------	-------

担当	授業科目	科目単位
専門職学位課程	生徒指導・教育相談の課題探求	4
(教職大学院)	実地研究Ⅰ (特別支援教育)	4
	実地研究Ⅱ (特別支援教育)	6
	課題研究Ⅰ (特別支援教育)	2
	課題研究Ⅱ (特別支援教育)	2
	重度・重複障害児の教育実践と課題	2
	ソーシャルサポート・ネットワーク演習	2
	特別支援教育実践研究	2
	インクルーシブ教育演習	2
	学校コンサルテーション・教育相談演習	2
		換算単位数
修士課程	(担当なし)	0
学部	教職入門 (小学校)	1.4

長江清和	実務家教員
------	-------

担当	授業科目	科目単位
専門職学位課程	実地研究Ⅰ（特別支援教育）	4
（教職大学院）	実地研究Ⅱ（特別支援教育）	6
	課題研究Ⅰ（特別支援教育）	2
	課題研究Ⅱ（特別支援教育）	2
	発達障害心理学の実践と課題	2
	特別支援教育コーディネーター演習	2
	知的障害心理学の実践と課題	2
	発達臨床アセスメント演習	2
	学校臨床心理学実践演習	2
		換算単位数
修士課程	（担当なし）	0
学部	教職入門	1.4

井上 馨	実務家教員
------	-------

担当	授業科目	科目単位
専門職学位課程	教育課程の課題探求	4
（教職大学院）	教科の学習指導と実践	2
	学校教育と進路選択	2
		換算単位数
修士課程	（担当なし）	0
学部	（担当なし）	0

松澤勇治	実務家教員
------	-------

担当	授業科目	科目単位
専門職学位課程	教科指導の課題探求	4
(教職大学院)	教科の学習指導と実践	2
	学校課題改善演習	2
		換算単位数
修士課程	(担当なし)	0
学部	(担当なし)	0

教職大学院の専任教員が担当する授業（時間割）一覧



澤崎俊之

前期	月	火	水	木	金
1	臨床心理学概論		生徒指導・教育相談の課題探求	実地研究 I	実地研究 II
2			生徒指導・教育相談の課題探求	実地研究 I	実地研究 II
3	心理学演習 I			教育相談	
4	心理学演習 II		生徒指導・進路指導		
5		課題研究 I			
6		課題研究 II			

後期	月	火	水	木	金
1	学校臨床心理学実践演習	教育心理学概説			臨床心理学特講
2					
3	心理学演習 I			教育相談	
4	心理学演習 II		生徒指導・進路指導	心理・教育実践学入門	
5		課題研究 I		心理学実験	
6		課題研究 II			

庄司康生

前期	月	火	水	木	金
1	教育経営の課題探求			実地研究 I	
2	教育経営の課題探求			実地研究 I	現代発達科学入門
3				教師教育学	実地研究 II
4					実地研究 II
5					
6		課題研究 I	課題研究 II	教師教育学	

後期	月	火	水	木	金
1					
2					ストレス・マネジメント
3				教師教育学	
4					
5		校内研究会アクション・リサーチ			
6		課題研究 I	課題研究 II	教師教育学	

宇佐見香代

前期	月	火	水	木	金
1		教育課程の課題探求		実地研究 II	初等教育方法学概説(2回)
2		教育課程の課題探求		実地研究 II	生活科概説 I・II
3				生活科指導法	実地研究 I
4	学校と教職の課題探求		教育臨床演習 II A		実地研究 I
5	学校と教職の課題探求		教育臨床演習 I A		
6	課題研究 II	課題研究 I			

後期	月	火	水	木	金
1					中等教育方法学概説(2回)
2					
3		総合学習カリキュラム開発演習		生活科指導法	
4		教師の成長と教師教育	教育臨床演習 II B		
5	課題研究 I		教育臨床演習 I B		
6	課題研究 II				

磯田三津子

前期	月	火	水	木	金
1				実地研究Ⅱ	教育方法学概説
2			授業分析と授業の構成	実地研究Ⅱ	実地研究Ⅰ
3			課題研究Ⅰ		実地研究Ⅰ
4	学校と教職の課題探求		課題研究Ⅱ	教育臨床演習Ⅰ	
5	学校と教職の課題探求			教育臨床演習Ⅱ	
6					

後期	月	火	水	木	金
1					教育方法学概説
2			教材づくりと授業展開		
3			課題研究Ⅰ		
4			課題研究Ⅱ	教育臨床演習Ⅰ	
5		外国人教育と多文化共生		教育臨床演習Ⅱ	
6					

山本利一

前期	月	火	水	木	金
1				実地研究Ⅰ	実地研究Ⅱ
2			技術科指導法A	実地研究Ⅰ	実地研究Ⅱ
3		技術科指導法D		技術科教材開発論	
4		技術科教育学特論	教科指導の課題探究		
5	課題研究Ⅰ		教科指導の課題探究	技術科教育学演習	
6	課題研究Ⅱ				

後期	月	火	水	木	金
1	学校課題改善演習				
2			技術科指導法B		
3					
4		教科の学習指導と実践			
5	課題研究Ⅰ	技術科教育教材演習	技術科指導法C	技術科教育基礎論	
6	課題研究Ⅱ				

河村美穂

前期	月	火	水	木	金
1		中等家庭科指導法A		実地研究Ⅱ	実地研究Ⅰ
2		授業研究方法論演習		実地研究Ⅱ	実地研究Ⅰ
3	初等家庭科指導法		家政学演習		
4	家庭科教育学特論(院修士)		教科指導の課題探究		
5		課題研究Ⅰ	教科指導の課題探究		
6		課題研究Ⅱ			

後期	月	火	水	木	金
1		中等家庭科指導法B			
2	中等家庭科指導法C	中等家庭科指導法D			
3	初等家庭科指導法		家政学演習		
4	家庭科教育学演習(院修士)	教科の学習指導と実践			
5		課題研究Ⅰ			
6		課題研究Ⅱ			

小倉 康

前期	月	火	水	木	金
1	中等理科指導法A	教育課程の課題探求		実地研究 I	実地研究 II
2		教育課程の課題探求		実地研究 I	実地研究 II
3	初等理科指導法		理科教育学特論A I (修士)		
4	初等理科指導法				
5			課題研究 I		
6			課題研究 II		

後期	月	火	水	木	金
1	理科教授学習評価論				
2			学校教育と進路選択		
3	初等理科指導法		理科教育学演習A (修士)	中等理科指導法D	
4		教科の学習指導と実践			
5			課題研究 I		
6			課題研究 II		

及川 賢

前期	月	火	水	木	金
1				実地研究 I	
2		英語教育学演習IA		実地研究 I	英語科指導法C
3		英語教育学演習IIA		課題研究 II	実地研究 II
4			教科指導の課題探求	現代英語A	実地研究 II
5		英語教育学特論A (院)	教科指導の課題探求	英語教育学演習A (院)	
6		課題研究 I			

後期	月	火	水	木	金
1				小学校英語教育入門	英語教育学特論B (院)
2		英語教育学演習IB		英語教育学演習B (院)	英語科指導法D
3		英語教育学演習IIB			課題研究 II
4		教科の学習指導と実践		現代英語B	
5		言語活動と教材開発			
6		課題研究 I			

名越育子

前期	月	火	水	木	金
1			生徒指導・教育相談の課題探求	実地研究 II (特別支援教育)	実地研究 I (特別支援教育)
2		障害児指導法	生徒指導・教育相談の課題探求	実地研究 II (特別支援教育)	実地研究 I (特別支援教育)
3		発達障害の心理と指導 (隔年)			
4		障害児心理演習			
5		課題研究 I (特別支援教育)	特別支援教育コーディネーター演習		
6		課題研究 II (特別支援教育)			発達臨床アセスメント演習

後期	月	火	水	木	金
1					
2		特別支援教育入門 (B)			
3		障害児心理検査法(障害児心理アセスメント)			
4		障害児心理演習			
5		課題研究 I (特別支援教育)			
6		課題研究 II (特別支援教育)			

桐淵 博

前期	月	火	水	木	金
1	教育経営の課題探求			実地研究 I	実地研究 II
2	教育経営の課題探求			実地研究 I	実地研究 II
3		教職入門(小)			
4	学校と教職の課題探求				
5	学校と教職の課題探求	課題研究 I			
6		課題研究 II			

後期	月	火	水	木	金
1					
2	学校の安全と危機管理				
3					
4	算数・数学の学習指導と実践	教科の学習指導と実践			
5			課題研究 I		
6			課題研究 II		

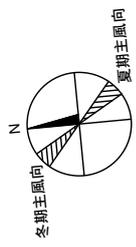
大澤利彦

前期	月	火	水	木	金
1	教育経営の課題探求			実地研究 I	実地研究 II
2	教育経営の課題探求			実地研究 I	実地研究 II
3					
4	学校と教職の課題探求	教職入門(中学校)	課題研究 I		
5	学校と教職の課題探求		課題研究 II		
6					

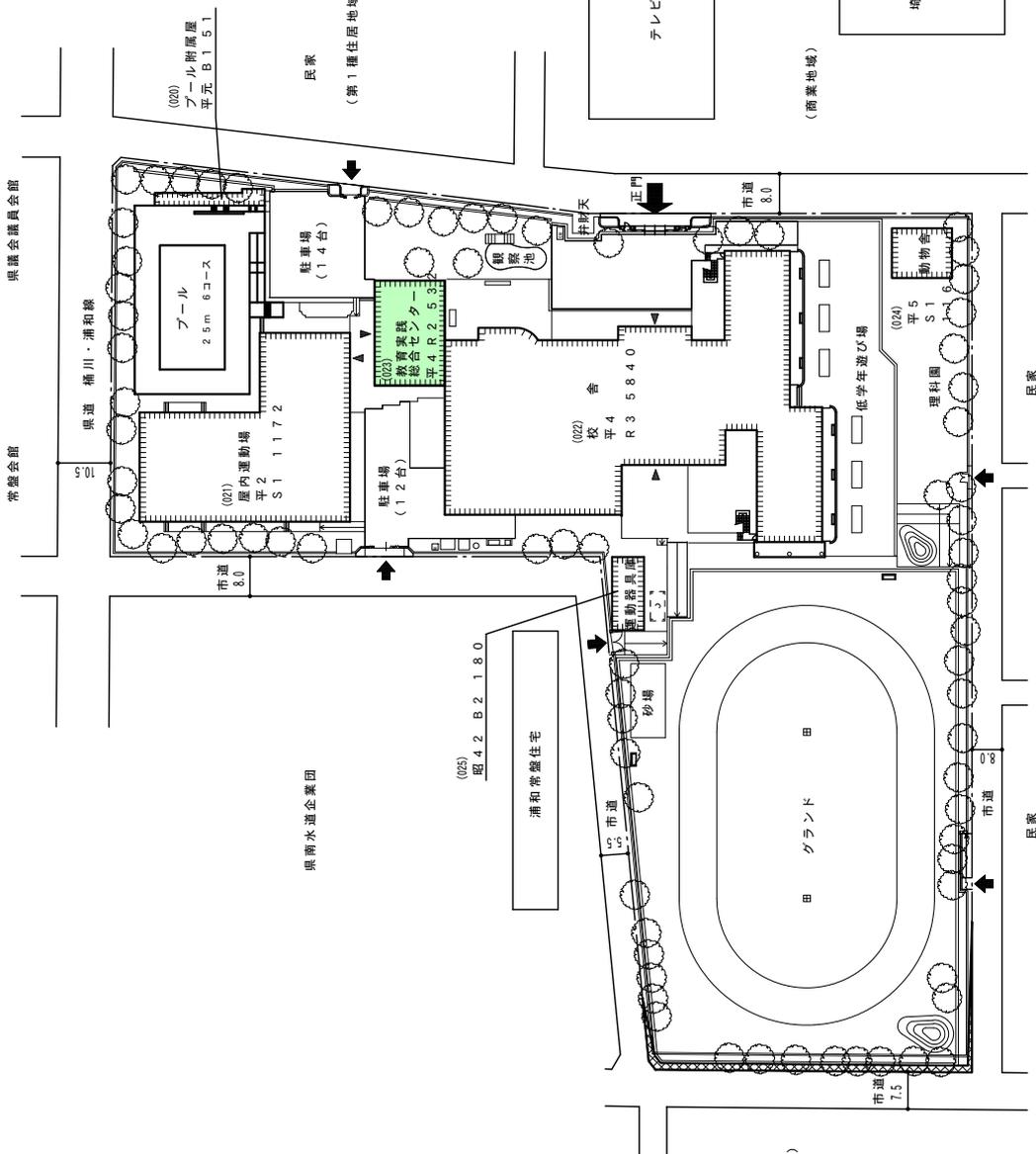
後期	月	火	水	木	金
1					
2		学校課題改善演習			
3					
4		教科の学習指導と実践	課題研究 I		
5			課題研究 II		
6					

教育実践総合センター教職大学院ブランチ配置図





(第1種住居地域)



(第1種住居地域)

民家

(第1種住居地域)

民家

(商業地域)

テレビ場五

(商業地域)

埼玉県労働金庫

(第1種中高層住居専用地域)

民家

(第1種住居地域)

民家

縮 R S=1/1500

0 10 20 30 40 50 70 100



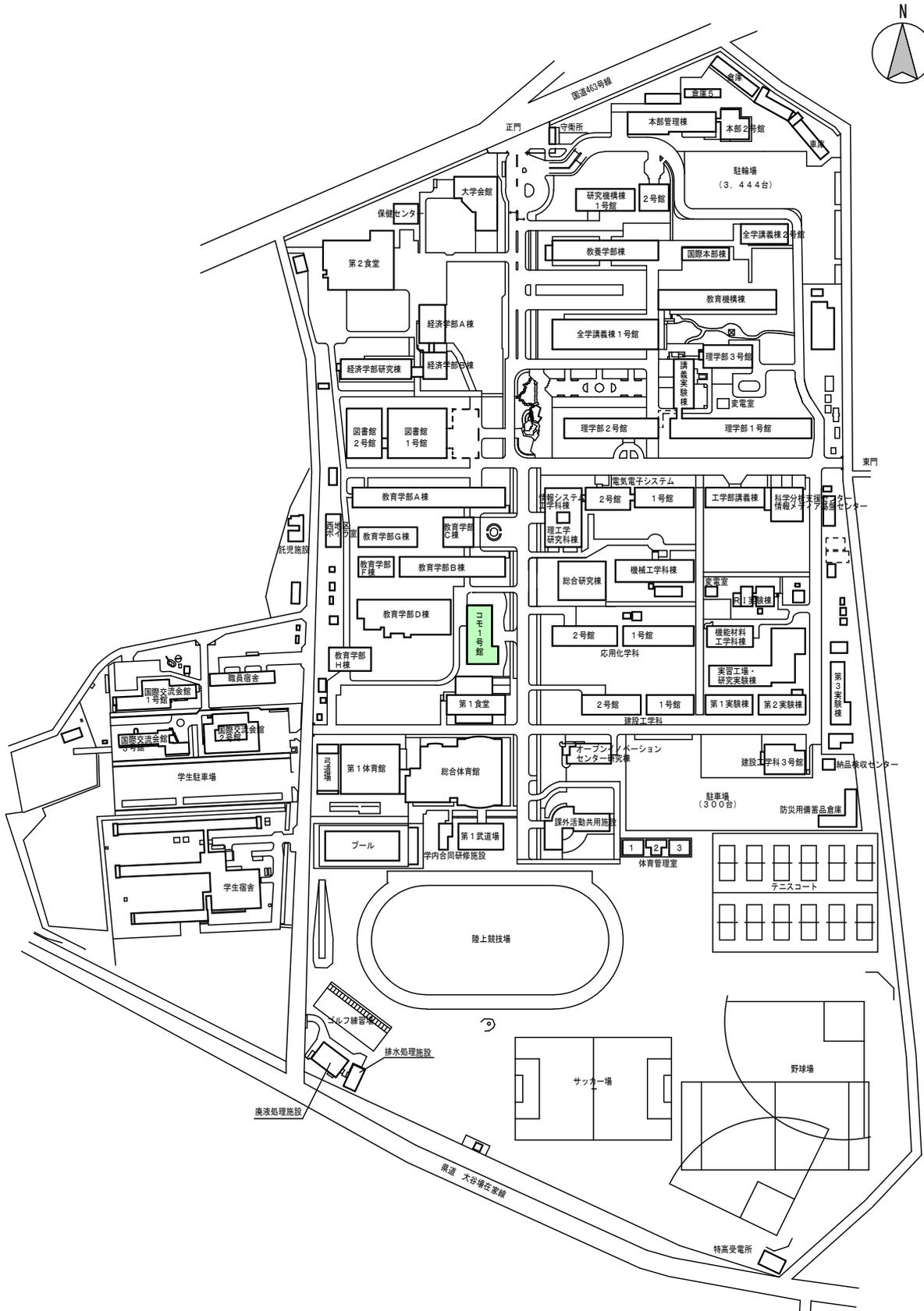
特別支援教育臨床研究センター教職大学院ブランチ配置図







コモ棟 2 階 クリニコスホール 配置図



埼玉大学大久保団地配置図 S=1/4000



## 修士課程と専門職学位課程の比較対照表



埼玉大学教育学研究科 両課程比較

事項	修士課程(改編後)	専門職学位課程(教職大学院)
理念・目的	学士課程の一ランク上の、高度職業人としての教員、学校や地域単位の教育関連諸組織におけるミドルリーダーを養成する。 教育関連諸科学と各教科のエキスパートを養成する。	教育現場の諸課題を解決できる高度な専門性と実践的指導力を備えた教員を養成する。
養成する人材像	・子ども(人間)やその背景をなす社会に関する理解や、それらに対する有効な働きかけや教育方法について高度の専門性を有する人材。 ・小中学校を中心とする教科について、またその教育方法について高度の専門性を備えた人材。	・学校教育をめぐる諸課題について、総合的に捉える広い視野を持ち、学校内外の関係者によるチーム作りやネットワークのマネジメントに長け、それらを有効に機能させて課題解決にあたる力を備える人材。 ・一人一人の子どもに対する臨床的支援に長けた人材。
学位	修士(教育学)	専門職学位(教職修士)
修業年限	2年	2年
修了要件教育課程	修士論文 30単位 ・共通科目2単位 ・専修に関する科目14単位 ・自由選択科目10単位 ・課題研究4単位	修士論文なし、学習成果報告書 46単位 ・共通科目20単位 ・学校における実習科目10単位 ・課題研究4単位 ・コース別科目12単位
専攻・専修・分野	2専攻9専修(定員42名) 【学校教育専攻】学校教育学専修(教育学分野、幼児教育分野)、心理・教育実践学専修(心理学分野、教育実践学分野)、学校保健学専修 【教科教育専攻】言語文化専修(国語分野、英語分野)、社会専修、自然科学専修(数学分野、理科分野)、芸術専修(音楽分野、美術分野)、身体文化専修(保健体育分野)、生活創造専修(技術分野、家庭分野)	1専攻2コース(定員20名) 【教職実践専攻】 教育実践力高度化コース 発達臨床支援高度化コース
教育課程の特徴	①学問分野や教科の視点から課題を把握し、分析的な検討を加えつつ、教育現場の実践も踏まえて、新たな理論を構築して課題解決の道を開く。 ②学校及び学校以外の教育現場をフィールドとする実践科目は、同時に学校と学校以外の教育関連組織との連携を実体験し、教員になってからのチーム学校等の学校側の担い手を育てる役割も帯びる。 ③教育課題を発見し、理論的考察と実践的検証を経て研究をまとめ、口頭発表や修士論文としてまとめることを通して、理論と実践の双方から課題解決を図る能力を育成するとともに、研究成果を広く発信する力を育てる。 ④課題研究において、異なった研究分野の研究方法を広く学ぶことを通して、教育課題に対する多角的な視点と多様な解決方法を身につける。 ⑤共通科目や課題研究において、TTでの授業を行い、受講者側にとって多様な教育方法や研究手法を学び、教育研究の幅を拓ける。	①多様化する教育課題について、現場の実態から、ありのままに捉え、理論研究の成果も活用しつつ、現場との往還を繰り返して課題を深め、広げ、実践的な課題解決の道を開く。 ②学校教育現場をフィールドとする実地研究は、同時に学校支援の役割も帯びる。 ③理論と実践とを往還する実地研究・課題研究を通して、学校現場に即して課題解決を図る能力を育成する。 ④実地研究の過程において、様々な学びをしている院生が、一同に会し、または複数で、情報交換・意見交換をする場を設け、自らの実習体験を深化させる。また、現職院生が学卒院生に助言・指導することを通して、現職院生の指導者としての力量を高める。 ⑤全ての科目が複数の教員によるTTで行われ、多様な視点からの授業が行われる。特に共通科目とコース別科目においては、研究者教員と実務家教員のTTによる授業で行い、理論と実践が融合・往還する内容となる。

埼玉大学教育学研究科 両課程比較

<p>対象となる 学生層</p>	<p>○現職院生は、自らのこれまでの教育実践を修士論文という形でまとめ、それをより高度の教育実践につなげて行きたい者。 ○学卒院生は、自らが専門とする学問分野や教科に関する知識や理解力を高めるとともに、それに基づく効果的な教育方法について身につけたい者。 ○留学生は、日本において「教育」について深く学び、母国、また日本における教育に貢献したい者。日本と母国との交流に貢献したい者。</p>	<p>○現職院生は、学校教育・教育課題や、教育相談・特別支援教育などに、高度の専門性を身につけたい者。 管理職候補者をはじめとする指導的役割を果たしうるスクールリーダーを目指す者を含む埼玉県・さいたま市からの派遣を中心にするが、それ以外の者も含む。 ○学卒院生は、教育実践についての高い即戦力性を身につけたい者。 将来的に管理職候補者をはじめとする指導的役割を果たしうるスクールリーダーを目指す者を含む。 ○留学生は対象としない。</p>
<p>入学者選 抜方法</p>	<p>・現職教員には、現職教員等特別選抜制度があり、小論文・口述試験を課す。 ・学卒者は、一般選抜で受験し、外国語・専門科目・口述試験を課す。 ・留学生には、外国人留学生特別選抜制度があり、外国語(国語・音楽専修は除く)・専門科目・口述試験を課す。</p>	<p>・現職教員(経験年数が5年以上の者)には、現職教員等特別選抜制度があり、口述試験を課す。 ・現職教員で経験年数が5年未満の者及び学卒者は、一般選抜で受験し、筆記試験(小論文)・口述試験を課す。</p>
<p>取得できる 専修免許 状</p>	<p>・下部組織となる「学部」で発行している一種免許状の専修免許状。以下のとおり。 ・小学校教諭 ・中学校教諭(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語) ・高等学校教諭(国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、書道、保健体育、保健、家庭、英語) ・幼稚園教諭 ・養護教諭</p>	<p>・下部組織を持たないため、どの学校種・教科の専修免許状でも可能だが、関連のあるものに厳選。以下のとおり。 ・小学校教諭 ・中学校教諭(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語) ・高等学校教諭(国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、福祉、英語) ・特別支援学校教諭</p>
<p>取得できる 資格など</p>		

## 埼玉大学教職大学院の認証評価実施について



教評価第 14 号  
平成26年11月17日

埼玉大学長  
山口 宏樹 殿

一般財団法人教員養成評価機構

理事長 田村 哲夫



埼玉大学教職大学院の認証評価実施について

貴大学に設置予定の専門職大学院設置基準第26条に規定される教職大学院について、学校教育法第109条第3項に規定する認証評価は、貴大学からの申請に基づき当機構で実施いたします。

(本件担当)

〒184-8501

東京都小金井市貫井北町4-1-1 東京学芸大学内

一般財団法人教員養成評価機構事務局

手塚・山本

Tel:042-329-7860 Fax:042-329-7889

E-mail:hyokajimu@iete.jp

## 学生確保の見通し等を記載した書類

### 1 学生確保の見通し及び申請者としての取り組み状況

#### (1) 学生確保の見通し

##### ①定員充足の見通し

現在、埼玉県教育委員会及びさいたま市教育委員会では、長期研修制度の改定を進めている。埼玉県教育委員会及びさいたま市教育委員会から、埼玉大学大学院に派遣されている教員（過去5年間の3～6名）は、全てが教職大学院の受験となる予定である。さらに、長期研修（内地留学）により埼玉大学で研修する派遣教員数は、過去5年間の平均で約11名程度でありその半数以上が教職大学院での研修となる見込みである。

平成26年7月には埼玉県教育委員会教育長に、同年8月にはさいたま市教育委員会教育長に、教育学部長から改めて現職教員10名の派遣を要請した。現在、両教育委員会が現職教員派遣のための制度設計を進めており、派遣要項は年度内に作成できる予定である。

一方、学卒院生についても、以下の諸点から、10名以上の進学者が見込まれる。

本研究科では、過去5年間にわたって、定員割れをおこしていない。学生の本研究科への進学希望は高いレベルを保ち続けている。

平成26年6月に、現在大学院に在籍している院生に対し、入学時に本学に教職大学院が存在していたら、修士課程とどちらを選択するかを調査した。その結果、22%の院生が教職大学院を選択し、さらに17%の院生が教職大学院を視野に入れた選択をした。

これを一学年の定員62名に換算すると、14名が教職大学院を選択し、さらに10名が教職大学院を選択する可能性があったことになる。

また、同年10月に、学部3年生に対し、本学に教職大学院が存在していたら、修士課程とどちらを選択するか調査した。回答数352名、回収率71%の結果、大学院進学を希望するものが28名（全体の8%）おり、そのうち2名が教職大学院を選択した。また、修士課程とどちらか決めかねているものが4名おり、そのうち半数が教職大学院を選択するとすれば、さらに2名が教職大学院を選択することになる。

また、大学院への進学を決めてはいないが考慮しているものが72名（全体の20%）おり、そのうち18名が教職大学院を選択している。そのうち25%が大学院へ進学するとすれば、4～5名が教職大学院へ進学することになる。これらをあわせると、本学出身者で8～9名の教職大学院への進学者が見込まれる。

さらに、本学研究科には、本学他学部や他大学からの入学者も多くいる。学卒院生のうち本学他学部と他大学からの入学者数を、平成22年以降の数値であげれば[11、9、8、15、13]であり、一年平均で11名である。このうち、本学の教職大学院への入学を希望するものを想定すれば、他大学、とりわけ教職大学院を持たない私立大学の出身者が考えられる。その数を、平成22年度以降の数値であげれば[8、8、2、12、11]であり、一年平均で8名である。このうち、半数が教職大学院を選択するとすれば、他大学出身の学卒院生が毎年4名程度、本学の教職大学院へ入学することになる。

このような本学部以外の出身者の、本学大学院入学希望者が、今後急激に減少する要素はなく、これまで同様の数値が見込まれる。

以上により、現職院生10名と学卒院生10名以上となり、学生定員20名は充足できると考えている。

##### ②定員充足の根拠となる調査の結果の概要

また、同年10月に、学部3年生に対し、大学院進学・教職大学院進学希望の有無について調査した。352名からの回答を得たが、そのうち28%（100名）が、卒業後の進路として大学院への進学を

視野に入れていた。さらにそのうちの20%（20名）が教職大学院を進路のひとつとして考えていた。  
以上により、現職院生10名と学卒院生10名以上となり、学生定員20名は充足できると考えている。

#### 資料1 大学院生に対するアンケート調査結果

○実施時期：平成26年5～6月

○対象：修士課程院生 161名（留学生12名）

○回答数 40名（学卒：23名、現職：11名、留学生6名）

Q6. 大学院入学前に、埼玉大学に教職大学院があったとして、あなたは、教職大学院と現在所属している現行大学院のどちらを選択しますか。そう考えるわけもあわせて、記述してください。

○回答

〔全体〕

- A. 教職大学院 (9人：22.5%)
- B. どちらも、どちらとも (7人：17.5%)
- C. 現行大学院 (23人：57.5%)
- D. わからない (1人：2.5%)

\*内訳

〔学卒〕

- A. 教職大学院 (6人：26%)
- B. どちらも、どちらとも (3人：13%)
- C. 現行大学院 (14人：61%)

〔現職〕

- A. 教職大学院 (2人：18%)
- B. どちらも、どちらとも (4人：36%)
- C. 現行大学院 (5人：45%)

〔留学生〕

- A. 教職大学院 (1人：17%)
- B. どちらも、どちらとも (0人：0%)
- C. 現行大学院 (4人：67%)
- D. わからない (1人：17%)

## 資料2 学部3年生に対するアンケート調査結果

回答数	在籍者数	回収率
352	499	71%

### Q1. 大学院進学を希望するか？

希望する	迷っている	希望しない	計
28	72	252	352
8%	20%	72%	100%

### Q2. 希望する者、どちらを選択するか？

専門職課程	修士課程	未定	計
2	22	4	28
7%	79%	14%	100%

### Q3. 迷っている者、どちらを選択するか？

専門職課程	修士課程	未定	計
18	30	24	72
25%	42%	33%	100%

### Q2 + Q3、どちらを選択するか？

専門職課程	修士課程	未定	計
20	52	28	100
20%	52%	28%	100%

【各種アンケートを本資料文末に添付する】

## ③学生納付金の設定に関する考え方

本大学院の、授業料その他の費用に関しては、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令に準じて設定している。

大学院の入学料は、282,000円とする。また、大学院の授業料は、年額535,800円とし、半期分267,900円を2回に分けて納入する。

これらの設定は、近隣（東京都、千葉県、群馬県、茨城県、栃木県）の教職大学院及び修士課程の学生納付金と、ほぼ等しいものである。

### ○入学料、授業料の免除等

入学料、授業料の納付が著しく困難な方に対しては、本人の申請に基づき、選考のうえ、免除または徴収猶予される制度を設定する。

#### (1) 入学料の免除

入学前1年以内に、本人の学資負担者の死亡または本人もしくは学資負担者が災害を受けたため入学料の納付が著しく困難であると認められる者には、免除を検討する。

#### (2) 入学料の徴収猶予

経済的に困窮し、かつ、学業優秀と認められる場合は、入学料の徴収を猶予することを検討する。

#### (3) 授業料の免除

経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる等の場合は、各期ごとの授業料の全額または半額を免除することを検討する。

※ 上記の他、現職院生を常に確保するために、授業料等の負担の在り方を教育委員会と検討を進めている。同時に、大学としても入学金の一部免除についても検討を進めている。

## (2) 学生確保に向けた具体的な取り組み状況

現在、現職院生派遣のみならず、自発的に入学し、学修を行う現職院生が増えるよう情宣活動を行っている。

1つは、大学のホームページ等で、本教職大学院の特徴を説明するなど広報活動を行うとともに、休業制度を利用して教職大学院で学修できることについて周知を図り、自発的な入学を促す。

2つは、埼玉県、さいたま市が実施している教員研修の中に、本教職大学院で得られた知見を研修内容として提供し、市・県内へ実践研究を普及すると共に、そこで情宣活動を実施する。

また、優れた資質の学部新卒学生確保の観点から、採用試験合格者の名簿登載期間の延長に関しては、埼玉県教育委員会、さいたま市教育委員会と交渉を進め、合意を得られる予定である。さらに、採用試験の一部免除、特別選考など入学促進については、現在、折衝を進めている。

## 2 人材需要の動向等社会の要請

### (1) 人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的

学校教育にかかわる諸課題の解決には、単なる実践の積み重ねによる経験的な実践知だけでは十分な対応が難しく、これからの教員には、教育現場の置かれている状況や児童生徒の現状などを的確に分析・把握し、その理解のもとに対応策を構築し、他者との協同のもとで実践し、評価・再考察できる資質能力が必要であると考え。

そこで、新たに設置する教職大学院では、教育現場の経験や学部での学修を基盤に、高度な専門性に裏打ちされた理論と実践の融合型カリキュラム、研究者教員と実務家教員とがタイアップした指導体制と授業、教育現場における実地研究（課題探求及び検証）を整備し、①教科指導等における高度な理論に基づく優れた実践力・展開力を備え中核的・指導的役割を担える教員と、学校教育の改革・改善・充実をめざして管理職や指導主事等として活躍できるミドルリーダーの養成及び、②いじめ、不登校、発達障害等の現代的教育課題に対応できる高度な理論に基づく確かな実践力を備え中核的・指導的役割を担える教員の養成を行う。

専門職学位課程については、以下の2つのコースに分けて示す。

教育実践力高度化コースでは、教育課程の編成や校内研修の企画・立案、カリキュラム開発、教材開発、授業設計・展開・評価・分析等について、最新の理論と専門的知見に裏打ちされた高度な実践力を身につけ、組織マネジメントや人材育成、地域連携や危機管理等、学校経営の視点に立った高度な課題解決能力を育成し、教育の改革、充実を目指す諸活動のリーダーとして活躍できる人材を養成する。

発達臨床支援高度化コースでは、教育現場におけるいじめ、不登校、虐待、発達障害への対応等さまざまな教育的ニーズに応じた適切な学習支援や生活指導等について、現代科学の諸理論と実践力を基にした高度な問題解決能力を育成し、地域・学校においてリーダーとして活躍できる人材を養成する。

### (2) 上記(1)が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

近年の社会の大きな変動の中、様々な専門的職種や領域において、大学院段階で養成されるより高度な専門的職業能力を備えた人材が求められていることは周知のことである。

教員養成の分野についても、子どもたちの学ぶ意欲の低下や社会意識・自立心の低下、社会性の不足、いじめや不登校などの深刻な状況など学校教育の抱える課題の複雑・多様化する中で、こうした

変化や諸課題に対応しうる高度な専門性と豊かな人間性・社会性を備えた力量ある教員が求められている。このため、教員養成教育の改善・充実を図るべく、高度専門職業人養成としての教員養成に関しては、埼玉県教育委員会、さいたま市教育委員会との、連携協議会でも取り上げられている課題である。

大学教育学部では、埼玉県教育委員会並びにさいたま市教育委員会との間で連携協定を結び、これに基づき、平成 17 年度から毎年連携協議会を開催し、教員の養成・採用・研修等についての情報交換や協議等を継続してきた。

埼玉県教育委員会との連携協議会の構成メンバーは、「市町村支援部部長、同副部長、県立学校部副部長、県立総合教育センター総合企画長、県立学校人事課長、高校教育指導課主席指導主事、教職員採用課長、特別支援教育課長、小中学校人事課長、義務教育指導課主席指導主事」である。さいたま市とのコラボレーション推進委員会構成メンバーは、「学校教育部長、同次長、同参事、管理部教育総務課副参事、学校教育部教職員課長、同指導 1 課長、同指導 2 課長、同健康教育課長、教育研究所長、さいたま市立小学校長会会長、さいたま市中学校長会会長」である。埼玉大学からの参加者は、学部長、副学部長、評議員、事務長、学部運営企画室長、進路指導委員会委員長、教育実習委員会委員長、県市派遣教員（実務家教員）と、教職大学院設置後は、教職実践専攻長を含めて構成する予定である。

この連携の一貫として、平成 17 年に両教育委員会との間で「人事交流に関する覚書」を取り交わし、「人事交流協定書」に基づき、埼玉県とさいたま市の教員等を 1 名ずつ 2 年間（平成 27 年度からは 3 年間）埼玉大学教育学部に受け入れており、教育実践総合センターに所属している。現在、この 2 名の教員は教職支援全般の業務に携わっているが、教職大学院では、実務家教員として、研究者教員とのチームにより、大学院生の指導を行う予定である。

また、この連携の成果の 1 つとして、「Saitama CST 事業」がある。これは、埼玉大学が埼玉県教育委員会並びにさいたま市教育委員会と共同で実施しているもので、J S T から平成 24 ～ 27 年度資金支援を受けている。本事業は、中核的理科教員（CST：コア・サイエンス・ティーチャー）を養成するとともに、地域で CST が活動する場としての拠点校の設置を推進し、それによって埼玉県全体の理科教育の水準向上に資することを目的としている。

なお、今年 9 月 15 日には、本大学を会場にして、全国規模の「小中学校理科教員研修会全国のコア・サイエンス・ティーチャー（C S T）から学ぼう」を開催し、本県から 4 名の C S T が研究発表を行った。

以上のようなこれまでの連携を基に、教職大学院設立にあたっては、両教育委員会との協議を重ねてきた。具体的には、平成 24 年 9 月の上記連携協議会において、大学側から、教育学部のミッションの再定義、教職大学院設置に係る教育学部の検討状況等について説明し教育委員会側からの意見を求めた。平成 25 年 3 月の連携協議会において、大学側からその後の経過を報告し、協議を行った。平成 25 年度も同様に連携協議会を開催し、設立の検討当初からデマンド・サイドの意見・ニーズの把握に努めてきた。この連携協議会には、上記人事交流による教員も参加している。

また、平成 26 年度は、それまでの両教育委員会との上記の協議を基に、より具体的な話し合いの場として、教職大学院設置に関する検討会を幾度となく設けて調整を図ってきた。埼玉県教育委員会からは、市町村支援部部長、同副部長、小中学校人事課長、義務教育指導課主席指導主事、小中学校人事課管理主事、義務教育指導課指導主事、義務教育指導課指導主事を中心メンバーとして構成している。さいたま市教育委員会からは、学校教育部長、同副部長、参事、副参事、指導 1 課長補佐、指導 2 課長補佐、主任指導主事（長研担当）を中心メンバーとして構成している。埼玉大学からは、学部長、副学部長、教職大学院担当教授 2 名が原則として参加している。最終決定においては、埼玉県教育委員会教育長、さいたま市教育委員会教育長と学部長が出された意見を確認している。以下、4 月以降実施した教職大学院設置に関する検討会の期日を示す。

4 月 14 日 埼玉県教育委員会との協議

- 4月17日 さいたま市教育委員会との教職大学院設置に関する検討会
- 4月28日 埼玉県教育委員会・さいたま市教委と教職大学院設置に関する検討会
- 5月21日 埼玉県教育委員会との教職大学院設置に関する検討会
- 6月12日 埼玉県教育委員会・さいたま市教育委員会との教職大学院設置に関する検討会
- 7月11日 埼玉県教育委員会との教職大学院設置に関する検討会
- 7月24日 埼玉県教育委員会との教職大学院設置に関する検討会
- 7月29日 埼玉県教育長と学部長との協議
- 8月 1日 さいたま市副教育長と副学部長との協議
- 8月20日 さいたま市教育長と学部長との協議

この他にもこれまで面談による協議を重ねるとともに、担当者レベルでの相談等をかなり頻繁に行ってきた。これまでに連携・調整を図った主な内容は次のとおりである。

①教育委員会の要請を踏まえ、カリキュラム、教育方法、履修形態、指導教員など大学院の運営全般にわたって、大学院と教育委員会（教育現場）との連携強化を図った。

例えば、カリキュラム1つをとってみても、県教育委員会からの要請を踏まえ、コース別科目の中に授業科目として、「学校課題改善演習」を設定し、「学力向上」や「小中を一貫した教育の推進」等の教育現場における具体的な課題を取り上げることにより、県教育委員会・学校のニーズに対応できるようにした。

②入学者の確保、特に、現職教員の受入については、教育委員会の人材養成ニーズと大学院が求める学生の人材像についての共通理解を図った。

③教職大学院に入学し、修了した場合、指導主事としての任用も視野に入れており、教育委員会にとってのメリットを考慮した。

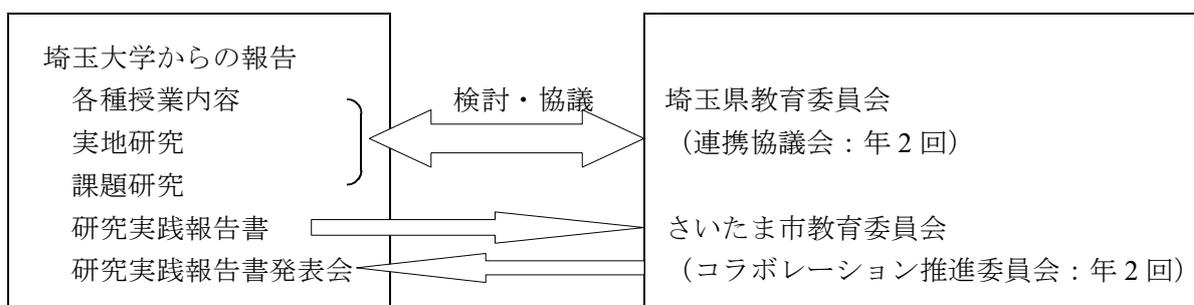
④連携協力校における実習（実地研究）においては、教育現場の課題解決等への貢献ができるよう、大学教員の専門的見地による現場のサポートを行うなど、教育現場にとってのメリットにも配慮した。

さらに協議を継続しているが、現職教員 10 名の派遣について改めて依頼した。現在、両教育委員会が、現職教員派遣のための制度設計を進めており、派遣要項は年度内に作成できる予定である。

また、平成 27 年 3 月の埼玉県教育委員会並びにさいたま市教育委員会との連携協議会の中で、これまでの教職大学院に関する取り組みを報告すると共に、今後教職大学院に関する内容を恒常的に協議項目として位置づけ、大学からの報告とそれらに対する教育委員会の意見を聞く（討議する）機会を持ち続けるをとを決議した。教職大学院設置後は、新たに教職実践専攻長を含めて構成する予定である。

教職大学院設置後は、研究実践報告書は冊子としてまとめ、教育委員会へ提出すると共に、研究実践報告書発表会には、教育委員会からも関係者に参加いただき、報告内容に関してコメントをいただくなど、恒常的に関連教育院会との連携を持つように体制を整える。

#### 教職大学院設置後の関連する教育委員会との会議



## 大学院における実践的な学びに関するアンケート調査

●実施者

教職大学院WG担当：薄井俊二

●回答者情報

○学籍番号 \_\_\_\_\_

○氏 名 \_\_\_\_\_

○属 性

\*該当するものに○印をつけ、[ ] 内のことを記入してください。

・現職教員 [現職経験年数： \_\_\_\_\_]

[勤務してきた主たる学校種： \_\_\_\_\_]

[専門の教科： \_\_\_\_\_]

・ストレートマスター（学部から進学した人）

・留学生

●回答日時

2014年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

●第一次締切

2014年6月30日（その後も順次お送りください）

●アンケートの返送先

・学務係前の、専用回収ボックスに投函してください

## ■アンケート本体

### 1. 大学院について

Q1. 大学院に進学したいと考えた理由、及び進学を決めた時期をお答えください。

Q2. 大学院修了後の進路をどう考えているか、お答えください。

### 2. 大学院の授業について

これまで受けてきた大学院の授業についてお聞きします。

Q3. これまで受けてきた大学院の授業の中で、「有意義」「魅力的」と考えるものについて、その内容や学習方法、「有意義」「魅力的」と考えるわけなどについて、記述してください。具体的な授業名をあげても構いません。

Q4. これまで受けてきた大学院の授業の中で「意義を感じられない」「もの足りない」と考えるものについて、その内容や学習方法、「意義を感じられない」「もの足りない」と考えるわけなどについて、記述してください。具体的な授業名をあげても構いません。

### 3. 実践的な学びと教職大学院について

埼玉大学教育学部は、平成28年度より、「教職大学院」を発足させる予定でいます。教職大学院とは「事例研究、授業観察・分析、フィールドワーク等を積極的に導入した指導方法により、理論と実践の融合を図る教育を行う」（文科省サイトより）とされているものです。大学院での教育実習があり、複数教員によるチームティーチングや双方向的な討論型授業などがある一方、修士論文は書きません。いわば「実践的な学び」を大きな柱とする、職業人養成の大学院です。修了すると、「教職修士（専門職）」の学位が授与されます。

そこで、実践的な学びと教職大学院についてお聞きします。

Q5. 大学院教育において、実践的な学びを導入するとすれば、どのような学びが必要であると考えますか。その理由とともにお答えください。

Q6. 大学院入学前に、埼玉大学に教職大学院があったとして、あなたは、教職大学院と現在所属している現行大学院のどちらを選択しますか。そう考えるわけもあわせて、記述してください。

Q7. 「大学院」、「教職大学院」について、お考えや提言、疑問点などがあれば自由にお書きください。

以上です。ありがとうございました。



そこで、埼玉大学の大学院への進学希望についてお聞きします。  
該当する記号に○をつけ、自由記述欄には指示にしたがって記述して下さい。

Q1. 埼玉大学の大学院へ進学する希望がありますか。

- A1. 進学する希望がある                      A2. 進学する希望はない  
A3. まよっている

Q2. Q1で、A1～A3を選択したわけをお書き下さい

【自由記述欄】

Q3. Q1で、A1またはA3を選択した人にたずねます。

大学院に進学するとしたら、専門職学位課程（教職大学院）と修士課程の、どちらを選択しますか。

- A4. 専門職学位課程（教職大学院）を選択する      A5. 修士課程を選択する  
A6. どちらともいえない

Q4. Q3で、A4～A6を選択したわけをお書き下さい

【自由記述欄】

以上です。ありがとうございました。

# 教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	ヤマグチ ヒロキ 山口 宏樹 <平成26年4月>		工学博士		埼玉大学学長 (平26.4)

（注） 高等専門学校にあっては校長について記入すること。

教 員 の 氏 名 等												
(大学院教育学研究科教職実践専攻)												
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担当 単位 数	年間 開講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学 等の職に従事す る週当たり平均 日数
①	専	教授	サワザキ トシユキ 澤崎(澤崎) 俊之 <平成28年4月>		教育学 修士 ※		生徒指導・教育相談の課題探求 実地研究Ⅰ 実地研究Ⅱ 課題研究Ⅰ 課題研究Ⅱ 学校臨床心理学実践演習	1 1 2 1 2 1・2	4 4 6 2 2 2	1 1 1 1 1 1	教授 (平成6年4月)	5
②	専	教授	ショウジ ヤスオ 庄 司 康 生 <平成28年4月>		教育学 修士 ※		教育経営の課題探求 実地研究Ⅰ 実地研究Ⅱ 課題研究Ⅰ 課題研究Ⅱ 校内研究会アクション・リサーチ	1 1 2 1 2 1・2	4 4 6 2 2 2	1 1 1 1 1 1	教授 (平成11年4月)	5
③	専	教授	ウサミ カヨ 宇佐見 香代 <平成28年4月>		博士 (学術)		教育課程の課題探求 学校と教職の課題探求 実地研究Ⅰ 実地研究Ⅱ 課題研究Ⅰ 課題研究Ⅱ 総合学習カリキュラム開発演習	1 1 1 2 1 2 1・2	4 4 4 6 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1	教授 (平成16年4月)	5
④	専	准教授	イソダ ミツコ 磯田 三津子 <平成28年4月>		博士 (教育学)		学校と教職の課題探求 実地研究Ⅰ 実地研究Ⅱ 課題研究Ⅰ 課題研究Ⅱ 外国人教育と多文化共生	1 1 2 1 2 1・2	4 4 6 2 2 2	1 1 1 1 1 1	准教授 (平成23年4月)	5
⑤	専他	教授	ヤマモト トシカズ 山本利一 <平成28年4月>		博士 (学校教育)		教科指導の課題探求 実地研究Ⅰ 実地研究Ⅱ 課題研究Ⅰ 課題研究Ⅱ 教科の学習指導と実践 学校課題改善演習	1 1 2 1 2 1・2 1・2	4 4 6 2 2 0.6 2	1 1 1 1 1 1 1	教授 (平成13年4月)	5
⑥	専他	教授	カワムラ ミホ 河村美穂 <平成28年4月>		博士 (教育学)		教科指導の課題探求 実地研究Ⅰ 実地研究Ⅱ 課題研究Ⅰ 課題研究Ⅱ 教科の学習指導と実践 授業研究方法論演習	1 1 2 1 2 1・2 1・2	4 4 6 2 2 0.6 2	1 1 1 1 1 1 1	教授 (平成15年4月)	5
⑦	専他	准教授	オグラ ヤスシ 小倉 康 <平成28年4月>		教育学 修士		教育課程の課題探求 実地研究Ⅰ 実地研究Ⅱ 課題研究Ⅰ 課題研究Ⅱ 教科の学習指導と実践 学校教育と進路選択	1 1 2 1 2 1・2 1・2	4 4 6 2 2 0.6 2	1 1 1 1 1 1 1	准教授 (平成23年4月)	5
⑧	専他	准教授	オйкаワ ケン 及川 賢 <平成28年4月>		Master of Arts /文修士 (英国)		教科指導の課題探求 実地研究Ⅰ 実地研究Ⅱ 課題研究Ⅰ 課題研究Ⅱ 教科の学習指導と実践 言語活動と教材開発	1 1 2 1 2 1・2 1・2	4 4 6 2 2 0.6 2	1 1 1 1 1 1 1	准教授 (平成14年4月)	5
⑨	専他	准教授	ナゴシ ナオコ 名越 斉子 <平成28年4月>		修士 (教育学)		生徒指導・教育相談の課題探求 実地研究Ⅰ (特別支援教育) 実地研究Ⅱ (特別支援教育) 課題研究Ⅰ (特別支援教育) 課題研究Ⅱ (特別支援教育) 特別支援教育コーディネーター演習 発達臨床アセスメント演習	1 1 2 1 2 1・2 1・2	4 4 6 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1	准教授 (平成18年4月)	5
⑩	実専	教授	キリブチ ヒロシ 桐淵 博 <平成28年4月>		教育学士		教育経営の課題探求 学校と教職の課題探求 実地研究Ⅰ 実地研究Ⅱ 課題研究Ⅰ 課題研究Ⅱ 教科の学習指導と実践 学校の安全と危機管理	1 1 1 2 1 2 1・2 1・2	4 4 4 6 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1	教授 (平成25年10月)	5
⑪	実専	教授	オオサワ トシヒコ 大澤 利彦 <平成28年4月>		教育学士		教育経営の課題探求 学校と教職の課題探求 実地研究Ⅰ 実地研究Ⅱ 課題研究Ⅰ 課題研究Ⅱ 教科の学習指導と実践 学校課題改善演習	1 1 1 2 1 2 1・2 1・2	4 4 4 6 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1	教授 (平成26年4月)	5
⑫	実専	教授	サクライ ヤスヒロ 櫻井 康博 <平成28年4月>		教育学 修士		生徒指導・教育相談の課題探求 実地研究Ⅰ (特別支援教育) 実地研究Ⅱ (特別支援教育) 課題研究Ⅰ (特別支援教育) 課題研究Ⅱ (特別支援教育) 重度・重複障害児の教育実践と課題 ソーシャルボート・ネットワーク演習 特別支援教育実践研究 インクルーシブ教育演習 学校コンサルテーション・教育相談演習	1 1 2 1 2 1・2 1・2 1・2 1・2	4 4 6 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1	長野大学教授 (平成26年4月)	5

⑬	実専	教授	ナガエ キヨカズ 長江清和 <平成28年4月>	修士 (教育学)	実地研究Ⅰ(特別支援教育) 実地研究Ⅱ(特別支援教育) 課題研究Ⅰ(特別支援教育) 課題研究Ⅱ(特別支援教育) 発達障害心理学の実践と課題 特別支援教育コーディネーター演習 知的障害心理学の実践と課題 発達臨床アセスメント演習 学校臨床心理学実践演習	1 2 1 2 1・2 1・2 1・2 1・2	4 6 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1	附属特別支援学 校副校長 (平成24年4月)	5
⑭	実み	准教授	イノウエ カオル 井上馨 <平成28年4月>	教育学士	教育課程の課題探求 学校教育と進路選択 教科の学習指導と実践	1 1・2 1・2	4 2 2	1 1 1	教育学部 教職支援員 (平成26年9月)	2
⑮	実み	准教授	マツザワ ユウジ 松澤勇治 <平成28年4月>	教育学士	教科指導の課題探求 学校課題改善演習 教科の学習指導と実践	1 1・2 1・2	4 2 2	1 1 1	越谷市教育セン ター教育指導員 (平成25年4月)	2
⑯	兼担	教授	コウノ ヒデキ 河野秀樹 <平成28年4月>	教育学士	教育課程の課題探求 教科指導の課題探求 実地研究Ⅰ 実地研究Ⅱ 課題研究Ⅰ 課題研究Ⅱ 授業研究方法論演習 校内研究会アクション・リサーチ 言語活動と教材開発	1 1 1 2 1 2 1・2 1・2 1・2	4 4 4 6 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1	さいたま市教育委 員会課長補佐 (平成26年4月)	
⑰	兼担	教授	カガヤ ノリュキ 加賀谷徳之 <平成28年4月>	教育学士	教育課程の課題探求 教科指導の課題探求 実地研究Ⅰ 実地研究Ⅱ 課題研究Ⅰ 課題研究Ⅱ 総合学習カリキュラム開発演習 学校教育と進路選択 外国人教育と多文化共生	1 1 1 2 1 2 1・2 1・2 1・2	4 4 4 6 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1	埼玉県教育局指 導主事 (平成24年4月)	
⑱	兼担	教授	ウダ カズコ 宇田和子 <平成28年4月>	文学修士 ※	教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (昭和56年4月)	
⑲	兼担	教授	ノダ スミコ 野田寿美子 <平成28年4月>	文学修士	教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (昭和57年8月)	
⑳	兼担	教授	ノセ セイキ 野瀬清喜 <平成28年4月>	体育学 修士	教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (昭和57年4月)	
㉑	兼担	教授	ヨシオカ マサト 吉岡正人 <平成28年4月>	芸術学 修士	教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (昭和60年4月)	
㉒	兼担	教授	ドウク イサム 道工勇 <平成28年4月>	博士 (理学)	教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (昭和63年4月)	
㉓	兼担	教授	スズキ セイヤ 鈴木静哉 <平成28年4月>	芸術学 修士	教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (平成6年4月)	
㉔	兼担	教授	イトウ マコト 伊藤誠 <平成28年4月>	芸術学 修士	教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (平成6年10月)	
㉕	兼担	教授	ウシエ カズヒロ 牛江一裕 <平成28年4月>	文学修士	教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (昭和57年4月)	

26	兼任	教授	オオトモ ヒデアキ 大友 秀明 ＜平成28年4月＞		教育学 修士 ※		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (平成5年4月)
27	兼任	教授	ヨコオ テッセイ 横尾 哲生 ＜平成28年4月＞		芸術学 修士		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (平成元年1月)
28	兼任	教授 (研究科 長)	ホソブチ トミオ 細 渕 富夫 ＜平成28年4月＞		博士 (教育学)		重度・重複障害児の教育実践と課題 実地研究Ⅰ（特別支援教育） 実地研究Ⅱ（特別支援教育） 課題研究Ⅰ（特別支援教育） 課題研究Ⅱ（特別支援教育）	1・2 1 2 1 2	2 4 6 2 2	1 1 1 1 1	教授 (平成8年5月)
29	兼任	教授	タムラ ヒトシ 田村 均 ＜平成28年4月＞		博士 (経済学)		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (平成4年4月)
28	兼任	教授	ババ ヒサシ 馬場 久志 ＜平成28年4月＞		教育学 修士 ※		学校の安全と危機管理	1・2	2	1	教授 (平成16年4月)
30	兼任	教授	ウスイ シュンジ 薄井 俊二 ＜平成28年4月＞		博士 (文学)		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (昭和63年4月)
31	兼任	教授	カネコ ヤスコ 金子 康子 ＜平成28年4月＞		ph.D (アメリカ)		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (昭和62年1月)
32	兼任	教授	エビスタ レイコ 蛭多 令子 ＜平成28年4月＞		学術博士		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (平成9年4月)
33	兼任	教授	イケウチ イツロウ 池内 慈朗 ＜平成28年4月＞		博士 (教育学)		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (平成21年6月)
34	兼任	教授	カワバタ ヒロコ 川端 博子 ＜平成28年4月＞		博士 (被服環 境学)		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (平成14年8月)
34	兼任	教授	シュトウ トシモト 首藤 敏元 ＜平成28年4月＞		博士 (心理学)		幼児教育実践研究	1・2	0.6	1	教授 (平成元年10 月)
35	兼任	教授	キムラ タカシ 木村 孝 ＜平成28年4月＞		理学博士		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (平成3年4月)
36	兼任	教授	コンドウ ヒトシ 近藤(飯塚)一史 ＜平成28年4月＞		理学博士		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (平成8年4月)
37	兼任	教授	コザワ モトヒロ 小澤 基弘 ＜平成28年4月＞		博士 (芸術学)		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (平成4年4月)
38	兼任	教授	アンドウ トシヒコ 安藤 聡彦 ＜平成28年4月＞		博士 (社会学)		教育実践と教育学	1・2	2	1	教授 (平成11年10月)
39	兼任	教授	フナバシ カズオ 船橋 一男 ＜平成28年4月＞		教育学 修士 ※		教育臨床学の理論と実践	1・2	2	1	教授 (平成8年4月)

40	兼担	教授	ホッタ カオリ 堀田 香織 ＜平成28年4月＞		教育学 修士 ※		カウンセリング実践演習	1・2	2	1	教授 (平成11年10月)
㉓	兼担	教授	トダ イサオ 戸田 功 ＜平成28年4月＞		教育学 修士		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (平成7年4月)
㉔	兼担	教授	アリカワ ヒデユキ 有川 秀之 ＜平成28年4月＞		体育学 修士		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (平成3年4月)
43	兼担	教授	イワカワ ナオキ 岩川 直樹 ＜平成28年4月＞		教育学 修士 ※		教育臨床学の理論と実践	1・2	2	1	教授 (平成5年4月)
44	兼担	教授	オザキ ケイコ 尾崎 啓子 ＜平成28年4月＞		博士 (医学)		学校コンサルテーション・教育相談演習	1・2	2	1	教授 (平成16年4月)
㉕	兼担	教授	コバヤシ サトシ 小林 聡 ＜平成28年4月＞		文学修士 ※		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (平成8年4月)
㉖	兼担	教授	ニノミヤ ヒロユキ 二宮 裕之 ＜平成28年4月＞		博士 (教育学)		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (平成18年4月)
㉗	兼担	教授	トミオカ ヒロアキ 富岡 寛顕 ＜平成28年4月＞		薬学博士		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (平成7年4月)
㉘	兼担	教授	ホソカワ エリコ 細川(鈴木)江利子 ＜平成28年4月＞		文学修士 ※		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (平成3年4月)
㉙	兼担	教授	イイズミ ケンジ 飯泉 健司 ＜平成28年4月＞		文学修士 ※		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (平成9年4月)
50	兼担	教授	タシロ ミエコ 田代 美江子 ＜平成28年4月＞		文学修士 ※		教育実践と教育学	1・2	2	1	教授 (平成19年4月)
㉚	兼担	教授	オカモト カズアキ 岡本 和明 ＜平成28年4月＞		博士 (理学)		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (平成19年4月)
㉛	兼担	教授	ヒダ アキヒコ 飛田 明彦 ＜平成28年4月＞		博士 (理学)		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (平成7年4月)
㉜	兼担	教授	ヨシカワ ハルナ 吉川 はる奈 ＜平成28年4月＞		家政学 修士		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (平成15年4月)
㉝	兼担	教授	シガカワ ジュンコ 重川 純子 ＜平成28年4月＞		家政学 修士		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (平成10年4月)
㉞	兼担	教授	タケザワ エイスケ 竹澤 栄祐 ＜平成28年4月＞		博士 (音楽)		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (平成9年4月)

⑤⑩	兼任	教授	タカスカ マサシ 高須賀 昌志 <平成28年4月>		芸術学 修士	教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (平成10年4月)
⑤⑨	兼任	教授	アサダ シゲヒロ 浅田 茂裕 <平成28年4月>		博士 (農学)	教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (平成7年4月)
⑤⑧	兼任	教授	ハイシ コウイチ 葉石 光一 <平成28年4月>		博士 (教育学)	発達障害心理学の実践と課題 知的障害心理学の実践と課題 実地研究Ⅰ(特別支援教育) 実地研究Ⅱ(特別支援教育) 課題研究Ⅰ(特別支援教育) 課題研究Ⅱ(特別支援教育)	1・2 1・2 1 2 1 2	2 2 4 6 2 2	1 1 1 1 1 1	教授 (平成25年4月)
⑤⑦	兼任	教授	キリタニ マサノブ 桐谷 正信 <平成28年4月>		博士 (教育学)	教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	教授 (平成10年4月)
60	兼任	准教授	ムネサワ タダオ 宗澤 忠雄 <平成28年4月>		社会学 修士	ソーシャルサポート・ネットワーク演習	1・2	2	1	准教授 (平成元年4月)
⑤⑥	兼任	准教授	タケダ チアキ 武田 ちあき <平成28年4月>		文学修士 ※	教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	准教授 (平成8年4月)
⑤⑤	兼任	准教授	カメサキ ミナエ 亀崎 美苗 <平成28年4月>		博士 (工学)	教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	准教授 (平成21年4月)
63	兼任	准教授	カワモト カツヒデ 川元 克秀 <平成28年4月>		博士 (情報科学)	教育実践と教育学	1・2	2	1	准教授 (平成12年4月)
⑤④	兼任	准教授	シマダ レイコ 島田 玲子 <平成28年4月>		博士 (水産学)	教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	准教授 (平成16年4月)
65	兼任	准教授	ムクタ ヒロヨ 椋田 容世 <平成28年4月>		修士 (児童学)	カウンセリング実践演習	1・2	2	1	准教授 (平成18年4月)
⑤③	兼任	准教授	ヤマモト リョウ 山本 良 <平成28年4月>		博士 (文学)	教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	准教授 (平成15年6月)
⑤②	兼任	准教授	オオムカイ リュウゾウ 大向 隆三 <平成28年4月>		博士 (工学)	教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	准教授 (平成18年4月)
⑤①	兼任	准教授	マツモト シン 松本 真 <平成28年4月>		修士 (体育学)	教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	准教授 (平成13年4月)
⑥①	兼任	准教授	ウツミ ノア 内海 能亜 <平成28年4月>		博士 (工学)	教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	准教授 (平成21年4月)
70	兼任	准教授	キタダ ヨシコ 北田 佳子 <平成28年4月>		修士 (教育学) ※	教育実践と教育学	1・2	2	1	准教授 (平成24年10月)
⑥②	兼任	准教授	イワガミ シロユキ 石上 城行 <平成28年4月>		修士 (美術)	教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	准教授 (平成21年4月)

⑥2	兼担	准教授	ウチダ ヌウコ 内田 裕子 ＜平成28年4月＞		博士 (芸術学)		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	准教授 (平成21年10月)
73	兼担	准教授	ヤマダ ケイゴ 山田 恵吾 ＜平成28年4月＞		博士 (教育学)		教育実践と教育学	1・2	2	1	准教授 (平成23年4月)
⑥3	兼担	准教授	マツオカ ケイスケ 松岡 圭介 ＜平成28年4月＞		博士 (理学)		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	准教授 (平成25年4月)
⑥4	兼担	准教授	タコナイ ケンスケ 田子内 健介 ＜平成28年4月＞		修士 (文学)		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	准教授 (平成16年4月)
⑥5	兼担	准教授	キクハラ ノブオ 菊原 伸郎 ＜平成28年4月＞		修士 (体育学)		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	准教授 (平成19年4月)
⑥6	兼担	准教授	タニ ケンジ 谷 謙二 ＜平成28年4月＞		博士 (地理学)		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	准教授 (平成12年4月)
⑥7	兼担	准教授	オノ カズヒコ 小野 和彦 ＜平成28年4月＞		博士 (音楽)		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	准教授 (平成19年4月)
79	兼担	准教授	テラゾノ サオリ 寺蘭 さおり ＜平成28年4月＞		修士 (教育学)		幼児教育実践研究	1・2	0.6	1	准教授 (平成26年4月)
80	兼担	准教授	ノムラ タイロウ 野村 泰朗 ＜平成28年4月＞		博士 (学術)		教育臨床学の理論と実践	1・2	2	1	准教授 (平成11年4月)
⑥8	兼担	准教授	モトハン ユキヤス 本橋 幸康 ＜平成28年4月＞		修士 (教育学) ※		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	准教授 (平成25年4月)
⑥9	兼担	准教授	シミズ リョウ 清水 亮 ＜平成28年4月＞		博士 (文学)		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	准教授 (平成19年4月)
⑦0	兼担	准教授	ヒビノ タク 日比野 拓 ＜平成28年4月＞		博士 (理学)		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	准教授 (平成20年4月)
⑦1	兼担	准教授	オオアサ ユミコ 大朝 由美子 ＜平成28年4月＞		博士 (理学)		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	准教授 (平成21年4月)
⑦2	兼担	准教授	オギキボ コウジ 萩窪 光慈 ＜平成28年4月＞		博士 (工学)		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	准教授 (平成18年4月)
⑦3	兼担	准教授	マツザキ アキオ 松崎 昭雄 ＜平成28年4月＞		修士 (教育学)		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	准教授 (平成22年10月)
87	兼担	准教授	オダクラ イズミ 小田倉 泉 ＜平成28年4月＞		博士 (教育学)		幼児教育実践研究	1・2	0.6	1	准教授 (平成18年4月)

88	兼担	准教授	ヤマナカ サエコ 山中(安倍) 冴子 <平成28年4月>		博士 (社会学)		特別支援教育実践研究 インクルーシブ教育演習	1・2 1・2	2 2	1 1	准教授 (平成16年4月)
⑦⑨	兼担	准教授	タカハシ マサヤ 高橋 雅也 <平成28年4月>		博士 (文学)		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	准教授 (平成24年4月)
⑦⑨	兼担	准教授	アラキ ユウジ 荒木 祐二 <平成28年4月>		博士 (環境学)		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	准教授 (平成23年4月)
⑦⑩	兼担	准教授	ウエノ シゲアキ 上野 茂昭 <平成28年4月>		博士 (農学)		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	准教授 (平成25年4月)
⑦⑪	兼担	准教授	フルタ ヒサシ 古田 久 <平成28年4月>		博士 (教育学)		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	准教授 (平成19年4月)
93	兼担	准教授	タカハシ サトシ 高橋 哲 <平成28年4月>		博士 (教育学)		教育実践と教育学	1・2	2	1	准教授 (平成23年4月)
⑦⑫	兼担	准教授	ナカガワ リツ 中川 律 <平成28年4月>		修士 (法学)		教科の学習指導と実践	1・2	0.6	1	准教授 (平成26年4月)

(注)

- 1 教員の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校の出発定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合又は大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 「申請に係る学部等に従事する週当たりの平均日数」の欄は、専任教員のみ記載すること。

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	3人	人	人	人	3人	
	修 士	人	人	人	3人	1人	人	人	4人	
	学 士	人	人	人	人	2人	人	人	2人	
	短 期 学 大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	人	1人	人	人	人	人	1人	
	修 士	人	人	2人	1人	人	人	人	3人	
	学 士	人	人	人	人	2人	人	人	2人	
	短 期 学 大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	1人	3人	人	人	人	4人	
	修 士	人	人	2人	4人	1人	人	人	7人	
	学 士	人	人	人	人	4人	人	人	4人	
	短 期 学 大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	

(注)

- この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- この書類は、専任教員についてのみ、作成すること。
- この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度（以下「完成年度」という。）における状況を記載すること。
- 専門職大学院の課程を修了した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。